

郡山市地域防災計画 新旧対照表

令和8年6月

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

1-3	修正後	現行	修正理由
1-3	<p>第1</p> <p>4 災害協力団体及び防災関係機関・団体 災害協力団体及び防災関係機関・団体は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急<u>対策</u>を実施する。</p>	<p>第1</p> <p>4 災害協力団体及び防災関係機関・団体 災害協力団体及び防災関係機関・団体は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急<u>措置</u>を実施する。</p>	<p>文言整理、適正化</p>
1-3	<p>第2</p> <p>1 市</p> <p>(1) 郡山市防災会議に関する事務</p> <p>(2) 防災に関する組織の整備及び育成指導</p> <p>(3) 防災思想の普及及び教育</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p> <p>(5) 災害用物資の備蓄及び資材の整備及び点検</p> <p>(6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</p> <p>(7) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(8) 災害広報</p> <p>(9) 避難対策</p> <p>(10) 被災者<u>の</u>救護及び救助 _____</p> <p>(11) 被災児童及び生徒に対する<u>災害</u>応急<u>対策</u></p> <p>(12) 水防活動、消防活動、その他の<u>災害</u>応急<u>対策</u></p> <p>(13) 災害後の清掃、防疫、その他の保健衛生に関する<u>災害</u>応急<u>対策</u></p> <p>(14) 公共土木施設、農地、農業・林業用施設等に対する<u>災害</u>応急<u>対策</u></p> <p>(15) 農産物、家畜、林産物等に対する<u>災害</u>応急<u>対策</u>の指導</p> <p>(16) 緊急輸送<u>体制</u>の確保</p> <p>(17) 災害復旧</p> <p>(18) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</p>	<p>第2</p> <p>1 市</p> <p>(1) 郡山市防災会議に関する事務</p> <p>(2) 防災に関する組織の整備及び育成指導</p> <p>(3) 防災思想の普及及び教育</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p> <p>(5) 災害用物資の備蓄及び資材の整備及び点検</p> <p>(6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</p> <p>(7) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(8) 災害広報</p> <p>(9) 避難対策</p> <p>(10) 被災者<u>に対する</u>救護及び救助<u>の実施</u></p> <p>(11) 被災児童及び生徒に対する _____ 応急<u>措置</u></p> <p>(12) 水防活動、消防活動、その他の _____ 応急<u>措置</u></p> <p>(13) 災害後の清掃、防疫、その他の保健衛生に関する _____ 応急<u>措置</u></p> <p>(14) 公共土木施設、農地、農業・林業用施設等に対する _____ 応急<u>措置</u></p> <p>(15) 農産物、家畜、林産物等に対する _____ 応急<u>措置</u>の指導</p> <p>(16) 緊急輸送 _____ の確保</p> <p>(17) 災害復旧</p> <p>(18) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</p>	<p>文言整理、適正化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
1-3	<p>2 消防本部及び郡山消防署</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備及び育成指導</p> <p>(2) 防災思想の普及及び教育</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>(4) 災害用物資及び資材の保管及び点検</p> <p>(5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</p> <p>(6) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(7) 災害広報</p> <p>(8) <u>避難の指示・誘導</u></p> <p>(9) 水害、火災又は地震等の災害防除及び被害の軽減</p> <p>(10) 被災者の救助・<u>救護</u></p> <p>(11) 災害時による傷病者の搬送</p> <p>(12) 緊急輸送の実施</p>	<p>2 消防本部及び郡山消防署</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備及び育成指導</p> <p>(2) 防災思想の普及及び教育</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>(4) 災害用物資及び資材の保管及び点検</p> <p>(5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</p> <p>(6) 災害予警報、被害状況、その他の災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(7) 災害広報</p> <p>(8) <u>災害発生時の避難対策</u></p> <p>(9) 水害、火災又は地震等の災害防除及び被害の軽減</p> <p>(10) 被災者の救助_____</p> <p>(11) 災害時による傷病者の搬送</p> <p>(12) 緊急輸送の実施</p>	<p>文言整理、適正化</p>
1-3	<p>3 県</p> <p>(1) 郡山警察署、郡山北警察署</p> <p>① 災害に関する情報の収集</p> <p>② 災害広報</p> <p>③ 避難の指示・誘導</p> <p>④ 被災者の<u>救助</u></p> <p>⑤ 交通混乱の防止及び避難路緊急輸送路確保の交通対策</p> <p>⑥ 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持</p>	<p>3 県</p> <p>(1) 郡山警察署、郡山北警察署</p> <p>① 災害に関する情報の収集</p> <p>② 災害広報</p> <p>③ 避難の指示・誘導</p> <p>④ 被災者の<u>救出・救護</u></p> <p>⑤ 交通混乱の防止及び避難路緊急輸送路確保の交通対策</p> <p>⑥ 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持</p>	<p>文言整理、適正化</p>
1-3	<p>4 陸上自衛隊</p> <p>(1) 災害の_____応急復旧</p> <p>(2) <u>被災者の救助</u></p> <p>(3) 避難の指示・<u>誘導</u></p> <p>(4) <u>被災者の</u>救助のための物資の無償貸付又は譲与</p> <p>(5) 被災者への応急給水、給食</p>	<p>4 陸上自衛隊</p> <p>(1) 災害の<u>応急救護、又は</u>応急復旧</p> <p>(2) <u>災害</u>救助</p> <p>(3) 避難の指示<u>及び</u>誘導</p> <p>(4) <u>災害</u>救助のための物資の無償貸付又は譲与</p> <p>(5) 被災者への応急給水、給食</p>	<p>文言整理、適正化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
1-3	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(2) 厚生労働省郡山労働基準監督署及び福島労働局郡山公共職業安定所</p> <p>① 工場、事務所等における産業災害の防止についての誘導監督</p> <p>② 労災保険料等の非常取扱い</p> <p>③ 被災工場、事務所に対する救急医療品の配付等</p> <p>④ 災害 応急対策に要する労働力の供給</p>	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(2) 厚生労働省郡山労働基準監督署及び福島労働局郡山公共職業安定所</p> <p>① 工場、事務所等における産業災害の防止についての誘導監督</p> <p>② 労災保険料等の非常取扱い</p> <p>③ 被災工場、事務所に対する救急医療品の配付等</p> <p>④ _____ 応急対策に要する労働力の供給</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(4) 農林水産省関東森林管理局福島森林管理署郡山森林事務所</p> <p>① 森林治水による災害予防</p> <p>② 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理</p> <p>③ 災害応急対策に必要な木材（国有林）の払下げ</p>	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(4) 農林水産省関東森林管理局福島森林管理署郡山森林事務所</p> <p>① 森林治水による災害予防</p> <p>② 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理</p> <p>③ 災害_____対策に必要な木材（国有林）の払下げ</p>	
1-3	<p>6 指定公共機関</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>① 災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>② 鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護</p> <p>③ 災害応急対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに _____ 応急輸送対策</p>	<p>6 指定公共機関</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>① 災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>② 鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護</p> <p>③ 災害_____対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の 応急輸送対策</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>6 指定公共機関</p> <p>(4) N T T 東日本 株式会社 福島支店</p> <p>① 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</p> <p>② 災害 応急対策の実施に関する通信設備の優先的利用</p>	<p>6 指定公共機関</p> <p>(4) N T T 東日本 _____ 福島支店</p> <p>① 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</p> <p>② _____ 応急措置の実施に関する通信設備の優先的利用</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>7 指定地方公共機関</p> <p>(3) 新聞社（株式会社福島民報社、福島民友新聞株式会社）</p> <p>災害状況及び災害応急対策に関する報道</p>	<p>7 指定地方公共機関</p> <p>(3) 新聞社（株式会社福島民報社、福島民友新聞株式会社）</p> <p>災害状況及び災害_____対策に関する報道</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(1) 福島さくら農業協同組合、福島県農業共済組合等農林関係団体</p> <p>① 市が行う農林関係の被害調査及び災害 応急対策に対する協力</p> <p>② 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導</p> <p>③ 被災農家に対する融資、又はその斡旋</p> <p>④ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧</p> <p>⑤ 飼料、肥料等の応急対策</p>	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(1) 福島さくら農業協同組合、福島県農業共済組合等農林関係団体</p> <p>① 市が行う農林関係の被害調査及び _____ 応急対策に対する協力</p> <p>② 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導</p> <p>③ 被災農家に対する融資、又はその斡旋</p> <p>④ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧</p> <p>⑤ 飼料、肥料等の応急対策</p>	文言整理、適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
1-3	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(7) 郡山市交通対策協議会等交通関係団体 避難時の安全確保及び誘導並びに<u>災害</u>応急対策実施のための交通規制の協力</p>	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(7) 郡山市交通対策協議会等交通関係団体 避難時の安全確保及び誘導並びに ____ 応急対策実施のための交通規制の協力</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(8) 自主防災組織等自治組織</p> <p>① 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、防疫活動、防犯等に関する協力</p> <p>② 市が実施する<u>災害</u>応急対策についての協力</p>	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(8) 自主防災組織等自治組織</p> <p>① 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、防疫活動、防犯等に関する協力</p> <p>② 市が実施する ____ 応急対策についての協力</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(9) 女性消防協力会 市が実施する<u>災害</u>応急対策についての協力</p>	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(9) 女性消防協力会 市が実施する ____ 応急対策についての協力</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(12) 一般社団法人福島県建設業協会等建設業者 災害時における緊急輸送路の確保、障害物の除去、仮設住宅の建設、その他災害応急<u>対策</u>の協力</p>	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(12) 一般社団法人福島県建設業協会等建設業者 災害時における緊急輸送路の確保、障害物の除去、仮設住宅の建設、その他災害応急<u>措置</u>の協力</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(14) 郡山市社会福祉協議会</p> <p>① 災害ボランティアセンターの設置・運営</p> <p>② 郡山市民生児童委員協議会と連携した<u>要支援者</u>の安否確認</p>	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p>(14) 郡山市社会福祉協議会</p> <p>① 災害ボランティアセンターの設置・運営</p> <p>② 郡山市民生児童委員協議会と連携した<u>高齢者等</u>の安否確認</p>	文言整理、適正化
1-3	<p>8 災害協力団体及び防災関係団体</p> <p><u>(23) 一般社団法人福島県測量設計業協会県中支部</u> <u>災害時における被害状況調査等の支援</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	明文化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

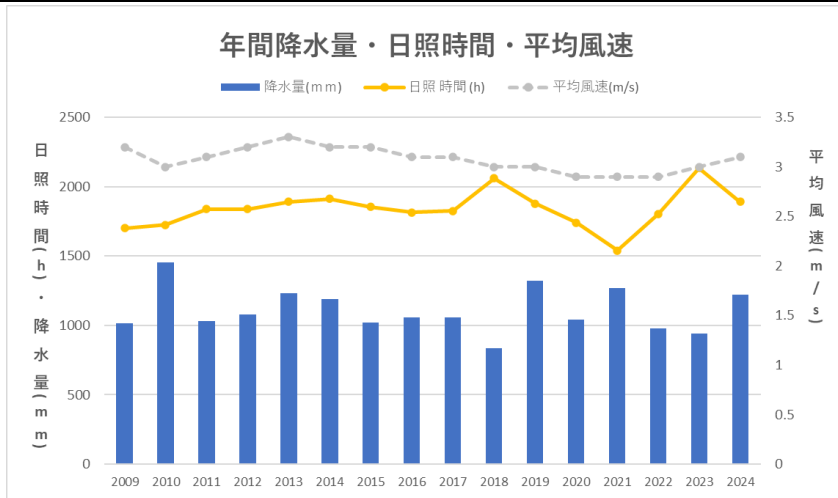
現行

修正理由

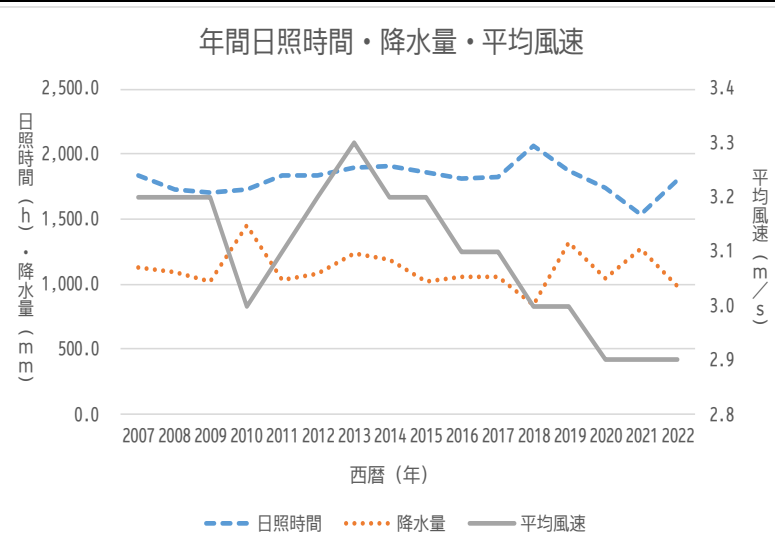
1-6	修正後							現行							最新の数値に更新	
	区分 項目 年	年平均値				年合計値		区分 項目 年	年平均値				年合計値			
		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降水量 (mm)		
	2009	12.4	17.0	8.1	3.2	1,701.3	1,015.5	2009	12.4	17.0	8.1	3.2	1,701.3	1,015.5		
	2010	12.6	17.3	8.4	3.0	1,724.6	1,455.0	2010	12.6	17.3	8.4	3.0	1,724.6	1,455.0		
	2011	12.0	16.8	7.6	3.1	1,837.7	1,033.5	2011	12.0	16.8	7.6	3.1	1,837.7	1,033.5		
	2012	11.8	16.4	7.8	3.2	1,837.9	1,078.0	2012	11.8	16.4	7.8	3.2	1,837.9	1,078.0		
	2013	12.1	16.8	7.8	3.3	1,890.8	1,231.5	2013	12.1	16.8	7.8	3.3	1,890.8	1,231.5		
	2014	11.9	16.7	7.7	3.2	1,912.5	1,190.5	2014	11.9	16.7	7.7	3.2	1,912.5	1,190.5		
	2015	12.8	17.4	8.6	3.2	1,854.6	1,018.5	2015	12.8	17.4	8.6	3.2	1,854.6	1,018.5		
	2016	12.9	17.5	8.5	3.1	1,814.4	1,055.5	2016	12.9	17.5	8.5	3.1	1,814.4	1,055.5		
	2017	12.0	16.6	7.7	3.1	1,825.9	1,056.0	2017	12.0	16.6	7.7	3.1	1,825.9	1,056.0		
	2018	13.0	18.1	8.3	3.0	2,058.9	836.5	2018	13.0	18.1	8.3	3.0	2,058.9	836.5		
	2019	12.8	17.8	8.3	3.0	1,876.9	1,321.0	2019	12.8	17.8	8.3	3.0	1,876.9	1,321.0		
	2020	13.0	17.7	8.8	2.9	1,740.0	1,043.0	2020	13.0	17.7	8.8	2.9	1,740.0	1,043.0		
	2021	12.7	17.8	8.1	2.9	1,539.3	1,271.0	2021	12.7	17.8	8.1	2.9	1,539.3	1,271.0		
	2022	12.7	17.7	8.0	2.9	1,804.3	979.0	2022	12.7	17.7	8.0	2.9	1,804.3	979.0		
	2023	13.8	19.3	8.9	3.0	2,133.8	939.0									
	2024	14.0	18.9	9.5	3.1	1,890.1	1,220.0									
	2025	13.6	18.6	8.9	3.0	2,046.3	787.5									

章一節 修正後

1-6



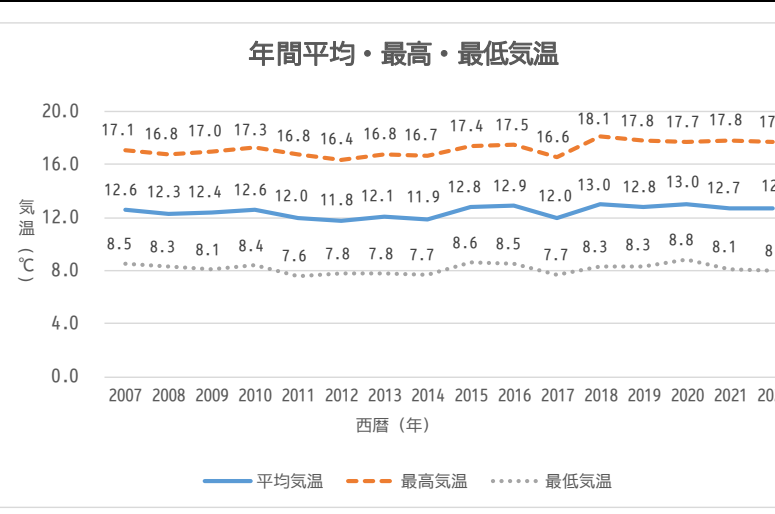
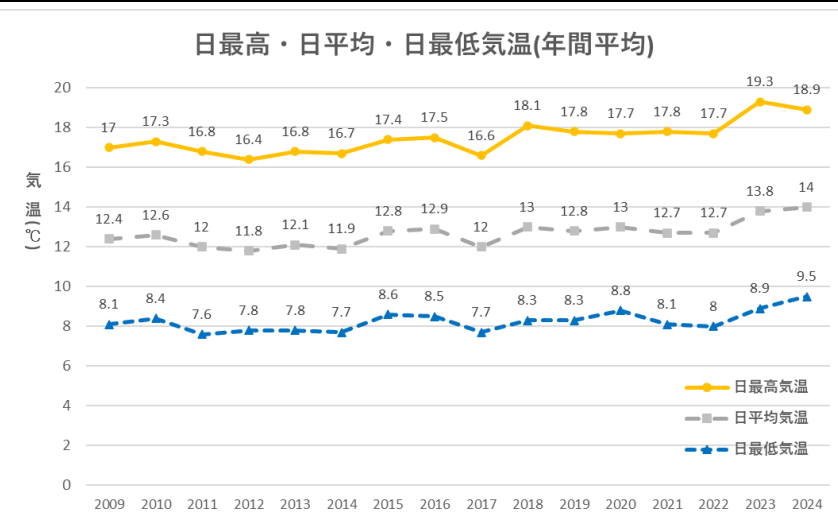
現行



修正理由

最新の数値に更新

1-6



最新の数値に更新

章一節 修正後

現行

修正理由

<p>1-6</p>	<p>7 主要河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>河川の総延長 (km)</th> <th>市内の流程 (km)</th> <th>上流端地名</th> <th>下流端地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿武隈川</td> <td>239.0</td> <td>21.8</td> <td>西白河郡西郷村</td> <td>宮城県亶理郡亶理町荒浜</td> </tr> <tr> <td>大滝根川</td> <td>51.4</td> <td>6.7</td> <td>田村市大越町早稲川</td> <td>郡山(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>五百川</td> <td>25.0</td> <td>20.1</td> <td>郡山市熱海町中山</td> <td>本宮市(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>谷田川</td> <td>23.0</td> <td>23.0</td> <td>郡山市田村町田母神</td> <td>郡山(大滝根川へ)</td> </tr> <tr> <td>逢瀬川</td> <td>21.5</td> <td>21.5</td> <td>郡山市逢瀬町多田野</td> <td>郡山(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>笹原川</td> <td>20.9</td> <td><u>16.0</u></td> <td>須賀川市守屋</td> <td>安積町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>藤田川</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>郡山市逢瀬町河内</td> <td>日和田町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>桜川</td> <td>12.0</td> <td>3.6</td> <td>田村郡三春町</td> <td>富久山町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>管川</td> <td><u>12.7</u></td> <td><u>12.7</u></td> <td>郡山市湖南町馬入新田</td> <td>郡山(猪苗代湖へ)</td> </tr> <tr> <td>舟津川</td> <td>11.8</td> <td>11.8</td> <td>郡山市湖南町三代</td> <td>郡山(猪苗代湖へ)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名	阿武隈川	239.0	21.8	西白河郡西郷村	宮城県亶理郡亶理町荒浜	大滝根川	51.4	6.7	田村市大越町早稲川	郡山(阿武隈川へ)	五百川	25.0	20.1	郡山市熱海町中山	本宮市(阿武隈川へ)	谷田川	23.0	23.0	郡山市田村町田母神	郡山(大滝根川へ)	逢瀬川	21.5	21.5	郡山市逢瀬町多田野	郡山(阿武隈川へ)	笹原川	20.9	<u>16.0</u>	須賀川市守屋	安積町(阿武隈川へ)	藤田川	18.9	18.9	郡山市逢瀬町河内	日和田町(阿武隈川へ)	桜川	12.0	3.6	田村郡三春町	富久山町(阿武隈川へ)	管川	<u>12.7</u>	<u>12.7</u>	郡山市湖南町馬入新田	郡山(猪苗代湖へ)	舟津川	11.8	11.8	郡山市湖南町三代	郡山(猪苗代湖へ)	<p>7 主要河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>河川の総延長 (km)</th> <th>市内の流程 (km)</th> <th>上流端地名</th> <th>下流端地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿武隈川</td> <td>239.0</td> <td>21.8</td> <td>西白河郡西郷村</td> <td>宮城県亶理郡亶理町荒浜</td> </tr> <tr> <td>大滝根川</td> <td>51.4</td> <td>6.7</td> <td>田村市大越町早稲川</td> <td>郡山(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>五百川</td> <td>25.0</td> <td>20.1</td> <td>郡山市熱海町中山</td> <td>本宮市(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>谷田川</td> <td>23.0</td> <td>23.0</td> <td>郡山市田村町田母神</td> <td>郡山(大滝根川へ)</td> </tr> <tr> <td>逢瀬川</td> <td>21.5</td> <td>21.5</td> <td>郡山市逢瀬町多田野</td> <td>郡山(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>笹原川</td> <td>20.9</td> <td><u>20.9</u></td> <td>須賀川市守屋</td> <td>安積町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>藤田川</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>郡山市逢瀬町河内</td> <td>日和田町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>桜川</td> <td>12.0</td> <td>3.6</td> <td>田村郡三春町</td> <td>富久山町(阿武隈川へ)</td> </tr> <tr> <td>管川</td> <td><u>12.7</u></td> <td><u>12.7</u></td> <td>郡山市湖南町馬入新田</td> <td>郡山(猪苗代湖へ)</td> </tr> <tr> <td>舟津川</td> <td>11.8</td> <td>11.8</td> <td>郡山市湖南町三代</td> <td>郡山(猪苗代湖へ)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名	阿武隈川	239.0	21.8	西白河郡西郷村	宮城県亶理郡亶理町荒浜	大滝根川	51.4	6.7	田村市大越町早稲川	郡山(阿武隈川へ)	五百川	25.0	20.1	郡山市熱海町中山	本宮市(阿武隈川へ)	谷田川	23.0	23.0	郡山市田村町田母神	郡山(大滝根川へ)	逢瀬川	21.5	21.5	郡山市逢瀬町多田野	郡山(阿武隈川へ)	笹原川	20.9	<u>20.9</u>	須賀川市守屋	安積町(阿武隈川へ)	藤田川	18.9	18.9	郡山市逢瀬町河内	日和田町(阿武隈川へ)	桜川	12.0	3.6	田村郡三春町	富久山町(阿武隈川へ)	管川	<u>12.7</u>	<u>12.7</u>	郡山市湖南町馬入新田	郡山(猪苗代湖へ)	舟津川	11.8	11.8	郡山市湖南町三代	郡山(猪苗代湖へ)	<p>適正化</p>
河川名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名																																																																																																													
阿武隈川	239.0	21.8	西白河郡西郷村	宮城県亶理郡亶理町荒浜																																																																																																													
大滝根川	51.4	6.7	田村市大越町早稲川	郡山(阿武隈川へ)																																																																																																													
五百川	25.0	20.1	郡山市熱海町中山	本宮市(阿武隈川へ)																																																																																																													
谷田川	23.0	23.0	郡山市田村町田母神	郡山(大滝根川へ)																																																																																																													
逢瀬川	21.5	21.5	郡山市逢瀬町多田野	郡山(阿武隈川へ)																																																																																																													
笹原川	20.9	<u>16.0</u>	須賀川市守屋	安積町(阿武隈川へ)																																																																																																													
藤田川	18.9	18.9	郡山市逢瀬町河内	日和田町(阿武隈川へ)																																																																																																													
桜川	12.0	3.6	田村郡三春町	富久山町(阿武隈川へ)																																																																																																													
管川	<u>12.7</u>	<u>12.7</u>	郡山市湖南町馬入新田	郡山(猪苗代湖へ)																																																																																																													
舟津川	11.8	11.8	郡山市湖南町三代	郡山(猪苗代湖へ)																																																																																																													
河川名	河川の総延長 (km)	市内の流程 (km)	上流端地名	下流端地名																																																																																																													
阿武隈川	239.0	21.8	西白河郡西郷村	宮城県亶理郡亶理町荒浜																																																																																																													
大滝根川	51.4	6.7	田村市大越町早稲川	郡山(阿武隈川へ)																																																																																																													
五百川	25.0	20.1	郡山市熱海町中山	本宮市(阿武隈川へ)																																																																																																													
谷田川	23.0	23.0	郡山市田村町田母神	郡山(大滝根川へ)																																																																																																													
逢瀬川	21.5	21.5	郡山市逢瀬町多田野	郡山(阿武隈川へ)																																																																																																													
笹原川	20.9	<u>20.9</u>	須賀川市守屋	安積町(阿武隈川へ)																																																																																																													
藤田川	18.9	18.9	郡山市逢瀬町河内	日和田町(阿武隈川へ)																																																																																																													
桜川	12.0	3.6	田村郡三春町	富久山町(阿武隈川へ)																																																																																																													
管川	<u>12.7</u>	<u>12.7</u>	郡山市湖南町馬入新田	郡山(猪苗代湖へ)																																																																																																													
舟津川	11.8	11.8	郡山市湖南町三代	郡山(猪苗代湖へ)																																																																																																													
<p>1-7</p>	<p>第1 整備計画</p> <p>1 整備すべき施設等</p> <p>(1) <u>避難所</u>・避難場所</p> <p>(2)~(19) (略)</p>	<p>第1 整備計画</p> <p>1 整備すべき施設等</p> <p>(1) _____ 避難場所</p> <p>(2)~(19) (略)</p>	<p>文言整理、適正化</p>																																																																																																														
<p>1-7</p>	<p>2 施設等の整備に当たり留意すべき事項</p> <p>(1) <u>避難所</u>・避難場所</p> <p>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難<u>所</u>等の<u>指定</u>を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</p> <p>また、積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。</p>	<p>2 施設等の整備に当たり留意すべき事項</p> <p>(1) _____ 避難場所</p> <p>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難<u>場所</u>等 _____ を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</p> <p>また、積雪寒冷地においては、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。</p>	<p>文言整理、適正化</p>																																																																																																														

章一節 修正後

現行

修正理由

2-1

市長市長	[条例第3条第5項第1]	指定地方行政機関の職員	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所 農林水産省東北農政局
	[条例第3条第5項第2]	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第6高射特科大隊
	[条例第3条第5項第3]	福島県知事の部局の職員	福島県中地方振興局 福島県中建設事務所 福島県中農林事務所
	[条例第3条第5項第4]	福島県警察の警察官	郡山警察署 郡山北警察署
	[条例第3条第5項第5]	教 育 長	郡山市教育委員会教育長
	[条例第3条第5項第6]	消 防 長 及 び 消 防 団 長	郡山地方広域消防組合消防本部消防長 郡山市消防団長
	[条例第3条第5項第7]	指定公共機関の職員	日本郵便(株)郡山郵便局 東日本旅客鉄道(株)郡山駅 NTT東日本(株)福島支店 日本通運(株)Eastカンパニー 東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター 日本放送協会福島放送局 (株)NTTドコモ 東北支社 福島支店 KDDI(株) 東北総支社 ソフトバンク(株)
		指定地方公共機関の職員	福島交通(株)郡山支社 (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)福島民報社 福島民友新聞(株) (株)エフエム福島 (公社)福島県看護協会郡山支部 (公社)福島県トラック協会県中支部
	[条例第3条第5項第8]	自主防災組織又は学識経験者	郡山市自主防災連絡会
	[条例第3条第5項第9]	市長が指名する部内の職員	郡山市総務部長 郡山市上下水道事業管理者
[条例第3条第5項第10号]	市長が特に必要と認めた者	郡山市女性消防協力会連絡協議会 (一社)郡山医師会 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 郡山市婦人団体協議会 東部瓦斯福島支社 福島さくら農業協同組合 安積硫水土地改良区 (株)郡山コミュニティ放送 郡山商工会議所 福島県医薬品卸組合 福島県弁護士会郡山支部 NPO法人日本フタバ・フタバ協会福島支部 (公社)福島県獣医師会 (一社)郡山薬剤師会 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 郡山市小学校長会 福島県私立中学高等学校協会 郡山市民生児童委員協議会連合会	

市長市長	[条例第3条第5項第1]	指定地方行政機関の職員	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所 農林水産省東北農政局 (地方参事官(福島県民代))
	[条例第3条第5項第2]	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第6高射特科大隊長 兼郡山駐屯地司令
	[条例第3条第5項第3]	福島県知事の部局の職員	福島県中地方振興局長 福島県中建設事務所長 福島県中農林事務所長
	[条例第3条第5項第4]	福島県警察の警察官	郡山警察署長 郡山北警察署長
	[条例第3条第5項第5]	教 育 長	郡山市教育委員会教育長
	[条例第3条第5項第6]	消 防 長 及 び 消 防 団 長	郡山地方広域消防組合消防本部消防長 郡山市消防団長
	[条例第3条第5項第7]	指定公共機関の職員	日本郵便(株)郡山郵便局長 東日本旅客鉄道(株)郡山駅長 東日本重信電話(株)福島支店設備部長 日本通運(株)山台支店ロジスティクス第三部長 東北電力ネットワーク(株) 郡山電力センター所長 日本放送協会福島放送局コンテンツセンター長 (株)NTTドコモ 東北支社 福島支店長 KDDI(株) 東北総支社 管理部長 ソフトバンク(株) 総務本部総務企画統括部長 リスク対策部担当部長
		指定地方公共機関の職員	福島交通(株)郡山支社長 (株)福島中央テレビ執行役員報道局長 (株)福島放送取締役総務部長 (株)福島民報社常務取締役郡山本社代表 福島民友新聞(株)取締役郡山総支社長 (株)エフエム福島取締役編成技術局長 (公社)福島県看護協会郡山支部長 (公社)福島県トラック協会県中支部長
	[条例第3条第5項第8]	自主防災組織又は学識経験者	郡山市自主防災連絡会会長
	[条例第3条第5項第9]	市長が指名する部内の職員	郡山市総務部長 郡山市上下水道事業管理者
[条例第3条第5項第10号]	市長が特に必要と認めた者	郡山市女性消防協力会連絡協議会長 (一社)郡山医師会長 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会長 郡山市婦人団体協議会長 東部瓦斯福島支社長 福島さくら農業協同組合代表理事組合長 安積硫水土地改良区理事長 (株)郡山コミュニティ放送代表取締役会長 郡山商工会議所議員 福島県医薬品卸組合理事長 福島県弁護士会郡山支部会員 NPO法人日本フタバ・フタバ協会福島支部長 (公社)福島県獣医師会副会長理事 (一社)郡山薬剤師会長 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会長 郡山市小学校長会長 福島県私立中学高等学校協合理事 郡山市民生児童委員協議会連合会長	

適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
2-2	<p>第2節 郡山市災害対策本部 【各部】</p> <p>郡山市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法並びに郡山市災害対策本部条例に基づき、郡山市の地域に災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市長が設置する機関で市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、市長部局の他、各機関等、市のすべての職員をもって組織し、<u>災害応急対策及び災害復旧（以下「災害対応業務」という。）</u>の実施を任務とする機関である。</p>	<p>第2節 郡山市災害対策本部 【各部】</p> <p>郡山市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法並びに郡山市災害対策本部条例に基づき、郡山市の地域に災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市長が設置する機関で市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、市長部局の他、各機関等、市のすべての職員をもって組織し、<u>災害予防及び災害応急対策</u>の実施を任務とする機関である。</p>	適正化
2-2	<p>1 本部の設置基準</p> <p>本部の設置は、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長が設置するものであるが、次の各号の一に該当し市長が必要であると認めたときに設置する。</p> <p>(1) <u>大雨、河川氾濫、土砂災害の警戒レベル3相当以上の情報又は暴風警報、暴風特別警報</u>が発表され、あるいは局地的<u>大雨</u>により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 主要河川<u>（水位周知河川等）</u>について、<u>レベル2氾濫情報が発表（はん濫注意水位を超える）</u>され、さらに上昇のおそれがあるとき。</p> <p>(3) 大規模な火災、爆発等人為的要因によるものや、自然現象によるもの、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。</p> <p>(4) 震度5弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(5) 震度4以下であっても、地域的に災害<u>応急</u>対策を要する被害が発生し又は発生のおそれがあるとき。</p>	<p>1 本部の設置基準</p> <p>本部の設置は、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長が設置するものであるが、次の各号の一に該当し市長が必要であると認めたときに設置する。</p> <p>(1) <u>暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水の</u>が発表され、あるいは局地的<u>集中豪雨</u>により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 主要河川<u>（水位周知河川等）</u>について、<u>はん濫注意水位を超える</u>さらに上昇のおそれがあるとき。</p> <p>(3) 大規模な火災、爆発等人為的要因によるものや、自然現象によるもの、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。</p> <p>(4) 震度5弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(5) 震度4以下であっても、地域的に災害<u>応急</u>対策を要する被害が発生し又は発生のおそれがあるとき。</p>	適正化 防災気象情報の見直しを踏まえた修正
2-2	<p>2 本部設置の周知</p> <p>本部を設置したときは、市民、市職員、防災関係機関、県中地方振興局及び報道機関に対して庁内放送、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、<u>ふれあいネットワーク、福島県総合情報通信ネットワーク</u>、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト等あらゆる手段を講じ周知を図る。</p>	<p>2 本部設置の周知</p> <p>本部を設置したときは、市民、市職員、防災関係機関、県中地方振興局及び報道機関に対して庁内放送、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、<u>災害時優先電話、携帯電話、災害時代表電話（924-2999）、ふれあいネットワーク、福島県総合情報通信ネットワークシステム</u>、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト等あらゆる手段を講じ周知を図る。</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
2-2	<p>4 本部の廃止</p> <p>(1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。</p> <p>① 市の地域に災害発生の危険が解消したとき。</p> <p>② 災害<u>対応業務</u>がおおむね完了したとき。</p> <hr/> <p>(2) 本部を廃止したときは、各防災関係機関、報道機関等に通知する。</p> <p>(3) 廃止後においても、<u>災害復旧</u>を実施する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引継ぎ、それぞれの関係部課において <u> </u> 執り行う。</p> <p>この場合、総務部は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行う。</p>	<p>4 本部の廃止</p> <p>(1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。</p> <p>① 市の地域に災害発生の危険が解消したとき。</p> <p>② 災害に関する<u>応急対策措置</u>がおおむね完了したとき。</p> <p>③ <u>公共機関及び公的機関の災害応急措置がおおむね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。</u></p> <p>(2) 本部を廃止したときは、各防災関係機関、報道機関等に通知する。</p> <p>(3) 廃止後においても、<u>事務、救助策</u>を実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引継ぎ、それぞれの関係部課において <u>対策業務</u>を執り行う。</p> <p>この場合、総務部は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行う。</p>	適正化
2-2	<p>5 本体会議及び事務局</p> <p>(1) 本体会議は、本部の運営並びに災害<u>対応業務</u>について、協議決定するため本部設置時において、必要の都度招集するものとし、災害対策本部規程の定めによる。</p> <p>(2) 本体会議には、必要により関係機関、団体等の代表者の出席を要請する。また、災害規模が大きく被害が甚大である等、必要であると認められた場合は、国土交通省東北地方整備局<u>郡山国道事務所</u>、福島県中地方振興局、陸上自衛隊郡山駐屯地及び郡山・郡山北警察署から情報連絡員（リエゾン）を招集し、迅速な情報収集及び伝達等を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>5 本体会議及び事務局</p> <p>(1) 本体会議は、本部の運営並びに災害<u>対策の推進</u>について、協議決定するため本部設置時において、必要の都度招集するものとし、災害対策本部規程の定めによる。</p> <p>(2) 本体会議には、必要により関係機関、団体等の代表者の出席を要請する。また、災害規模が大きく被害が甚大である等、必要であると認められた場合は、国土交通省東北地方整備局 <u> </u>、福島県中地方振興局、陸上自衛隊郡山駐屯地及び郡山・郡山北警察署から情報連絡員（リエゾン）を招集し、迅速な情報収集及び伝達等を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	適正化
2-2	<p>6 地区本部</p> <p>(1) <u>地区本部の設置基準は、本部に準ずるものとし</u>、各行政センター（特段の定めがない限り、本計画においては、富田及び大槻を除く12の行政センターを指すものとする。）に地区本部を置き、郡山市災害対策本部条例第3条第1項の規定に基づく、部に相当するものとする。</p> <p>(2) 地区本部は、各行政センター所管地区における災害<u>対応業務</u>を実施する中</p>	<p>6 地区本部</p> <p>(1) <u> </u>各行政センター（特段の定めがない限り、本計画においては、富田及び大槻を除く12の行政センターを指すものとする。）に地区本部を置き、郡山市災害対策本部条例第3条第1項の規定に基づく、部に相当するものとする。</p> <p>(2) 地区本部は、各行政センター所管地区における災害<u>予防及び災害応急対策</u></p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>核機関と<u>し、地区内関係機関等との密接な相互連絡を図り、迅速に災害対応業務急対策を実施するとともに、活動状況等を随時本部に報告する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>を実施する中核機関とする。</p> <p><u>(3) 地区本部は、本部の指示を受け、災害応急対策を実施するとともに、災害情報及び活動状況を本部に報告する。</u></p> <p><u>(4) 地区本部は、地区内関係機関、団体等との密接な相互連絡を図り、地区内災害状況を判断し、適切な災害応急対策を実施する。</u></p> <p><u>(5) 地区本部の設置、運営は、本部に準ずる。</u></p>	
2-2	<p>7 現地災害対策本部</p> <p>(3) 現地本部の廃止</p> <p>災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね<u>完了</u>したと認められるときに廃止する。</p>	<p>7 現地災害対策本部</p> <p>(3) 現地本部の廃止</p> <p>災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね<u>終了</u>したと認められるときに廃止する。</p>	適正化
	<p><u>8 雪害対策本部</u></p> <p><u>雪害対策本部の設置は、次の条件に該当し市長が必要であると認めたとときに設置する。</u></p> <p><u>なお、その他雪害対策本部に関する事項は、第2章第2節に準じるものとする。</u></p> <p><u>(1) 暴風雪及び大雪に関する警報又は特別警報が発表され、大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき</u></p> <p><u>(2) 暴風雪及び大雪により甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあるとき。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	市の施策の進展を踏まえた修正（雪害対策）
2-2	<p><u>9</u> 本部組織</p> <p>(2) 本部事務局</p> <p>災害時の庶務、総括的業務を処理するため<u>次の体制により、事務局を配置する。</u> _____</p> <p>同時に、普段から事務局体制に精通し、市全体の災害<u>対応業務</u>の総括に関して対応する。また、本部設置時において、事務局員は、速やかにその配置につき事務を行う。</p> <p>なお、総務部に防災担当理事を置く場合には、事務局長は総務部理事とする。</p> <p>感染症の蔓延等による健康被害発生に対応するため本部が設置される場合は、保健所総務課長が事務局次長に加わる。(郡山市新型インフルエンザ等の感染症を除く。)</p> <p>なお、事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。</p>	<p><u>8</u> 本部組織</p> <p>(2) 本部事務局</p> <p>災害時の庶務、総括的業務を処理するため _____ 事務局を配置する。<u>事務局は、次の体制とし、地震災害、集中豪雨、局地的な小規模災害、水害等に対応する。</u>同時に、普段から事務局体制に精通し、市全体の災害<u>対策及び被害調査</u>の総括に関して対応する。また、本部設置時において、事務局員は、速やかにその配置につき事務を行う。</p> <p>なお、総務部に防災担当理事を置く場合には、事務局長は総務部理事とする。</p> <p>感染症の蔓延等による健康被害発生に対応するため本部が設置される場合は、保健所総務課長が事務局次長に加わる。(郡山市新型インフルエンザ等の感染症を除く。)</p> <p>なお、事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。</p>	適正化

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2

9

(2) 本部事務局

事務局長	事務局次長	分 掌 事 務	事 務 局 員(各班1人)
総務部長 (総務部理事)	防災危機管理課長 道路保全課長 河川課長 下水道保全課長 (保健所総務課長)	1 事務局の庶務及び総括	(総括班) 7人
		2 災害対策本部会議の設営及び運営 記録	班長 防災危機管理課長補佐 総務部総務法務班
		3 本部連絡員との連絡調整	政策開発部DX戦略班
		4 災害対応業務の把握及び記録	財務部財政班
		5 気象情報の収集	文化スポーツ観光部文化振興班 文化スポーツ観光部観光政策班 建設構想部河川班
		1 被害状況の収集	(情報収集班) 17人
		2 災害時代代表電話等での市民への対応	班長 職員厚生課長補佐
		3 避難所との連絡調整	政策開発部未来創造班
		4 災害関連情報の収集	政策開発部 <u>選ばれるまち推進</u> 班 財務部公有資産マネジメント班 税務部市民税班 市民部ダイバーシティ推進班 環境部環境政策班 保健福祉部保健福祉総務班 こども部こども総務企画班 農商工部農林基盤整備班 建設構想部道路保全班 会計班 学校教育部学校管理班 上下水道部下水道整備班 選挙管理委員会班 監査委員事務局班 農業委員会班

8

(2) 本部事務局

事務局長	事務局次長	分 掌 事 務	事 務 局 員(各班1人)
総務部長 (総務部理事)	防災危機管理課長 道路保全課長 河川課長 下水道保全課長 (保健所総務課長)	1 事務局の庶務及び総括	(総括班) 7人
		2 災害対策本部会議の設営及び運営 記録	班長 防災危機管理課長補佐 総務部総務法務班
		3 本部連絡員との連絡調整	政策開発部DX戦略班
		4 災害対策活動の把握及び記録	財務部財政班
		5 気象情報の収集	文化スポーツ観光部文化振興班 文化スポーツ観光部観光政策班 建設構想部河川班
		1 被害状況の収集	(情報収集班) 17人
		2 災害時代代表電話等での市民への対応	班長 職員厚生課長補佐
		3 避難場所との連絡調整	政策開発部未来創造班
		4 災害関連情報の収集	政策開発部 <u>政策統計</u> 班 財務部公有資産マネジメント班 税務部市民税班 市民部ダイバーシティ推進班 環境部環境政策班 保健福祉部保健福祉総務班 こども部こども総務企画班 農商工部農林基盤整備班 建設構想部道路保全班 会計班 学校教育部学校管理班 上下水道部下水道整備班 選挙管理委員会班 監査委員事務局班 農業委員会班

適正化及び組織改編
に伴う修正

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 256 445 539"> <ol style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめ 災害応急____対策の取りまとめ </td> <td data-bbox="445 256 1037 539"> (被害集計班) 8人 班長 行政マネジメント課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農商工部農業政策班 建設構想部道路計画班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 539 445 804"> <ol style="list-style-type: none"> 国、県及び関係市町村との連絡調整 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 職員配置の手配 車両・資機材等の調達 ライフライン機関との連絡 指定管理者・協定締結先との調整 </td> <td data-bbox="445 539 1037 804"> (渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セーフコミュニティ班 文化スポーツ観光部観光政策班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 804 445 959"> <ol style="list-style-type: none"> ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 報道機関の対応 </td> <td data-bbox="445 804 1037 959"> (広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="226 959 1037 1029">その他、特命事項に関すること。</td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめ 災害応急____対策の取りまとめ 	(被害集計班) 8人 班長 行政マネジメント課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農商工部農業政策班 建設構想部道路計画班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 国、県及び関係市町村との連絡調整 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 職員配置の手配 車両・資機材等の調達 ライフライン機関との連絡 指定管理者・協定締結先との調整 	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セーフコミュニティ班 文化スポーツ観光部観光政策班	<ol style="list-style-type: none"> ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 報道機関の対応 	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班	その他、特命事項に関すること。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1086 256 1305 539"> <ol style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめ ____応急復旧対策の取りまとめ </td> <td data-bbox="1305 256 1897 539"> (被害集計班) 8人 班長 行政マネジメント課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農商工部農業政策班 建設構想部道路計画班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 539 1305 804"> <ol style="list-style-type: none"> 国、県及び関係市町村との連絡調整 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 職員配置の手配 車両・資機材等の調達 ライフライン機関との連絡 指定管理者・協定締結先との調整 </td> <td data-bbox="1305 539 1897 804"> (渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セーフコミュニティ班 文化スポーツ観光部観光政策班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 804 1305 959"> <ol style="list-style-type: none"> ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 報道機関の対応 </td> <td data-bbox="1305 804 1897 959"> (広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1086 959 1897 1029">その他、特命事項に関すること。</td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめ ____応急復旧対策の取りまとめ 	(被害集計班) 8人 班長 行政マネジメント課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農商工部農業政策班 建設構想部道路計画班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 国、県及び関係市町村との連絡調整 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 職員配置の手配 車両・資機材等の調達 ライフライン機関との連絡 指定管理者・協定締結先との調整 	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セーフコミュニティ班 文化スポーツ観光部観光政策班	<ol style="list-style-type: none"> ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 報道機関の対応 	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班	その他、特命事項に関すること。		適正化
<ol style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめ 災害応急____対策の取りまとめ 	(被害集計班) 8人 班長 行政マネジメント課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農商工部農業政策班 建設構想部道路計画班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班																		
<ol style="list-style-type: none"> 国、県及び関係市町村との連絡調整 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 職員配置の手配 車両・資機材等の調達 ライフライン機関との連絡 指定管理者・協定締結先との調整 	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セーフコミュニティ班 文化スポーツ観光部観光政策班																		
<ol style="list-style-type: none"> ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 報道機関の対応 	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班																		
その他、特命事項に関すること。																			
<ol style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめ ____応急復旧対策の取りまとめ 	(被害集計班) 8人 班長 行政マネジメント課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農商工部農業政策班 建設構想部道路計画班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班																		
<ol style="list-style-type: none"> 国、県及び関係市町村との連絡調整 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 職員配置の手配 車両・資機材等の調達 ライフライン機関との連絡 指定管理者・協定締結先との調整 	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セーフコミュニティ班 文化スポーツ観光部観光政策班																		
<ol style="list-style-type: none"> ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 報道機関の対応 	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班																		
その他、特命事項に関すること。																			

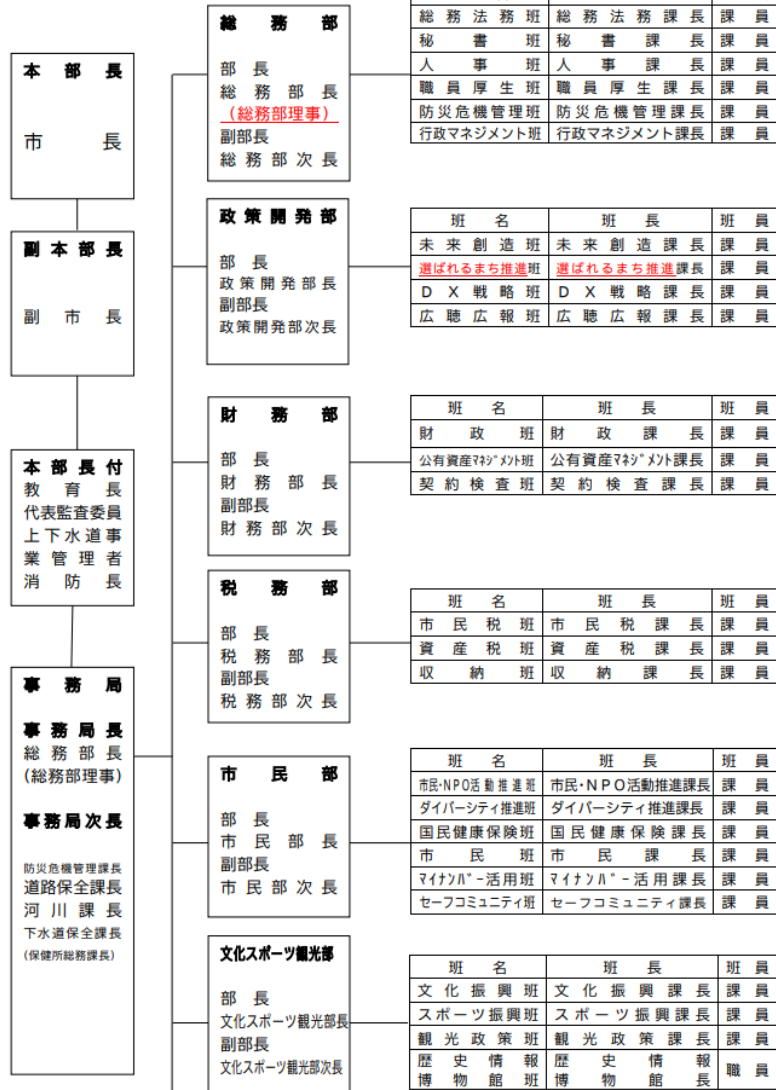
章一節 修正後

2-2

9

(3) 本部編成表

(3) 本部編成表

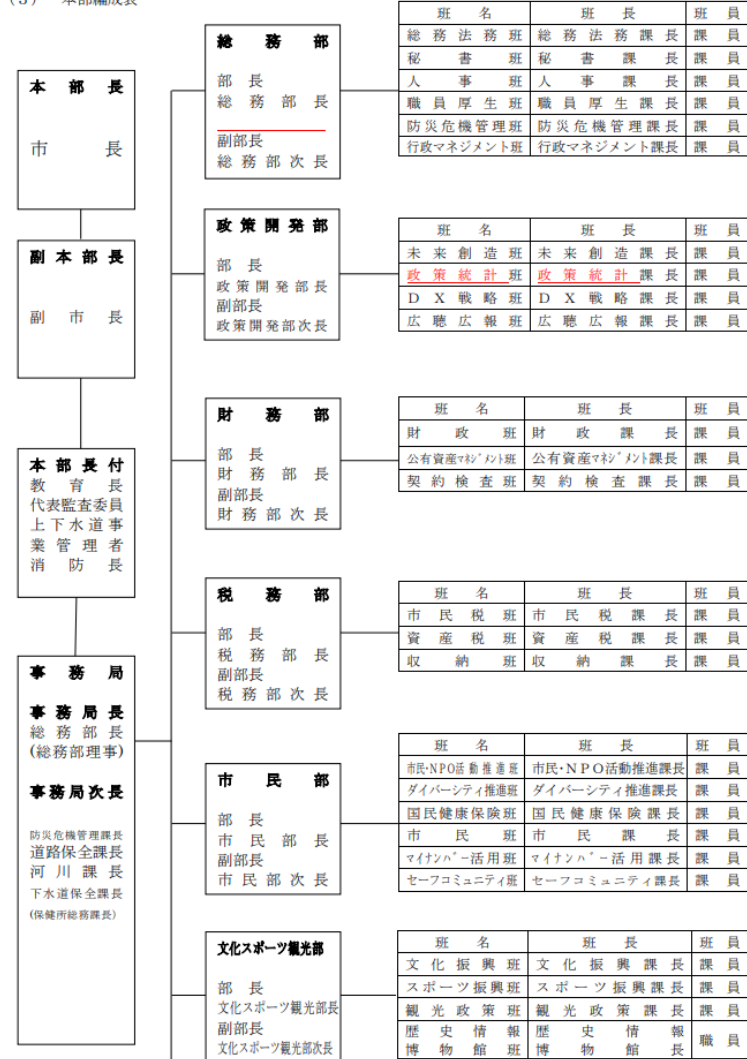


現行

8

(3) 本部編成表

(3) 本部編成表



修正理由

適正化及び組織改編に伴う修正

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2

環 境 部 部長 環境部長 副部長 環境部次長	班 名	班 長	班 員
	環境政策班	環境政策課長	課員
	ごみ減量推進班	ごみ減量推進課長	課員
	資源循環班	資源循環課長	課員
	環境保全センター班	環境保全センター所長	職員

保 健 福 祉 部 部長 保健福祉部長 副部長 保健所長 (保健所理事) 保健福祉部次長	班 名	班 長	班 員
	保健福祉総務班	保健福祉総務課長	課員
	生活支援班	生活支援課長	課員
	障がい福祉班	障がい福祉課長	課員
	健康長寿班	健康長寿課長	課員
	地域包括ケア推進班	地域包括ケア推進課長	課員
	介護保険班	介護保険課長	課員
	保健所班	保健所総務課長	所員

こ ども 部 部長 こども部長 副部長 こども部次長	班 名	班 長	班 員
	こども総務企画班	こども総務企画課長	課員
	子育て給付班	子育て給付課長	課員
	こども家庭班	こども家庭課長	課員
	保 育 班	保 育 課 長	課員

農 商 工 部 部長 農商工部長 (農商工部理事) 副部長 農商工部次長	班 名	班 長	班 員
	農業政策班	農業政策課長	課員
	農業生産流通班	農業生産流通課長	課員
	農林基盤整備班	農林基盤整備課長	課員
	産業雇用政策班	産業雇用政策課長	課員
	産業創出班	産業創出課長	課員
	総合地方卸売市場 管理事務所班	総合地方卸売市場 管理事務所所長	所員

建 設 構 想 部 部長 建設構想部長 副部長 建設構想部次長	班 名	班 長	班 員
	道路計画班	道路計画課長	課員
	道路保全班	道路保全課長	課員
	河 川 班	河 川 課 長	課員
	建 築 班	建 築 課 長	課員
	住 宅 政 策 班	住 宅 政 策 課 長	課員

環 境 部 部長 環境部長 副部長 環境部次長	班 名	班 長	班 員
	環境政策班	環境政策課長	課員
	S R 推進班	S R 推進課長	課員
	資源循環班	資源循環課長	課員
	環境保全センター班	環境保全センター所長	職員

保 健 福 祉 部 部長 保健福祉部長 副部長 保 健 所 長 保健福祉部次長	班 名	班 長	班 員
	保健福祉総務班	保健福祉総務課長	課員
	生活支援班	生活支援課長	課員
	障がい福祉班	障がい福祉課長	課員
	健康長寿班	健康長寿課長	課員
	地域包括ケア推進班	地域包括ケア推進課長	課員
	介護保険班	介護保険課長	課員
	保健所班	保健所総務課長	所員

こ ども 部 部長 こども部長 副部長 こども部次長	班 名	班 長	班 員
	こども総務企画班	こども総務企画課長	課員
	子育て給付班	子育て給付課長	課員
	こども家庭班	こども家庭課長	課員
	保 育 班	保 育 課 長	課員

農 商 工 部 部長 農商工部長 副部長 農商工部次長	班 名	班 長	班 員
	農業政策班	農業政策課長	課員
	園芸畜産振興班	園芸畜産振興課長	課員
	農林基盤整備班	農林基盤整備課長	課員
	産業雇用政策班	産業雇用政策課長	課員
	産業創出班	産業創出課長	課員
	総合地方卸売市場 管理事務所班	総合地方卸売市場 管理事務所所長	所員

建 設 構 想 部 部長 建設構想部長 副部長 建設構想部次長	班 名	班 長	班 員
	道路計画班	道路計画課長	課員
	道路保全班	道路保全課長	課員
	河 川 班	河 川 課 長	課員
	建 築 班	建 築 課 長	課員
	住 宅 政 策 班	住 宅 政 策 課 長	課員

組織改編に伴う修正

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2

都市構想部 部長 都市構想部長 副部長 都市構想部次長	班名	班長	班員
	都市政策班	都市政策課長	課員
	総合交通政策班	総合交通政策課長	課員
	区画整理班	区画整理課長	課員
	公園緑地班	公園緑地課長	課員
	開発建築法務班	開発建築法務課長	課員

議会部 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長	班名	班長	班員
	総務議事班	総務議事課長	課員

教育総務部 部長 教育総務部長 副部長 教育総務部次長	班名	班長	班員
	教育総務班	総務課長	課員
	生涯学習班	生涯学習課長	課員
	中央公民館班	中央公民館長	課員
	中央図書館班	中央図書館長	課員
	美術館班	美術館長	課員

学校教育部 部長 学校教育部長 副部長 学校教育部次長	班名	班長	班員
	学校管理班	学校管理課長	課員
	学校教育推進班	学校教育推進課長	課員
	教育研修センター班	教育研修センター所長	所員
	総合教育支援センター班	総合教育支援センター所長	所員

上下水道部 部長 上下水道局長 副部長 上下水道局次長	班名	班長	班員
	上下水道総務班	総務課長	課員
	経営戦略班	経営戦略課長	課員
	営業班	営業課長	課員
	水道整備班	水道整備課長	課員
	水道保全班	水道保全課長	課員
	下水道整備班	下水道整備課長	課員
	下水道保全班	下水道保全課長	課員

会計管理部 部長 会計管理者 副部長 会計課長	班名	班長	班員
	会計班	会計課長	課員

都市構想部 部長 都市構想部長 副部長 都市構想部次長	班名	班長	班員
	都市政策班	都市政策課長	課員
	総合交通政策班	総合交通政策課長	課員
	区画整理班	区画整理課長	課員
	公園緑地班	公園緑地課長	課員
	開発建築法務班	開発建築法務課長	課員

議会部 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長	班名	班長	班員
	総務議事班	総務議事課長	課員

教育総務部 部長 教育総務部長 副部長 教育総務部次長	班名	班長	班員
	教育総務班	総務課長	課員
	生涯学習班	生涯学習課長	課員
	中央公民館班	中央公民館長	課員
	中央図書館班	中央図書館長	課員
	美術館班	美術館長	課員

学校教育部 部長 学校教育部長 副部長 学校教育部次長	班名	班長	班員
	学校管理班	学校管理課長	課員
	学校教育推進班	学校教育推進課長	課員
	教育研修センター班	教育研修センター所長	所員
	総合教育支援センター班	総合教育支援センター所長	所員

上下水道部 部長 上下水道局長 副部長 上下水道局次長	班名	班長	班員
	上下水道総務班	総務課長	課員
	経営戦略班	経営戦略課長	課員
	営業班	営業課長	課員
	水道整備班	水道整備課長	課員
	水道保全班	水道保全課長	課員
	下水道整備班	下水道整備課長	課員
	下水道保全班	下水道保全課長	課員

会計管理部 部長 会計管理者 副部長 会計課長	班名	班長	班員
	会計班	会計課長	課員

組織改編に伴う修正

章一節 修正後

現行

修正理由

<p>2-2</p>	<p>1.0 本部の各部分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名 〔部長〕 〔副部長〕</th> <th>班名 〔班長〕</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部共通</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害対応業務の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>総務部 〔総務部長〕 〔総務部次長〕</td> <td>総務法務班 〔総務法務課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 5 災害対応業務のための労務供給の総括に関すること。 6 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること 7 応急対策車両の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>秘書班 〔秘書課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の対応に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>人事班 〔人事課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における動員に関すること。 2 各部の配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員厚生班 〔職員厚生課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 5 国・県・連携市町村等の職員派遣の要請、受入に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>行政マネジメント班 〔行政マネジメント課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 連携協定等の総括に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	各部共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害対応業務の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。 	総務部 〔総務部長〕 〔総務部次長〕	総務法務班 〔総務法務課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 5 災害対応業務のための労務供給の総括に関すること。 6 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること 7 応急対策車両の確保に関すること。 		秘書班 〔秘書課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の対応に関すること。 		人事班 〔人事課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における動員に関すること。 2 各部の配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 		職員厚生班 〔職員厚生課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 5 国・県・連携市町村等の職員派遣の要請、受入に関すること。 		行政マネジメント班 〔行政マネジメント課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 連携協定等の総括に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。 	<p>9 本部の各部分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名 〔部長〕 〔副部長〕</th> <th>班名 〔班長〕</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部共通</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>総務部 〔総務部長〕 〔総務部次長〕</td> <td>総務法務班 〔総務法務課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 5 応急対策のための労務供給の総括に関すること。 6 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること 7 応急対策車両の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>秘書班 〔秘書課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の対応に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>人事班 〔人事課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における動員に関すること。 2 各部の配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員厚生班 〔職員厚生課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 5 国・県・連携市町村等の職員派遣の要請、受入に関すること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>行政マネジメント班 〔行政マネジメント課長〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 連携協定等の総括に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	各部共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。 	総務部 〔総務部長〕 〔総務部次長〕	総務法務班 〔総務法務課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 5 応急対策のための労務供給の総括に関すること。 6 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること 7 応急対策車両の確保に関すること。 		秘書班 〔秘書課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の対応に関すること。 		人事班 〔人事課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における動員に関すること。 2 各部の配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 		職員厚生班 〔職員厚生課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 5 国・県・連携市町村等の職員派遣の要請、受入に関すること。 		行政マネジメント班 〔行政マネジメント課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 連携協定等の総括に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。 	<p>適正化</p>
部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務																																											
各部共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害対応業務の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。 																																											
総務部 〔総務部長〕 〔総務部次長〕	総務法務班 〔総務法務課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 5 災害対応業務のための労務供給の総括に関すること。 6 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること 7 応急対策車両の確保に関すること。 																																											
	秘書班 〔秘書課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の対応に関すること。 																																											
	人事班 〔人事課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における動員に関すること。 2 各部の配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 																																											
	職員厚生班 〔職員厚生課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 5 国・県・連携市町村等の職員派遣の要請、受入に関すること。 																																											
	行政マネジメント班 〔行政マネジメント課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 連携協定等の総括に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。 																																											
部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務																																											
各部共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。 																																											
総務部 〔総務部長〕 〔総務部次長〕	総務法務班 〔総務法務課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 5 応急対策のための労務供給の総括に関すること。 6 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること 7 応急対策車両の確保に関すること。 																																											
	秘書班 〔秘書課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の対応に関すること。 																																											
	人事班 〔人事課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における動員に関すること。 2 各部の配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 																																											
	職員厚生班 〔職員厚生課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 5 国・県・連携市町村等の職員派遣の要請、受入に関すること。 																																											
	行政マネジメント班 〔行政マネジメント課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 連携協定等の総括に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。 																																											

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	修正後	現行	修正理由																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 177 376 256">部名 〔部長〕 〔副部長〕</th> <th data-bbox="376 177 575 256">班名 〔班長〕</th> <th data-bbox="575 177 1068 256">分掌 事務</th> </tr> </thead> </table>	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌 事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1068 177 1236 256">部名 〔部長〕 〔副部長〕</th> <th data-bbox="1236 177 1435 256">班名 〔班長〕</th> <th data-bbox="1435 177 1921 256">分掌 事務</th> </tr> </thead> </table>	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌 事務	組織改編に伴う修正 適正化																		
部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌 事務																									
部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌 事務																									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 256 376 608">(総務部理事)</td> <td data-bbox="376 256 575 608">防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕</td> <td data-bbox="575 256 1068 608"> 1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡手段の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関すること。 </td> </tr> </table>	(総務部理事)	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡手段の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1068 256 1236 608">(総務部理事)</td> <td data-bbox="1236 256 1435 608">防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕</td> <td data-bbox="1435 256 1921 608"> 1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関すること。 </td> </tr> </table>	(総務部理事)	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関すること。																			
(総務部理事)	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡手段の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関すること。																									
(総務部理事)	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関すること。																									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 608 376 703">政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕</td> <td data-bbox="376 608 575 703">未来創造班 〔未来創造課長〕</td> <td data-bbox="575 608 1068 703"> 1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 703 376 799"></td> <td data-bbox="376 703 575 799">選ばれるまち推進班 〔選ばれるまち推進課長〕</td> <td data-bbox="575 703 1068 799"> 4 コールセンターに関すること。 5 部内の総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 799 376 895"></td> <td data-bbox="376 799 575 895">DX戦略班 〔DX戦略課長〕</td> <td data-bbox="575 799 1068 895"> 1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 895 376 1038"></td> <td data-bbox="376 895 575 1038">広聴広報班 〔広聴広報課長〕</td> <td data-bbox="575 895 1068 1038"> 1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。 </td> </tr> </table>	政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	未来創造班 〔未来創造課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関すること。		選ばれるまち推進班 〔選ばれるまち推進課長〕	4 コールセンターに関すること。 5 部内の総合調整に関すること。		DX戦略班 〔DX戦略課長〕	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。		広聴広報班 〔広聴広報課長〕	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1068 608 1236 703">政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕</td> <td data-bbox="1236 608 1435 703">未来創造班 〔未来創造課長〕</td> <td data-bbox="1435 608 1921 703"> 1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1068 703 1236 799"></td> <td data-bbox="1236 703 1435 799">政策統計班 〔政策統計課長〕</td> <td data-bbox="1435 703 1921 799"> 4 コールセンターに関すること。 5 部内の総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1068 799 1236 895"></td> <td data-bbox="1236 799 1435 895">DX戦略班 〔DX戦略課長〕</td> <td data-bbox="1435 799 1921 895"> 1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1068 895 1236 1038"></td> <td data-bbox="1236 895 1435 1038">広聴広報班 〔広聴広報課長〕</td> <td data-bbox="1435 895 1921 1038"> 1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。 </td> </tr> </table>	政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	未来創造班 〔未来創造課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関すること。		政策統計班 〔政策統計課長〕	4 コールセンターに関すること。 5 部内の総合調整に関すること。		DX戦略班 〔DX戦略課長〕	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。		広聴広報班 〔広聴広報課長〕	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。	
政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	未来創造班 〔未来創造課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関すること。																									
	選ばれるまち推進班 〔選ばれるまち推進課長〕	4 コールセンターに関すること。 5 部内の総合調整に関すること。																									
	DX戦略班 〔DX戦略課長〕	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。																									
	広聴広報班 〔広聴広報課長〕	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。																									
政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	未来創造班 〔未来創造課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関すること。																									
	政策統計班 〔政策統計課長〕	4 コールセンターに関すること。 5 部内の総合調整に関すること。																									
	DX戦略班 〔DX戦略課長〕	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。																									
	広聴広報班 〔広聴広報課長〕	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。																									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 1038 376 1134">財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕</td> <td data-bbox="376 1038 575 1134">財政班 〔財政課長〕</td> <td data-bbox="575 1038 1068 1134"> 1 災害対応業務経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1134 376 1246"></td> <td data-bbox="376 1134 575 1246">公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕</td> <td data-bbox="575 1134 1068 1246"> 1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 3 救援物資の受入、管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1246 376 1417"></td> <td data-bbox="376 1246 575 1417">契約検査班 〔契約検査課長〕</td> <td data-bbox="575 1246 1068 1417"> 1 災害対応業務のための物資調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 3 部長の命ずる災害応急対策に関すること。 </td> </tr> </table>	財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害対応業務経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。		公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 3 救援物資の受入、管理に関すること。		契約検査班 〔契約検査課長〕	1 災害対応業務のための物資調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 3 部長の命ずる災害応急対策に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1068 1038 1236 1134">財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕</td> <td data-bbox="1236 1038 1435 1134">財政班 〔財政課長〕</td> <td data-bbox="1435 1038 1921 1134"> 1 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1068 1134 1236 1246"></td> <td data-bbox="1236 1134 1435 1246">公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕</td> <td data-bbox="1435 1134 1921 1246"> 1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 3 救援物資の受入、管理に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1068 1246 1236 1417"></td> <td data-bbox="1236 1246 1435 1417">契約検査班 〔契約検査課長〕</td> <td data-bbox="1435 1246 1921 1417"> 1 応急対策のための物資調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 3 部長の命ずる災害応急対策に関すること。 </td> </tr> </table>	財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。		公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 3 救援物資の受入、管理に関すること。		契約検査班 〔契約検査課長〕	1 応急対策のための物資調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 3 部長の命ずる災害応急対策に関すること。							
財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害対応業務経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。																									
	公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 3 救援物資の受入、管理に関すること。																									
	契約検査班 〔契約検査課長〕	1 災害対応業務のための物資調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 3 部長の命ずる災害応急対策に関すること。																									
財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。																									
	公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 3 救援物資の受入、管理に関すること。																									
	契約検査班 〔契約検査課長〕	1 応急対策のための物資調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 3 部長の命ずる災害応急対策に関すること。																									

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	修正後	現行	修正理由																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕</th> <th>班 名 〔班 長〕</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕</td> <td>市民税班 〔市民税課長〕</td> <td>1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>資産税班 〔資産税課長〕</td> <td>1 災害による市税の減免に関する事 2 り災証明書の発行及び現地調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>収納班 〔収納課長〕</td> <td>1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕</td> <td>市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕</td> <td>1 市民部所管施設の災害応急対策及び被害調査並 びに応急復旧に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブ サイト等での周知に関する事</td> </tr> <tr> <td>ダイバーシティ推進班 〔ダイバーシティ推進課長〕</td> <td>4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 外国人住民等に対する情報発信に関する事 6 部内の総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕</td> <td>1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民班 〔市民課長〕</td> <td>1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に 関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事</td> </tr> <tr> <td>マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕</td> <td>4 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 5 所管施設の災害応急対策及び被害調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕</td> <td>1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文化スポーツ観光部 〔文化スポーツ観光部長〕 〔文化スポーツ観光部次長〕</td> <td>文化振興班 〔文化振興課長〕</td> <td>1 文化スポーツ観光部所管施設の災害応急対策及び被害調査並 びに応急復旧に関する事 2 所管に関わる災害の応急復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕</td> <td>4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>観光政策班 〔観光政策課長〕</td> <td>6 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>歴史情報博物館班 〔歴史情報博物館長〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕	市民税班 〔市民税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事	資産税班 〔資産税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 り災証明書の発行及び現地調査に関する事	収納班 〔収納課長〕	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事	市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕	市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕	1 市民部所管施設の災害 応急 対策及び被害調査 並 びに 応急復旧に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブ サイト等での周知に関する事	ダイバーシティ推進班 〔ダイバーシティ推進課長〕	4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 外国人住民等に対する情報発信に関する事 6 部内の総合調整に関する事	国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕	1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事	市民班 〔市民課長〕	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に 関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事	マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕	4 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 5 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査に関する事	セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕	1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事	文化スポーツ観光部 〔文化スポーツ観光部長〕 〔文化スポーツ観光部次長〕	文化振興班 〔文化振興課長〕	1 文化スポーツ観光部所管施設の災害 応急 対策及び被害調査 並 びに 応急復旧に関する事 2 所管に関わる災害の 応急 復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事	スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕	4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事	観光政策班 〔観光政策課長〕	6 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事	歴史情報博物館班 〔歴史情報博物館長〕		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕</th> <th>班 名 〔班 長〕</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕</td> <td>市民税班 〔市民税課長〕</td> <td>1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>資産税班 〔資産税課長〕</td> <td>1 災害による市税の減免に関する事 2 り災証明書の発行及び現地調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>収納班 〔収納課長〕</td> <td>1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕</td> <td>市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕</td> <td>1 市民部所管施設の災害_____対策及び被害調査_____ _____に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブ サイト等での周知に関する事</td> </tr> <tr> <td>ダイバーシティ推進班 〔ダイバーシティ推進課長〕</td> <td>4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 外国人住民等に対する情報発信に関する事 5 部内の総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕</td> <td>1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民班 〔市民課長〕</td> <td>1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に 関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事</td> </tr> <tr> <td>マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕</td> <td>4 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 5 所管施設の災害_____対策及び被害調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕</td> <td>1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文化スポーツ観光部 〔文化スポーツ観光部長〕 〔文化スポーツ観光部次長〕</td> <td>文化振興班 〔文化振興課長〕</td> <td>1 文化スポーツ観光部所管施設の災害_____対策及び被害調査_____ _____の_____総括に関する事 2 所管に関わる災害_____復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕</td> <td>4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事 6 外国人住民等に対する情報発信に関する事 7 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>観光政策班 〔観光政策課長〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史情報博物館班 〔歴史情報博物館長〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕	市民税班 〔市民税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事	資産税班 〔資産税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 り災証明書の発行及び現地調査に関する事	収納班 〔収納課長〕	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事	市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕	市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕	1 市民部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ _____ に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブ サイト等での周知に関する事	ダイバーシティ推進班 〔ダイバーシティ推進課長〕	4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 外国人住民等に対する情報発信に関する事 5 部内の総合調整に関する事	国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕	1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事	市民班 〔市民課長〕	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に 関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事	マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕	4 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 5 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事	セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕	1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事	文化スポーツ観光部 〔文化スポーツ観光部長〕 〔文化スポーツ観光部次長〕	文化振興班 〔文化振興課長〕	1 文化スポーツ観光部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ _____ の _____ 総括に関する事 2 所管に関わる災害 _____ 復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事	スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕	4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事 6 外国人住民等に対する情報発信に関する事 7 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事	観光政策班 〔観光政策課長〕		歴史情報博物館班 〔歴史情報博物館長〕		<p>適正化</p>
部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務																																																																	
税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕	市民税班 〔市民税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事																																																																	
	資産税班 〔資産税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 り災証明書の発行及び現地調査に関する事																																																																	
	収納班 〔収納課長〕	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事																																																																	
市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕	市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕	1 市民部所管施設の災害 応急 対策及び被害調査 並 びに 応急復旧に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブ サイト等での周知に関する事																																																																	
	ダイバーシティ推進班 〔ダイバーシティ推進課長〕	4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 外国人住民等に対する情報発信に関する事 6 部内の総合調整に関する事																																																																	
	国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕	1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事																																																																	
	市民班 〔市民課長〕	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に 関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事																																																																	
	マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕	4 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 5 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査に関する事																																																																	
	セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕	1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事																																																																	
文化スポーツ観光部 〔文化スポーツ観光部長〕 〔文化スポーツ観光部次長〕	文化振興班 〔文化振興課長〕	1 文化スポーツ観光部所管施設の災害 応急 対策及び被害調査 並 びに 応急復旧に関する事 2 所管に関わる災害の 応急 復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事																																																																	
	スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕	4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事																																																																	
	観光政策班 〔観光政策課長〕	6 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事																																																																	
	歴史情報博物館班 〔歴史情報博物館長〕																																																																		
部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務																																																																	
税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕	市民税班 〔市民税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事																																																																	
	資産税班 〔資産税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 り災証明書の発行及び現地調査に関する事																																																																	
	収納班 〔収納課長〕	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事																																																																	
市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕	市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕	1 市民部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ _____ に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブ サイト等での周知に関する事																																																																	
	ダイバーシティ推進班 〔ダイバーシティ推進課長〕	4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 外国人住民等に対する情報発信に関する事 5 部内の総合調整に関する事																																																																	
	国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕	1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事																																																																	
	市民班 〔市民課長〕	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に 関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事																																																																	
	マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕	4 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 5 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事																																																																	
	セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕	1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事																																																																	
文化スポーツ観光部 〔文化スポーツ観光部長〕 〔文化スポーツ観光部次長〕	文化振興班 〔文化振興課長〕	1 文化スポーツ観光部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ _____ の _____ 総括に関する事 2 所管に関わる災害 _____ 復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事																																																																	
	スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕	4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事 6 外国人住民等に対する情報発信に関する事 7 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事																																																																	
	観光政策班 〔観光政策課長〕																																																																		
	歴史情報博物館班 〔歴史情報博物館長〕																																																																		

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	部名 〔部長〕 〔副部長〕	班名 〔班長〕	分掌事務	組織改編に伴う修正 適正化
	環境部 〔環境部長〕 〔環境部次長〕	環境政策班 〔環境政策課長〕	1 環境部所管施設の災害 応急 対策及び被害調査並びに 応急復旧 に関する事 2 自然環境の保全に関する事 3 遺体の収容に関する事 4 原子力災害対策に関する事 5 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関する事 6 部内の総合調整に関する事	環境部 〔環境部長〕 〔環境部次長〕	環境政策班 〔環境政策課長〕	1 環境部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ に関する事 2 自然環境の保全に関する事 3 遺体の収容に関する事 4 原子力災害対策に関する事 5 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関する事 6 部内の総合調整に関する事	
		ごみ減量推進班 〔ごみ減量推進課長〕	1 被災地の清掃に関する事 2 住居障害物の除去に関する事 3 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関する事 4 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関する事 5 部長の命ずる _____ 災害 _____ 応急対策に関する事			1 被災地の清掃に関する事 2 住居障害物の除去に関する事 3 災害 _____ 応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関する事 4 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関する事 5 部長の命ずる _____ 災害 _____ 応急対策に関する事	
		資源循環班 〔資源循環課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査並びに _____ 応急復旧に関する事 2 し尿処理に関する事			1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査並びに _____ 応急復旧に関する事 2 し尿処理に関する事	
		環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕	1 公害防止関係施設の被害調査に関する事 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関する事 3 放射線のモニタリングに関する事			1 公害防止関係施設の被害調査に関する事 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関する事 3 放射線のモニタリングに関する事	
保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 <u>〔保健所理事〕</u> 〔保健福祉部次長〕	保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕	1 災害救助法の適用関係事務に関する事 2 保健福祉部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査並びに _____ 応急復旧に関する事 3 避難所の運営に関する事 4 福祉避難所の運営に関する事 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関する事 6 災害義援金の受付、配分に関する事 7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関する事 8 見舞金に関する事 9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関する事 10 _____ 災害 _____ 対応業務のための物資供給に関する事	保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 <u>〔保健福祉部次長〕</u>	保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕	1 災害救助法の適用関係事務に関する事 2 保健福祉部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査並びに _____ 応急復旧に関する事 3 避難所の運営に関する事 4 福祉避難所の運営に関する事 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関する事 6 災害義援金の受付、配分に関する事 7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関する事 8 見舞金に関する事 9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関する事 10 _____ 災害 _____ 対応業務のための物資供給に関する事		
	生活支援班 〔生活支援課長〕	11 部内の総合調整に関する事 12 こども部との連絡調整に関する事		生活支援班 〔生活支援課長〕	11 部内の総合調整に関する事 12 こども部との連絡調整に関する事		
	障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕	〔保健福祉部・こども部応援協力班〕 収納班、国民健康保険班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、スポーツ振興班、観光政策班、歴史情報博物館班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班		障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕	〔保健福祉部・こども部応援協力班〕 収納班、国民健康保険班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、スポーツ振興班、観光政策班、歴史情報博物館班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班		
	健康長寿班 〔健康長寿課長〕			健康長寿班 〔健康長寿課長〕			
	地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕			地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕			
	介護保険班 〔介護保険課長〕			介護保険班 〔介護保険課長〕			

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	県地域防災計画の修正に伴う修正
	保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 <u>〔保健所理事〕</u> 〔保健福祉部次長〕	保健所班 〔保健所総務課長〕	1 医療救護に関すること（生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、介護保険班、子育て給付班、こども家庭班及び保育班に属する保健師等を含む）。 2 保健衛生に関すること（生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、介護保険班、子育て給付班、こども家庭班及び保育班に属する保健師等を含む）。 3 医療機関との連絡及び協力要請に関すること（生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、介護保険班、子育て給付班、こども家庭班及び保育班に属する保健師等を含む）。 4 救急機材及び医薬品の保管、整備に関すること。 5 災害 <u>対応業務</u> に必要な労務者の雇い上げに関すること。 6 <u>家庭</u> 動物（ペット）の同行避難に関すること。 7 特定動物に係る危害発生防止に関すること。 8 原子力災害時における避難退域時検査及び健康相談に関すること。 9 被災が広域に及ぶ場合や長期化する場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。 10 防疫対策の総括に関すること。 【保健所班応援協力班】 農業政策班、 <u>農業生産流通</u> 班、 農林基盤整備班、産業雇用政策班、産業創出班、 総合地方卸売市場管理事務所班、 都市政策班、総合交通政策班、区画整理班、 公園緑地班、開発建築法務班	保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 <u>〔保健福祉部次長〕</u>	保健所班 〔保健所総務課長〕	1 医療救護に関すること（生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、介護保険班、子育て給付班、こども家庭班及び保育班に属する保健師等を含む）。 2 保健衛生に関すること（生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、介護保険班、子育て給付班、こども家庭班及び保育班に属する保健師等を含む）。 3 医療機関との連絡及び協力要請に関すること（生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、介護保険班、子育て給付班、こども家庭班及び保育班に属する保健師等を含む）。 4 救急機材及び医薬品の保管、整備に関すること。 5 災害 <u>応急対策</u> に必要な労務者の雇い上げに関すること。 6 <u>愛護</u> 動物（ペット）の同行避難に関すること。 7 特定動物に係る危害発生防止に関すること。 8 原子力災害時における避難退域時検査及び健康相談に関すること。 9 被災が広域に及ぶ場合や長期化する場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。 10 防疫対策の総括に関すること。 【保健所班応援協力班】 農業政策班、 <u>園芸畜産振興</u> 班、 農林基盤整備班、産業雇用政策班、産業創出班、 総合地方卸売市場管理事務所班、 都市政策班、総合交通政策班、区画整理班、 公園緑地班、開発建築法務班	
	こども部 〔こども部長〕 〔こども部次長〕	こども総務企画班 〔こども総務企画課長〕 子育て給付班 〔子育て給付課長〕 こども家庭班 〔こども家庭課長〕 保育班 〔保育課長〕	1 こども部所管施設の災害 <u>応急</u> 対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 災害義援金の受付、配分に関すること。 6 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 7 見舞金に関すること。 8 被災世帯の救援物資調査、供給等救助に関すること。 9 応急対策のための物資供給に関すること。 10 部内の総合調整に関すること。 11 保健福祉部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、市民班、 マイナンバー活用班、文化振興班、スポーツ振興班、 観光政策班、歴史情報博物館班、会計班、 選挙管理委員会班、監査委員事務局班、 農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、 中央公民館班、中央図書館班、美術館班、 学校管理班、学校教育推進班、 教育研修センター班、総合教育支援センター班	こども部 〔こども部長〕 〔こども部次長〕	こども総務企画班 〔こども総務企画課長〕	1 こども部所管施設の災害 <u>___</u> 対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 災害義援金の受付、配分に関すること。 6 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 7 見舞金に関すること。 8 被災世帯の救援物資調査、供給等救助に関すること。 9 応急対策のための物資供給に関すること。 10 部内の総合調整に関すること。 11 保健福祉部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、市民班、 マイナンバー活用班、文化振興班、スポーツ振興班、 観光政策班、歴史情報博物館班、会計班、 選挙管理委員会班、監査委員事務局班、 農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、 中央公民館班、中央図書館班、美術館班、 学校管理班、学校教育推進班、 教育研修センター班、総合教育支援センター班	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	組織改編に伴う修正 適正化
	農商工部 〔農商工部長〕 〔農商工部理事〕 〔農商工部次長〕	農業政策班 〔農業政策課長〕	1 農商工部所管施設の災害 応急 対策及び被害調査並びに 応急復旧 の総括に関する事 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 3 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 4 災害対応業務 用資材の調達及び確保に関する事 5 被災家屋の消毒に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 7 部内の総合調整に関する事 【農商工部応援協力班】 農業委員会班	農商工部 〔農商工部長〕 〔農商工部次長〕	農業政策班 〔農業政策課長〕	1 農商工部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 3 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 4 応急対策 用資材の調達及び確保に関する事 5 被災家屋の消毒に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 7 部内の総合調整に関する事 【農商工部応援協力班】 農業委員会班	
		農業生産流通班 〔農業生産流通課長〕	1 農林畜産物の災害 _____ 応急対策、救護に関する事 2 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査に関する事 3 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 4 災害対応業務 用資材の調達及び確保に関する事 5 被災家屋の消毒に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		園芸畜産振興班 〔園芸畜産振興課長〕	1 農林畜産物の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 3 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 4 応急対策 用資材の調達及び確保に関する事 5 被災家屋の消毒に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		農林基盤整備班 〔農林基盤整備課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 2 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 3 災害対応業務 用資材の調達及び確保に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		農林基盤整備班 〔農林基盤整備課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事 2 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 3 応急対策 用資材の調達及び確保に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		産業雇用政策班 〔産業雇用政策課長〕	1 被災企業の支援に関する事 2 商工業者の被害状況の情報収集に関する事 3 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 4 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 5 被災勤労者の福祉に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		産業雇用政策班 〔産業雇用政策課長〕	1 被災企業の支援に関する事 2 商工業者の被害状況の情報収集に関する事 3 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 4 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 5 被災勤労者の福祉に関する事 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		産業創出班 〔産業創出課長〕	1 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査並びに 応急復旧 に関する事 2 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 3 部長の命ずる 災害 応急対策に関する事		産業創出班 〔産業創出課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ に関する事 2 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 3 部長の命ずる _____ 応急対策に関する事	
		総合地方卸売市場 管理事務所班 〔総合地方卸売市場 管理事務所長〕	1 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査並びに 応急復旧 に関する事 2 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 3 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		総合地方卸売市場 管理事務所班 〔総合地方卸売市場 管理事務所長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査並びに 応急復旧 に関する事 2 応急対策用資材の調達及び確保に関する事 3 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	修正理由
	建設構想部 〔建設構想部長〕 〔建設構想部次長〕	道路計画班 〔道路計画課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 建設構想部所管施設の災害応急対策及び被害調査並びに応急復旧の総括に関する事。 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。 災害応急対策に必要な建設業労働者の雇い上げに関する事。 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 部内の総合調整に関する事。 	建設構想部 〔建設構想部長〕 〔建設構想部次長〕	道路計画班 〔道路計画課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 建設構想部所管施設の災害_____対策及び被害調査並びに_____の総括に関する事。 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 災害対応業務用資材の調達及び確保に関する事。 災害応急対策に必要な建設業労働者の雇い上げに関する事。 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 部内の総合調整に関する事。 	適正化
		道路保全班 〔道路保全課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 所管に係わる緊急災害予防に関する事。 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 建設業者に対する連絡調整に関する事。 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 除雪対策に関する事。 住居障害物の除去に関する事。 災害時における運輸に関する事。 		道路保全班 〔道路保全課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の災害_____対策及び被害調査に関する事。 所管に係わる緊急災害予防に関する事。 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 災害対応業務用資材の調達及び確保に関する事。 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 建設業者に対する連絡調整に関する事。 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 除雪対策に関する事。 住居障害物の除去に関する事。 災害時における運輸に関する事。 	
		河川班 〔河川課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 河川及び水路（側溝及び溝きよを除く）の災害対策及び被害調査に関する事。 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事。 水防本部の設置、庶務に関する事。 土砂災害対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。 災害復旧工事に関する事。 		河川班 〔河川課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 河川及び水路（側溝及び溝きよを除く）の災害対策及び被害調査に関する事。 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事。 水防本部の設置、庶務に関する事。 土砂災害対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。 災害復旧工事に関する事。 	
		建築班 〔建築課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 災害対応業務のため建設業者との連絡調整に関する事。 応急仮設住宅及び収容所の建設に関する事。 開発建築法務班の要請による応急危険度判定の応援協力に関する事。 		建築班 〔建築課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の災害_____対策及び被害調査に関する事。 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 災害_____のため建設業者との連絡調整に関する事。 応急仮設住宅及び収容所の建設に関する事。 開発建築法務班の要請による応急危険度判定の応援協力に関する事。 	
		住宅政策班 〔住宅政策課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 応急仮設住宅の入居等に関する事。 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 		住宅政策班 〔住宅政策課長〕	<ol style="list-style-type: none"> 所管施設の災害_____対策及び被害調査に関する事。 応急仮設住宅の入居等に関する事。 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部 [部 副部長]	班 [班 名長]	分 掌 事 務	部 [部 副部長]	班 [班 名長]	分 掌 事 務	修正理由
	都市構想部 〔都市構想部長〕 〔都市構想部次長〕	都市政策班 〔都市政策課長〕	1 都市構想部所管施設の災害 応急 対策及び被害調査並びに 応急復旧 の総括に関する事 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事 3 救援物資の輸送に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 5 部内の総合調整に関する事	都市構想部 〔都市構想部長〕 〔都市構想部次長〕	都市政策班 〔都市政策課長〕	1 都市構想部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ の総括に関する事 2 所管に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 3 救援物資の輸送に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事 5 部内の総合調整に関する事	適正化
		総合交通政策班 〔総合交通政策課長〕	1 公共交通機関の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 公共交通機関に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 3 公共交通機関の運行状況に関する事 4 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査並びに _____ 応急復旧に関する事		総合交通政策班 〔総合交通政策課長〕	1 公共交通機関の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 公共交通機関に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 3 公共交通機関の運行状況に関する事 4 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ に関する事	
		区画整理班 〔区画整理課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 _____ 3 救援物資の輸送に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		区画整理班 〔区画整理課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 3 _____ 建設業者に対する連絡調整に関する事 4 救援物資の輸送に関する事 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		公園緑地班 〔公園緑地課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 3 指定緊急避難場所に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		公園緑地班 〔公園緑地課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 3 指定緊急避難場所に関する事 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
		開発建築法務班 〔開発建築法務課長〕	1 部長の命ずる _____ 災害 _____ 応急対策に関する事 2 災害建築物の _____ 応急危険度判定に関する事 3 税務部長の要請による被害状況調査の応援に関する事 4 被災者の災害建築物の相談に関する事 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事		開発建築法務班 〔開発建築法務課長〕	1 部長の命ずる _____ 災害 _____ 応急対策に関する事 2 災害建築物の _____ 応急危険度判定に関する事 3 税務部長の要請による被害状況調査の応援に関する事 4 被災者の災害建築物の相談に関する事 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関する事	
	議会部 〔議会事務局長〕 〔議会事務副次長〕	総務議事班 〔総務議事課長〕	1 渉外に関する事 2 局長の命ずる _____ 災害 _____ 応急対策に関する事 3 議会の緊急会議に関する事 4 議会への情報伝達に関する事（非開示情報を除く）	議会部 〔議会事務局長〕 〔議会事務副次長〕	総務議事班 〔総務議事課長〕	1 渉外に関する事 2 局長の命ずる _____ 災害 _____ 応急対策に関する事 3 議会の緊急会議に関する事 4 議会への情報伝達に関する事（非開示情報を除く）	
	教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	教育総務班 〔総務課長〕	1 教育総務部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査並びに _____ 応急復旧の総括に関する事 2 所管に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事 4 渉外に関する事 5 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 6 部内の総合調整に関する事	教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	教育総務班 〔総務課長〕	1 教育総務部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 _____ の総括に関する事 2 所管に係わる災害の _____ 応急復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事 4 渉外に関する事 5 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 6 部内の総合調整に関する事	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	修正理由
	教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	生涯学習班 〔生涯学習課長〕	1 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 所管に係わる避難所の管理に関する こと。 4 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。	教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	生涯学習班 〔生涯学習課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 所管に係わる避難所の管理に関する こと。 4 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。	適正化
	中央公民館班 〔中央公民館長〕	1 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。		中央公民館班 〔中央公民館長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。		
	中央図書館班 〔中央図書館長〕			中央図書館班 〔中央図書館長〕			
	美術館班 〔美術館長〕			美術館班 〔美術館長〕			
	学校教育部 〔学校教育部長〕 〔学校教育部次長〕	学校管理班 〔学校管理課長〕	1 学校教育部所管施設の災害 応急 対策及び被害調 査 並びに 応急復旧の総括に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 教職員の動員に関する こと。 4 災害時の児童、生徒の保健管理に関する こと。 5 災害時の応急給食に関する こと。 6 学校避難所の 開設 に関する こと。 7 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。 8 部内の総合調整に関する こと。	学校教育部 〔学校教育部長〕 〔学校教育部次長〕	学校管理班 〔学校管理課長〕	1 学校教育部所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査 に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 教職員の動員に関する こと。 4 災害時の児童、生徒の保健管理に関する こと。 5 災害時の応急給食に関する こと。 6 学校避難所の 開放措置対策 に関する こと。 7 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。 8 部内の総合調整に関する こと。	
		学校教育推進班 〔学校教育推進課〕	1 災害時の教育対策に関する こと。 2 被災児童、生徒の調査に関する こと。 3 被災児童、生徒に対する学用品等の支給に関する こと。 4 児童、生徒の避難計画及び指示に関する こと。 5 学校避難所の 開設 に関する こと。 6 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。		学校教育推進班 〔学校教育推進課〕	1 災害時の教育対策に関する こと。 2 被災児童、生徒の調査に関する こと。 3 被災児童、生徒に対する学用品等の支給に関する こと。 4 児童、生徒の避難計画及び指示に関する こと。 5 学校避難所の 開放措置対策 に関する こと。 6 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。	
		教育研修センター班 〔教育研修センター所長〕	1 学校におけるICT環境（情報処理・情報通信 技術）整備に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。		教育研修センター班 〔教育研修センター所長〕	1 学校におけるICT環境（情報処理・情報通信 技術）整備に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。	
		総合教育支援センター班 〔総合教育支援センター所長〕	1 災害時の児童生徒の心のケアに関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。		総合教育支援センター班 〔総合教育支援センター所長〕	1 災害時の児童生徒の心のケアに関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務 の応援協力に関する こと。	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部名 〔部 〔副部長〕	班名 〔班 〔班長〕	分掌事務	部名 〔部 〔副部長〕	班名 〔班 〔班長〕	分掌事務	組織改編に伴う修正 適正化
	上下水道部 〔上下水道局長〕 〔上下水道局次長〕	上下水道総務班 〔総務課長〕	1 上下水道局所管施設の災害 応急 対策及び被害 並びに応急復旧 の総括に関する事 2 災害対策本部事務局との連絡調整に関する事 3 災害対策本部会議に関する事 4 県、日本水道協会、その他関係機関との連絡調整に関する事 5 応援職員の実入れに関する事 6 災害対応業務 のための物品調達に関する事 7 部内の総合調整に関する事	上下水道部 〔上下水道局長〕 〔上下水道局次長〕	上下水道総務班 〔総務課長〕	1 上下水道局所管施設の災害 _____ 対策及び被害 _____ の総括に関する事 2 災害対策本部事務局との連絡調整に関する事 3 災害対策本部会議に関する事 4 県、日本水道協会、その他関係機関との連絡調整に関する事 5 応援職員の実入れに関する事 6 応急対策 のための物品調達に関する事 7 部内の総合調整に関する事	
		経営戦略班 〔経営戦略課長〕	1 所管施設の被害調査及びその 応急復旧 に関する事 2 災害対応業務 に伴う経費の経理に関する事		経営戦略班 〔経営戦略課長〕	1 所管施設の被害調査及びその 応急復旧 に関する事 2 災害対策及び復旧 に伴う経費の経理に関する事	
		営業班 〔営業課長〕	1 市民との連絡及び相談に関する事 2 広報車による広報活動に関する事 3 水道料金の減免に関する事		営業班 〔営業課長〕	1 市民との連絡及び相談に関する事 2 広報車による広報活動に関する事 3 水道料金の減免に関する事	
		水道整備班 〔水道整備課長〕	1 所管諸施設の被害調査及び応急復旧 に関する事 2 所管にかかわる災害対策 に関する事 3 応急給水所等の設置・周知等 、 応急給水 に関する事 4 他課の応援・協力 に関する事		水道施設班 〔水道施設課長〕	1 飲料水の供給確保 に関する事 2 応急給水所等の設置・周知 に関する事 3 所管施設の災害対策及び被害調査 に関する事 4 所管に係わる災害の応急復旧 に関する事 5 災害対応業務用資材の調達及び確保 に関する事	
		水道保全班 〔水道保全課長〕	1 所管諸施設の被害調査及び 応急復旧 に関する事 2 所管に係わる 災害対策 に関する事 3 飲料水の供給確保 に関する事 4 災害対応業務用資材の調達及び確保 に関する事		浄水班 〔浄水課長〕	1 所管 _____ 施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる 災害の応急復旧 に関する事	
		下水道整備班 〔下水道整備課長〕	1 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 3 下水道区域の排水対策等に関する事		下水道整備班 〔下水道整備課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 3 下水道区域の排水対策等に関する事	
		下水道保全班 〔下水道保全課長〕	1 所管施設の災害 応急 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 3 下水道区域の排水対策等に関する事		下水道保全班 〔下水道保全課長〕	1 所管施設の災害 _____ 対策及び被害調査に関する事 2 所管に係わる災害の 応急復旧 に関する事 3 下水道区域の排水対策等に関する事	
	会計管理部 〔会計管理者〕	会計班 〔会計課長〕	1 災害対応業務 に伴う経費の経理に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の 応援協力 に関する事	会計管理部 〔会計管理者〕	会計班 〔会計課長〕	1 災害対策及び復旧 に伴う経費の経理に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の 応援協力 に関する事	
	選挙管理委員会 〔選挙管理委員会事務局〕	選挙管理委員会班 〔選挙管理委員会事務局次長〕	1 局長の命ずる 災害 応急対策に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の 応援協力 に関する事	選挙管理委員会 〔選挙管理委員会事務局〕	選挙管理委員会班 〔選挙管理委員会事務局次長〕	1 局長の命ずる _____ 応急対策に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の 応援協力 に関する事	
	監査委員事務局 〔監査委員事務局〕	監査委員事務局班 〔監査委員事務局次長〕	1 局長の命ずる 災害 応急対策に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の 応援協力 に関する事	監査委員事務局 〔監査委員事務局〕	監査委員事務局班 〔監査委員事務局次長〕	1 局長の命ずる _____ 応急対策に関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の 応援協力 に関する事	
	農業委員会 〔農業委員会事務局〕	農業委員会班 〔農業委員会事務局次長〕	1 局長の命ずる 災害 応急対策に関する事 2 農商工部長の要請による農林所管業務の 応援協力 に関する事 3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の 応援協力 に関する事	農業委員会 〔農業委員会事務局〕	農業委員会班 〔農業委員会事務局次長〕	1 局長の命ずる _____ 応急対策に関する事 2 農商工部長の要請による農林所管業務の 応援協力 に関する事 3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による所管業務の 応援協力 に関する事	

章一節 修正後

現行

修正理由

2-2	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務	修正理由
	地区本部 〔行政センター 所長〕 〔行政センター 副所長又は主 任主査〕	行政センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 災害に関する市民への広報活動に関すること。 4 通信連絡の確保に関すること。 5 非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 所管施設の災害対策及び被害調査並びに市民一般家屋等の被害調査に関すること。 7 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 8 災害義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 災害対応業務のための労務供給に関すること。 14 赤十字奉仕団、民生委員等、社会事業団体との連絡及び協力要請に関すること。 15 見舞金に関すること。 16 医療救護に関すること。 17 救護所、避難場所等、応急施設の開設及び管理に関すること。 18 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 19 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 20 災害の応急復旧に関すること。 21 災害対応業務用品及び資材の調達に関すること。 22 消防団との連絡、協議に関すること。 23 建設業者との連絡調整に関すること。 24 避難誘導、救出に関すること。 25 災害地の警備に関すること。 26 飲料水の供給に関すること。 27 行政センター間における対口支援に関すること。 	地区本部 〔行政センター 所長〕 〔行政センター 副所長又は主 任主査〕	行政センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 災害に関する市民への広報活動に関すること。 4 通信連絡の確保に関すること。 5 非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 所管施設の災害対策及び被害調査並びに市民一般家屋等の被害調査に関すること。 7 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 8 災害義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 応急対策のための労務供給に関すること。 14 赤十字奉仕団、民生委員等、社会事業団体との連絡及び協力要請に関すること。 15 見舞金に関すること。 16 医療救護に関すること。 17 救護所、避難場所等、応急施設の開設及び管理に関すること。 18 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 19 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 20 災害の応急復旧に関すること。 21 災害対策用品及び資材の調達に関すること。 22 消防団との連絡、協議に関すること。 23 建設業者との連絡調整に関すること。 24 避難誘導、救出に関すること。 25 災害地の警備に関すること。 26 飲料水の供給に関すること。 27 行政センター間における対口支援に関すること。 	適正化
	郡山消防署 〔郡山消防署長〕 〔郡山消防署副署長〕		<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通信連絡に関すること。 2 災害通報に関すること。 3 火災、救助、救急、水防等の緊急災害予防に関すること。 4 避難誘導、救出に関すること。 5 災害による要救助者の捜索に関すること。 6 所管施設の災害応急対策に関すること。 7 消防団との連携に関すること。 8 消防相互応援協定（消防組織法第39条）に基づく応援及び緊急消防援助隊（消防組織法第45条）の応援並びに広域航空消防援助実施要綱又は他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 9 消防部隊の運用及び活動方針に関すること。 10 災害の応急復旧に関すること。 11 被災地の警戒に関すること。 	郡山消防署 〔郡山消防署長〕 〔郡山消防署副署長〕		<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通信連絡に関すること。 2 災害通報に関すること。 3 火災、救助、救急、水防等の緊急災害予防に関すること。 4 避難誘導、救出に関すること。 5 災害による要救助者の検査に関すること。 6 所管施設の災害 対策に関すること。 7 消防団との連携に関すること。 8 消防相互応援協定（消防組織法第39条）に基づく応援及び緊急消防援助隊（消防組織法第45条）の応援並びに広域航空消防援助実施要綱又は他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 9 消防部隊の運用及び活動方針に関すること。 10 災害の応急復旧に関すること。 11 被災地の警戒に関すること。 	

章一節	修正後	現行	修正理由
2-2	<p>1.1 動員配備の要領</p> <p>(4) 配備の連絡</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害時における職員の留意事項</p> <p>ア 各職員は、あらかじめ定められた災害時における、招集方法、配備体制及び自己の任務を充分習熟しておく。自己の任務に関連した災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合でも速やかに定められた部署に参集し、災害応急対策を講ずるとともに、上司に報告する。</p> <p>イ 各職員は、異常天候、異常事態を察知した場合には、ラジオ、テレビ等の気象状況に注意する。また、所属長と連絡をとり、その指揮下に入るよう努める。</p> <p>ウ 発災後は速やかに所属長（所属長と連絡がとれない場合は所属職員）と相互に連絡をとりあい、常に自己の所在を明らかにしておく。</p> <p>また、所属長は所属職員からの連絡がない場合、所属職員の所在について確認する。</p>	<p>1.0 動員配備の要領</p> <p>(4) 配備の連絡</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害時における職員の留意事項</p> <p>ア 各職員は、あらかじめ定められた災害時における、招集方法、配備体制及び自己の任務を充分習熟しておく。自己の任務に関連した災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合でも速やかに定められた部署に参集し、<u> </u>応急措置を講ずるとともに、上司に報告する。</p> <p>イ 各職員は、異常天候、異常事態を察知した場合には、ラジオ、テレビ等の気象状況に注意する。また、所属長と連絡をとり、その指揮下に入るよう努める。</p> <p>ウ 発災後は速やかに所属長（所属長と連絡がとれない場合は所属職員）と相互に連絡をとりあい、常に自己の所在を明らかにしておく。</p> <p>また、所属長は所属職員からの連絡がない場合、所属職員の所在について確認する。</p>	<p>適正化</p> <p>適正化</p>

章一節 修正後

現行

修正理由

2-4

2 平常時の事務機構
(3) 地区隊構成

地区隊名	分回数	班数
団本部		<u>1</u>
郡山中央	4	8
郡山東	4	9
郡山西	3	8
安積	3	8
三穂田	3	10
逢瀬	2	8
片平	2	5
喜久田	3	6
日和田	4	6
富久山	4	8
湖南	5	11
熱海	4	12
田村	5	16
中田	3	8
西田	3	8
計	52	<u>132</u>
団員数	定員	<u>2,120</u>

2 平常時の事務機構
(3) 地区隊構成

地区隊名	分回数	班数
団本部		1
郡山中央	4	8
郡山東	4	9
郡山西	3	8
安積	3	8
三穂田	3	10
逢瀬	2	8
片平	2	5
喜久田	3	6
日和田	4	6
富久山	4	8
湖南	5	11
熱海	4	12
田村	5	16
中田	3	8
西田	3	8
計	52	<u>131</u>
団員数	定員	<u>2,500</u>

時点修正

章一節 修正後

現行

修正理由

2-4

2 平常時の事務機構

(4) 消防団員の階級別配置 (実団員数)

R8.4.1 現在

階級 職名	副団長			分団長			副分団長		部長		班長		計
	副団長	本部部長	地区隊長	副地区隊長	地区部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	副班長	団員		
	副団長	本部部長	地区隊長	副地区隊長	地区部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	副班長	団員		
地区隊名	副団長	本部部長	地区隊長	副地区隊長	地区部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	副班長	団員	計	
団本部	1	2	4						0	0	4	11	
郡山中央			1	1	4	4	4	4	8	10	120	156	
郡山東			1	1	4	4	4	4	9	12	61	100	
郡山西			1	1	4	3	3	3	7	10	41	73	
安積			1	1	4	3	3	3	8	11	78	112	
三穂田			1	1	4	3	3	3	10	11	81	117	
達瀬			1	1	4	2	2	2	8	8	65	93	
片平			1	1	4	2	2	2	5	5	56	78	
喜久田			1	1	4	3	3	3	6	8	57	86	
日和田			1	1	4	4	4	4	6	9	34	67	
富久山			1	1	4	4	4	4	8	8	56	90	
湖南			1	1	4	5	5	5	11	16	125	173	
熱海			1	1	4	4	4	4	12	12	142	184	
田村			1	1	4	5	5	5	16	24	170	231	
中田			1	1	3	3	3	3	8	9	106	137	
西田			1	1	4	3	3	3	8	12	80	115	
合計	1	2	4	15	15	59	52	52	52	130	165	1,276	1,823

2 平常時の事務機構

(4) 消防団員の階級別配置 (実団員数)

R5.4.1 現在

階級 職名	副団長			分団長			副分団長		部長		班長		計
	副団長	本部部長	地区隊長	副地区隊長	地区部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	副班長	団員		
	副団長	本部部長	地区隊長	副地区隊長	地区部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	副班長	団員		
地区隊名	副団長	本部部長	地区隊長	副地区隊長	地区部長	分団長	副分団長	分団部長	班長	副班長	団員	計	
団本部	1	2	4						0	0	3	10	
郡山中央			1	1	4	4	4	4	8	10	97	133	
郡山東			1	1	4	4	4	4	9	12	72	111	
郡山西			1	1	4	3	3	3	8	11	54	88	
安積			1	1	4	3	3	3	8	11	90	124	
三穂田			1	1	4	3	3	3	10	11	103	139	
達瀬			1	1	4	2	2	2	8	8	71	99	
片平			1	1	4	2	2	2	5	5	66	88	
喜久田			1	1	4	3	3	3	6	7	57	85	
日和田			1	1	4	4	4	4	6	9	47	80	
富久山			1	1	4	4	4	4	8	8	50	84	
湖南			1	1	4	5	5	5	11	17	155	204	
熱海			1	1	4	4	4	4	12	16	183	229	
田村			1	1	4	5	5	5	16	24	215	276	
中田			1	1	4	3	3	3	8	9	119	151	
西田			1	1	4	3	3	3	8	12	117	152	
合計	1	2	4	15	15	60	52	52	52	131	170	1,499	2,053

時点修正

章一節	修正後	現行	修正理由
3-1	<p>第1節 情報収集・連絡及び応急体制整備計画【総務部、<u>政策開発部</u>】</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市は、住家被害の調査、り災証明書交付担当部局及び応急危険度判定担当部局が<u>発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう</u>非常時の情報共有体制についてあらかじめ調整するよう努める。</p>	<p>第1節 情報収集・連絡及び応急体制整備計画【総務部 _____】</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市は、住家被害の調査、り災証明書交付担当部局及び応急危険度判定担当部局が<u>非常時の情報共有体制についてあらかじめ調整し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう</u>努める。</p>	適正化
3-1	<p>2 通信手段の確保 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害時の通信を確保するため、災害対策をした無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。</p> <p><u>さらに、通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート、<u>衛星通信を利用した携帯電話や公共安全モバイルシステム</u>等で発信する災害関連情報等の多様化を積極的に推進するとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p>	<p>2 通信手段の確保 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害時の通信を確保するため、災害対策をした無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。</p> <p>_____</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート、_____等で発信する災害関連情報等の多様化を積極的に推進するとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p>	県地域防災計画の修正に伴う修正
3-1	<p>3 業務継続性の確保</p> <p>市は、あらかじめ継続しなければならない市民サービスに重大な影響を与える重要な業務を選定した上で、人材、物資、ライフライン等の利用可能な資源が大幅に制約された状況下において、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため業務継続計画を策定し、毎年継続的に変更・見直しを行い、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下においても、市が行うべき業務継続の実効性を確保する。</p> <p><u>なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員</u></p>	<p>3 業務継続性の確保</p> <p>市は、あらかじめ継続しなければならない市民サービスに重大な影響を与える重要な業務を選定した上で、人材、物資、ライフライン等の利用可能な資源が大幅に制約された状況下において、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため業務継続計画を策定し、毎年継続的に変更・見直しを行い、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下においても、市が行うべき業務継続の実効性を確保する。</p>	県地域防災計画の修正に伴う修正

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>の参集体制、庁舎使用不可時の代替庁舎、非常用発電設備(再生可能エネルギー発電設備、蓄電機能を有する車両等を含む。)の整備、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。</u></p>		
3-1	<p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であることから、市は、<u>災害対応業務</u>に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携体制を確立する。</p> <p>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>(2) 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の<u>構築</u>に努める。</p>	<p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であることから、市は、<u>応急活動及び復旧活動</u>に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携体制を確立する。</p> <p>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>(2) 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の<u>充実</u>に努める。</p>	適正化
3-1	<p>6 防災拠点</p> <p>(1) 広域防災拠点</p> <p>開成山公園を災害時の広域的な避難場所及び<u>災害対応業務</u>の拠点として活用するため、公園内及び隣接の各施設（こども総合支援センター（ニコニコこども館）、開成山野球場、開成山陸上競技場、郡山総合体育館、音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館））について広域防災拠点施設として一体的な利用を図る。</p> <p>(2) 防災拠点</p> <p>21世紀記念公園は、災害時の避難場所及び<u>災害対応業務</u>を実施するために、各種機能を有する防災公園として整備していることから、災害発生時には防災拠点として活用する。</p> <p>◇機能</p> <p>耐震性貯水槽（50t）・備蓄倉庫（111.6㎡）・避難等多目的に利用できる芝生公園（約4,500㎡）・自衛隊等緊急大型車両搬入可能なエントランス（舗装）・火災延焼防止（樹木の配置）・火災消火に利用（水景施設に貯水：一部井戸水使用）</p>	<p>6 防災拠点</p> <p>(1) 広域防災拠点</p> <p>開成山公園を災害時の広域的な避難場所及び<u>応急対策や復旧活動など</u>の拠点として活用するため、公園内及び隣接の各施設（こども総合支援センター（ニコニコこども館）、開成山野球場、開成山陸上競技場、郡山総合体育館、音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館））について広域防災拠点施設として一体的な利用を図る。</p> <p>(2) 防災拠点</p> <p>21世紀記念公園は、災害時の避難場所及び<u>応急対策や復旧活動など</u>を実施するために、各種機能を有する防災公園として整備していることから、災害発生時には防災拠点として活用する。</p> <p>◇機能</p> <p>耐震性貯水槽（50t）・備蓄倉庫（111.6㎡）・避難等多目的に利用できる芝生公園（約4,500㎡）・自衛隊等緊急大型車両搬入可能なエントランス（舗装）・火災延焼防止（樹木の配置）・火災消火に利用（水景施設に貯水：一部井戸水使用）</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>への支援拠点の設置を検討するよう努める。</u></p> <p><u>なお、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援をおこなうものとし、被災者支援に係る情報を利用者に対しても提供する。</u></p>		
3-2	<p>第2節 災害対策訓練計画 【総務部・建設構想部・消防本部・郡山消防署】</p> <p>災害応急対策を効果的に遂行するため、防災関係各機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に訓練を実施する。</p> <p><u>なお、各種訓練は原則防災週間等を通じ実施するものとし、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女の違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いや、感染症対策に配慮するよう努める。</u></p>	<p>第2節 災害対策訓練計画 【総務部・建設構想部・消防本部・郡山消防署】</p> <p>災害応急対策を効果的に遂行するため、防災関係各機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に訓練を実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-2	<p>1 非常招集などの訓練</p> <p>災害時に迅速な<u>災害応急対策を実施できる</u>よう、非常招集の発令、伝達及び通信連絡、<u>その他必要な</u>訓練を実施する。</p> <p>庁内訓練</p> <p>(1) 事前配備体制（本部設置前）</p> <p>(2) 非常配備体制（第1次配備）（第2次配備）</p> <p>(3) <u>災害対策本部</u> <u>設置及び運営</u></p> <p><u>(4) 被害情報収集</u></p> <p><u>(5) 避難所開設</u></p> <p><u>(6) その他必要な訓練</u></p>	<p>1 非常招集などの訓練</p> <p>災害時に迅速な<u>配備体制を整えるため</u>、非常招集の発令、伝達及び通信連絡に<u>ついで</u>の訓練を実施する。</p> <p>庁内訓練</p> <p>(1) 事前配備体制（本部設置前）</p> <p>(2) 非常配備体制（第1次配備）（第2次配備）</p> <p>(3) <u>_____</u> <u>対策本部</u> <u>の設置</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>適正化、明文化</p>
3-2	<p>5 自主防災組織の育成と防災訓練</p> <p>防災関係各機関の協力のもとに、自主防災組織、町内会、学校、各種事業所、団体等に対し、各種の防災訓練の開催を推進するとともに、訓練を通じて自主防災の必要性、自覚の高揚を図る。</p> <p>また、想定される大地震に対処するためには、自助・共助（互助）による地域住民自らの組織的な防災活動が必要であることから、自主防災組織の育成を積極的に推進し、「自らの地域は自分達で守る」という、共助の仕組み作りを支援し、併せて一般的な風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行えるよう育成する。</p>	<p>5 自主防災組織の育成と防災訓練</p> <p>防災関係各機関の協力のもとに、自主防災組織、町内会、学校、各種事業所、団体等に対し、各種の防災訓練の開催を推進するとともに、訓練を通じて自主防災の必要性、自覚の高揚を図る。</p> <p>また、想定される大地震に対処するためには、自助・共助（互助）による地域住民自らの組織的な防災活動が必要であることから、自主防災組織の育成を積極的に推進し、「自らの地域は自分達で守る」という、共助の仕組み作りを支援し、併せて一般的な風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行えるよう育成する。</p>	<p>明文化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>により公開する。</p> <p><u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>(12)～(20) (略)</p> <p>(21) 各地域における避難<u>所等</u>及び避難経路に関する知識の普及を図る。</p> <p>(22) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急<u>対策の</u> _____ 啓発を図る。</p> <p>(23) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施を周知する。</p> <p>(24) 雪害時の被害を最小限にとどめるために、防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品の<u>準備等家庭での予防・安全対策及び降雪時に取るべき行動等の防災知識や、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るための除雪作業時の危険性</u>と対応策、雪道を運転する際のスコップやスノーブラシ、飲食料及び毛布等の備え、集中的な大雪が予想される際における<u>不要・不急の外出を控える等</u>周知する。</p>	<p>により公開する。</p> <p>_____</p> <p>(12)～(20) (略)</p> <p>(21) 各地域における避難<u>場所</u>及び避難経路に関する知識の普及を図る。</p> <p>(22) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急<u>措置の内容や実施方法の</u>啓発を図る。</p> <p>(23) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施を周知する。</p> <p>(24) 雪害時の被害を最小限にとどめるために、防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>を</u>周知する。</p>	<p>適正化</p> <p>市の施策の進展を踏まえた修正（雪害対策）</p>
3-4	<p>第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画 【総務部・農商工部・建設構想部】</p> <p>災害<u>対応業務</u>に必要な物資及び資材のうち、備蓄されたものについては災害時に _____ その機能を有効かつ適切に発揮できるよう、常時整備点検し、備蓄できないものについては、<u>事業者</u>と調達について協議し、入手経路を定めるなど入手方法を確立しておく。</p> <p>さらに、家庭・事業所内備蓄の指導に努め、その調達体制の整備を図る。</p>	<p>第4節 資機材等の備蓄及び点検整備計画 【総務部・農商工部・建設構想部】</p> <p>災害 <u>応急対策又は災害復旧</u>に必要な物資及び資材のうち、備蓄されたものについては災害時に <u>際して</u>、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう、常時整備点検し、備蓄できないものについては、<u>業者</u>と調達について協議し、入手経路を定めるなど入手方法を確立しておく。</p> <p>さらに、家庭・事業所内備蓄の指導に努め、その調達体制の整備を図る。</p>	<p>適正化</p>
3-4	<p>4 除雪用資機材の整備</p> <p>「除雪事業計画」に基づき、特に積雪深40cmを超える場合の緊急除雪において、湖南町等の全路線確保及び国、県の広域除雪体制の確立を前提として、除雪機械の借上げ、現有資材の備蓄整備を実施する。</p> <p>また、<u>除排雪作業を効率よく実施するために、運搬等に利用しやすい雪捨て場の確保を図る。</u></p>	<p>4 除雪用資機材の整備</p> <p>「除雪事業計画」に基づき、特に積雪深40cmを超える場合の緊急除雪において、湖南町等の全路線確保及び国、県の広域除雪体制の確立を前提として、除雪機械の借上げ、現有資材の備蓄整備を実施する。</p> <p>また、 _____</p>	<p>市の施策の進展を踏まえた修正（雪害対策）</p>
3-4	<p>6 応急物資の備蓄</p> <p>(1) 公的備蓄</p> <p>市は、災害時に備え現物備蓄が必要なものについて、「郡山市防災備蓄計画」に基づき計画的に備蓄を実施するとともに、適正な品質の管理及び補充</p>	<p>6 応急物資の備蓄</p> <p>(1) 公的備蓄</p> <p>市は、災害時に備え現物備蓄が必要なものについて、「郡山市防災備蓄計画」に基づき計画的に備蓄を実施するとともに、適正な品質の管理及び補充を</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>を実施する。</p> <p><u>また、新物資システム(B-PLo)を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の情報を把握する。</u></p>	<p>施する。</p>	
3-4	<p>6 応急物資の備蓄</p> <p>(3) 家庭・事業所内の備蓄</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>家庭動物（ペット）を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導</u> 3日分のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努める。</p>	<p>6 応急物資の備蓄</p> <p>(3) 家庭・事業所内の備蓄</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>愛護動物（ペット）を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導</u> 3日分のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努める。</p>	<p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-4	<p>6 応急物資の備蓄</p> <p><u>(5) 車中避難場所車中避難者向け備蓄</u> <u>車中避難者に対する支援に必要な物資の備蓄の確保に努める。</u></p>	<p>6 応急物資の備蓄</p>	<p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-4	<p>7 防災拠点施設の整備</p> <p>地域ごとに防災拠点施設を設け、また、市域の各所に計画的に備蓄の基幹施設を設置し、災害用資機材及び備蓄品の増強に努めるとともに、避難施設での応急対応を迅速に行うため、既設公共施設等へ計画的に備蓄を行う。</p> <p><u>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p>	<p>7 防災拠点施設の整備</p> <p>地域ごとに防災拠点施設を設け、また、市域の各所に計画的に備蓄の基幹施設を設置し、災害用資機材及び備蓄品の増強に努めるとともに、避難施設での応急対応を迅速に行うため、既設公共施設等へ計画的に備蓄を行う。</p>	<p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-4	<p><u>8 生活用水の確保</u></p> <p><u>飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるよう給水タンク、貯水槽、井戸、学校のプールの水を活用するための組立式貯水槽等の整備に努める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-4	<p><u>9 代替水源の確保</u></p> <p><u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-5	<p>4 ボランティア団体</p> <p>市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における<u>災害</u>ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被</p>	<p>4 ボランティア団体</p> <p>市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における<u>防災</u>ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被</p>	<p>適正化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関の間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>また、市は、<u>災害廃棄物等の取り扱いについて関係部局及び関係機関等と事前に取り決めを行い、住民やボランティアへの</u><u>広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動がしやすい環境整備に努める。</u></p>	<p>災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関の間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>また、市は、<u>市民やNPO・ボランティア等への</u><u>災害廃棄物の</u><u>分別・排出方法等に係る</u>広報・周知を進めることで、<u>防災ボランティア活動の</u>環境整備に努める。</p>	<p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-5	<p><u>6 防災士</u></p> <p><u>市は、自主防災組織の育成及び強化のため、地域の防災リーダーとして活躍が期待できる防災士に関して、自主防災組織との連携や資格取得支援、防災士に対するフォローアップ研修等の実施、有資格者の把握に努める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>市施策の進展等を踏まえ修正（防災士）</p>
3-6	<p>4 洪水浸水想定区域図の公表と周知</p> <p>(3) 浸水想定区域、避難場所 <u>等</u> 等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、市民に配布する。</p>	<p>4 洪水浸水想定区域図の公表と周知</p> <p>(3) 浸水想定区域、避難場所、<u>避難路</u>等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、市民に配布する。</p>	<p>適正化</p>
3-6	<p><u>5 雨水出水(内水)浸水想定区域の公表と周知</u></p> <p><u>市は、水防法に基づき、想定される最大規模の降雨によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。</u></p> <p><u>また、雨水出水浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水(内水)ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、住民への周知を図る。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>市施策の進展及び県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-6	<p><u>6</u> 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設に対して、郡山市防災情報伝達システム(屋外拡声子局)、<u>福島県総合情報通信ネットワーク</u>、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト、緊急速報メール等の手段により洪水予報等を伝達する。</p>	<p><u>5</u> 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設に対して、郡山市防災情報伝達システム(屋外拡声子局)、<u>災害時優先電話、携帯電話、災害時代表電話(924-2999)、福島県総合情報通信ネットワークシステム</u>、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト、緊急速報メール等の手段により洪水予報等を伝達する。</p>	<p>適正化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	(3) (略)	(3) (略)	
3-6	<p>第2 風 害</p> <p>2 防災知識の普及</p> <p>市及び防災関係機関は、機会あるごとに以下の風害に関する防災知識の普及を図る。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 被害を受けた農作物等に対する応急対策に関すること。</p>	<p>第2 風 害</p> <p>2 防災知識の普及</p> <p>市等の防災関係機関は、機会あるごとに以下の風害に関する防災知識の普及を図る。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること。</p>	適正化
3-6	<p>4 建築物等災害予防</p> <p>防災関係機関は、風害防止のため以下の予防対策を図る。</p> <p>(1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の風害に対する耐災性の確保を図る。</p> <p>(2) 住宅等建築物の耐災性を確保するため、建築基準等の厳守を指導するとともに、家屋周辺の飛散防止等の安全対策を指導する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 建築物等災害予防</p> <p>防災関係機関は、風害防止のため以下の予防対策を図る。</p> <p>(1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の風害に対する防災性の確保を図る。</p> <p>(2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、建築基準等の厳守を指導するとともに、家屋周辺の飛散防止等の安全対策を指導する。</p> <p>(3) (略)</p>	適正化
3-6	<p>第3 火 災</p> <p>2 防火対象物（多数の者が利用する建築物等）の火災予防</p> <p>多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命危険が特に大きく、火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。</p> <p>このため防火対象物の火災予防については、特に防火管理者の選任等、人的面と消防用設備等、物的面の両面から指導強化を図る。</p> <p>(1) 火災予防の目的を実現するため、積極的な立入検査を行い、火災発生時の危険と人命の危険を排除するよう努める。</p> <p>(2) 防火対象物の防火管理者の選任や、防火管理者の再教育や、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導するとともに、消防用設備等の維持管理の徹底を図り、防災管理体制を確立する。</p> <p>(3) 建築物の新築、増改築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築主に対して法令に基づく防火上効果的な指導を行う。</p> <p>また、法令にそぐわない増改築等を防止して、火災荷重の増加を抑制する指導</p>	<p>第3 火 災</p> <p>2 防火対象物（多数の者が利用する建築物等）の火災予防</p> <p>多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命危険が特に大きい。</p> <p>このため防火対象物の火災予防については、特に防火管理者の選任等、人的面と消防用設備等、物的面の両面から指導強化を図る。</p> <p>(1) 火災予防の目的を実現するため、積極的な立入検査を行い、火災発生時の危険と人命の危険を排除するよう努める。</p> <p>(2) 防火対象物の防火管理者の選任や、防火管理者の再教育を指導するとともに、消防用設備等の維持管理の徹底を図り、防災管理体制を確立する。</p> <p>(3) 建築物の新築、増改築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築主に対して法令に基づく防火上効果的な指導を行う。</p> <p>また、法令にそぐわない増改築等を防止して、火災荷重の増加を抑制する指導</p>	県地域防災計画を踏まえた修正

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>を行う。</p> <p><u>(4) 建築基準法第12条の規定に基づく特殊建築物については、防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。</u></p> <p><u>また、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を実施する。</u></p> <p><u>(5) 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。</u></p>	<p>を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	
3-6	<p>5 文化財災害予防対策</p> <p>(4) 史跡等の応急対策</p> <p>史跡、名勝、天然記念物はその性質等により被害の様相が異なることから、生涯学習班は関係機関及び所有者等と協議して、適宜、巡視活動を行い、管理状況を把握し、被災時の応急<u>対策</u>が図られるよう計画を立てておく。</p>	<p>5 文化財災害予防対策</p> <p>(4) 史跡等の応急対策</p> <p>史跡、名勝、天然記念物はその性質等により被害の様相が異なることから、生涯学習班は関係機関及び所有者等と協議して、適宜、巡視活動を行い、管理状況を把握し、被災時の応急<u>措置</u>が図られるよう計画を立てておく。</p>	適正化
3-6	<p><u>6 大規模火災予防対策</u></p> <p><u>大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する災害対応業務について定める。</u></p> <p><u>(1) 災害に強いまちの形成</u></p> <p><u>市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。</u></p> <p><u>① 市街地の整備</u></p> <p><u>市は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進する。</u></p> <p><u>② 防災空間の整備</u></p> <p><u>市は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模火災の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	県地域防災計画を踏まえた修正

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>った道路の整備を推進する。</u></p> <p>③ <u>建築物の不燃化の推進</u></p> <p><u>市は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。</u></p> <p>(2) <u>大規模火災防止のための気象情報の収集</u></p> <p><u>市は、大規模火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク等を活用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。</u></p> <p>(3) <u>迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p>① <u>防災情報通信網等の整備</u></p> <p><u>市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。</u></p> <p>② <u>応援協力体制の整備</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、応援協定等に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。</u></p> <p>③ <u>救助・救急及び医療（助産）救護</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な以下の措置を講ずる。</u></p> <p><u>ア 救助体制の整備</u></p> <p><u>消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。</u></p> <p><u>イ 医療（助産）救護活動体制の確立</u></p> <p><u>一般社団法人郡山医師会、一般社団法人郡山歯科医師会は、災害時において迅速な医療（助産）救護活動を実施するため、救護班の編成体制の整備充実を図る。</u></p> <p>(4) <u>防災知識の普及・啓発</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。</u></p>		

章一節	修正後	現行	修正理由
3-6	<p><u>7 林野火災予防対策</u></p> <p><u>火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する災害対応業務について定める。</u></p> <p><u>(1) 林野火災の特性</u></p> <p><u>林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。</u></p> <p><u>また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。</u></p> <p><u>なお、岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした林野火災注意報及び警報の運用が始まっている。</u></p> <p><u>(2) 林野火災に強い地域づくり</u></p> <p><u>① 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。</u></p> <p><u>② 市及び郡山消防署は、林野火災警報発令等により林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。</u></p> <p><u>(3) 林野火災防止のための情報の充実</u></p> <p><u>市及び郡山消防署は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワークを活用し、福島地方气象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した林野火災注意報及び警報の発令等予防対策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p><u>① 防災情報通信網等の整備</u></p> <p><u>市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画を踏まえた修正</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>② 応援協力体制の整備</u> 市及び防災関係機関は、応援協定等に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。</p> <p><u>③ 救助・救急及び医療（助産）救護</u> 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減等を図るために必要な以下の措置を講ずる。</p> <p><u>ア 救助体制の整備</u> 消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。</p> <p><u>イ 医療（助産）救護活動体制の確立</u> 一般社団法人郡山医師会、一般社団法人郡山歯科医師会は、災害時において迅な医療（助産）救護活動を実施するため、救護班の編成体制の整備充実を図る。</p> <p><u>（5）消防力の強化</u></p> <p><u>① 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。</u></p> <p><u>② 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利(消火栓等)等の整備に努める。</u></p> <p><u>③ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。</u></p> <p><u>（6）防災知識の普及・啓発</u></p> <p><u>① 市は、山火事防止強調月間等を通じて、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。</u></p> <p><u>② 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。</u></p>		
3-6	<p>第4 雪 害 雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図ると</p>	第4 雪 害	市の施策の進展を踏まえた修正（雪害対策）

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>ともに</u>、積雪、又は雪崩による災害を予防するため、次の事業及び対策を行う。</p>	<p>_____積雪、又は雪崩による災害を予防するため、次の事業及び対策を行う。</p>	
3-6	<p>第6 地震対策 「第6章_大規模地震対策計画」による。</p>	<p>第6 地震対策 _第6章「大規模地震対策計画」による。</p>	適正化
3-6	<p>第8 農業災害 2 農地及び農業用施設等の災害予防対策 (2) 災害等によりため池が決壊した場合の_浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を_防災重点農業用ため池として選定するとともに、福島県と連携して劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価_____を実施する。_また、必要に応じ、貯水制限等の安全使用に努め、堤体の決壊による被害を未然に防止するため、_____計画的に防災工事等を実施する_____ほか、危険箇所の早期発見や適正な維持管理等に努める。</p>	<p>第8 農業災害 2 農地及び農業用施設等の災害予防対策 (2) 災害等によりため池が決壊し_____、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある_____場合、防災重点_____ため池として選定するとともに、_____耐震性調査を実施する。し、また、必要に応じ、貯水制限等の安全使用に努め、堤体_____が損傷を受けて決壊しないよう計画的に_____耐震補強、改修を実施し震災対策を図るほか、危険箇所の早期発見や適正な維持管理等に努める。</p>	適正化
3-8	<p>1 土石流対策 県が公表する<u>土砂災害(特別)警戒区域(土石流)</u>について、周辺住民に対して周知を図るとともに、土砂流出防止のための砂防えん堤工又は土砂流出防止のための流路工や遊砂地等の整備により、災害の未然防止を図るよう国及び県に働きかける。</p>	<p>1 土石流対策 県が公表する_____土石流<u>危険溪流</u>について、周辺住民に対して周知を図るとともに、土砂流出防止のための砂防えん堤工又は土砂流出防止のための流路工や遊砂地等の整備により、災害の未然防止を図るよう国及び県に働きかける。</p>	適正化
3-8	<p>3 山地災害対策 山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「<u>山地災害危険地区</u>」(<u>位置情報は「ふくしま森マップ」で確認可能</u>)とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかける。 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策の推進に努める。</p>	<p>3 山地災害対策 山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「<u>山地災害危険地区</u>」_____とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかける。 また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策の推進に努める。</p>	適正化
3-8	<p>5 警戒避難体制 (1) 土砂災害防止法の概要 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）は、土砂災害の発生により生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域 (<u>以下「土砂災害のおそれのある区域」という。</u>) においての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、特定開発行為の制</p>	<p>5 警戒避難体制 (1) 土砂災害防止法の概要 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）は、土砂災害の発生により生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域_____においての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、特定開発行為の制</p>	適正化

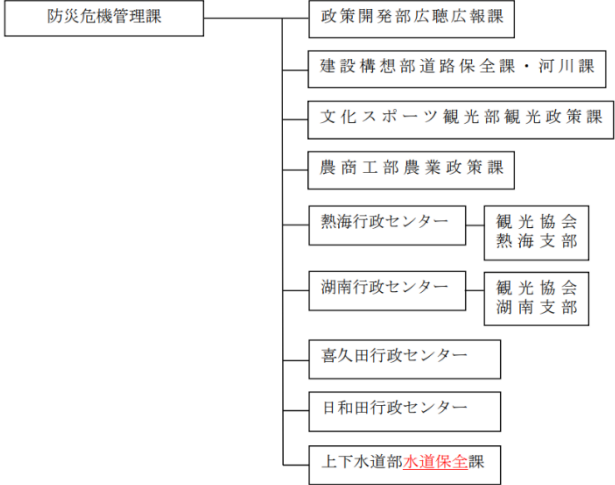
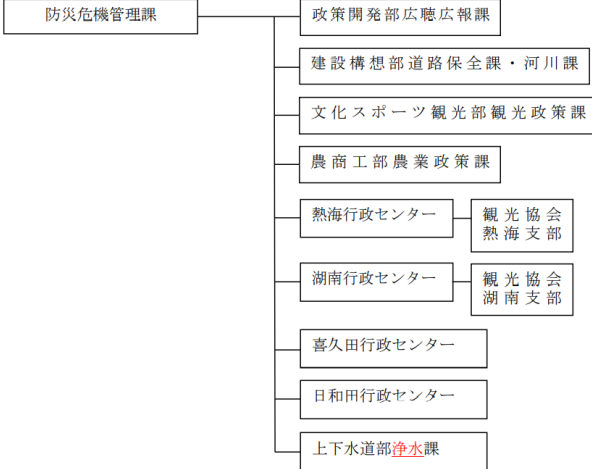
令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	限、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために、施行された。	限、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために、施行された。	
3-8	<p>5 警戒避難体制</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>福島県は、溪流や斜面など土砂災害のおそれのある区域の地形、地質などの基礎調査を行い、区域の範囲や土砂災害の発生するおそれのある自然現象の種類等を定め、土砂災害警戒区域等を指定し公表する。</p> <p><u>また、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、令和6年6月に公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」についても、周知を図るとともに、順次基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定に向けた手続きを進める。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域</p> <p>令和8年4月1日付けの指定状況</p> <p>○土砂災害警戒区域 456 か所 土石流 230 か所 急傾斜地の崩壊 223 か所 地すべり 3 か所</p> <p>○土砂災害特別警戒区域 409 か所 土石流 187 か所 急傾斜地の崩壊 222 か所</p> <p>※各区域の詳細は資料編に掲載する</p>	<p>5 警戒避難体制</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の指定</p> <p>福島県は、溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質などの基礎調査を行い、区域の範囲や土砂災害の発生するおそれのある自然現象の種類等を定め、土砂災害警戒区域等を指定し公表する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>① (略)</p> <p>② 土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域において、さらに、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う区域</p> <p>令和8-6年4月1日付けの指定状況</p> <p>○土砂災害警戒区域 456 か所 土石流 230 か所 急傾斜地の崩壊 223 か所 地すべり 3 か所</p> <p>○土砂災害特別警戒区域 409 か所 土石流 187 か所 急傾斜地の崩壊 222 か所</p> <p>※地区毎の詳細は資料編に掲載し、土砂災害危険箇所は削除する。</p>	<p>適正化及び県地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>時点修正</p> <p>適正化</p>
3-8	<p>5 警戒避難体制</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備</p> <p>市は土砂災害の予防と市民の生命、身体を守ることを目的とし、緊急時の災害応急対策を円滑かつ的確に実施するために、土砂災害警戒区域及び新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所について、土砂災害の警報等の発表に伴う情報の伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の整備及び周知に努める。</p>	<p>5 警戒避難体制</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備</p> <p>市は土砂災害の予防と市民の生命、身体を守ることを目的とし、緊急時の災害応急対策を円滑かつ的確に実施するために、土砂災害の恐れのある警戒区域について、警報や土砂災害警戒情報の発表に伴う情報の伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の整備及び周知に努める。</p>	<p>防災気象情報の見直しを踏まえた修正</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>また、避難指示等が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。</p> <p>① 情報伝達方法 ア～カ (略) キ SNS (フェイスブック、X <u> </u>) ク～コ (略)</p> <div data-bbox="259 512 1003 794" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【情報伝達系統図】 (変更イメージ)</p> <p><u>レベル4</u>土砂災害<u>危険警報</u>発表 → 郡山市 → 住民</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域のパトロール ・住民への広報活動 </div> <p>② 避難<u>所等</u> 避難<u>所等</u>の指定については、地域住民と協議し施設構造や<u>土砂災害警戒区域等</u>を考慮した上で、市があらかじめ指定する。 また、地域住民と<u>協議</u>し必要に応じて見直しを行う。</p> <p>③ 土砂災害警戒区域等の周知 <u>市は</u>、避難場所の周知及び円滑かつ迅速な避難を実施するため、<u>土砂災害警戒区域</u>や避難場所等を明記した郡山市土砂災害ハザードマップの周知に努める。 <u>また、新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所についても周知に努める。</u></p>	<p>また、避難指示等が発令されない場合であっても必要に応じて自主避難が行えるよう、土砂災害に関する知識の普及に努める。</p> <p>① 情報伝達方法 ア～カ (略) キ SNS (フェイスブック、X <u>(旧ツイッター)</u>) ク～コ (略)</p> <div data-bbox="1117 512 1861 794" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【情報伝達系統図 <u> </u>】 <u> </u></p> <p><u> </u>土砂災害<u>警戒情報</u>発表 → 郡山市 → 住民</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域のパトロール ・住民への広報活動 </div> <p>② 避難<u>場所</u> 避難<u>場所</u>の指定については、地域住民と協議し施設構造や <u> </u>警戒区域 <u> </u>を考慮した上で、市があらかじめ指定する。 また、地域住民と<u>連携</u>し必要に応じて見直しを行う。</p> <p>③ 土砂災害警戒区域等の周知 <u> </u>避難場所の周知及び円滑かつ迅速な避難を実施するため、<u> </u> <u> </u>警戒区域や避難場所等を明記した郡山市土砂災害ハザードマップの周知に努める。 <u> </u></p>	<p>適正化</p> <p>防災気象情報の見直しを踏まえた修正</p> <p>適正化</p> <p>適正化</p> <p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
3-8	<p>5 警戒避難体制</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保</p> <p>① 市は、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害警戒区域内及び土砂災害</p>	<p>5 警戒避難体制</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保</p> <p>① 市は、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害警戒区域内及び土砂災害</p>	<p>適正化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>特別警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水等における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を<u>予め把握し、上記「(3) 警戒避難体制の整備 ①情報伝達方法」に定めた</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>手段により避難情報等を伝達する。</p> <p>② 土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、「第3章 第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画」に基づき、避難確保計画を作成し市に報告する。</p>	<p>特別警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水等における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を<u>確認し、避難情報等の伝達方法を定める。</u></p> <p>② 市は、避難情報等を伝達する要配慮者利用施設に対して、<u>郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、災害時優先電話、携帯電話、災害時代表電話（924-2999）、福島県総合情報通信ネットワークシステム、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト、緊急速報メール等の手段により避難情報等を伝達する。</u></p> <p>③ 土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、「第3章 第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画」に基づき、避難確保計画を作成し市に報告する。</p>	
3-8	<p><u>6 宅地防災対策</u></p> <p><u>(1) 液状化対策</u></p> <p>市は、<u>大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</u></p> <p><u>(2) 盛土による災害防止対策</u></p> <p>市は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全把握のための詳細調査や経過観察等を行う。</u></p> <p><u>また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等を行うなど、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>明文化</p> <p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
3-9	<p>4 噴火警報等の種類及び伝達</p> <p>(3) 噴火警報等の伝達</p> <p>②</p> 	<p>4 噴火警報等の種類及び伝達</p> <p>(3) 噴火警報等の伝達</p> <p>②</p> 	組織改編に伴う修正
3-10	<p><u>第10節 航空災害予防対策計画【各部・消防本部・郡山消防署】</u></p> <p><u>1 概要</u></p> <p><u>この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する業務について定める。</u></p> <p><u>2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</u></p> <p><u>(1) 応援協力体制の整備</u></p> <p><u>市及び防災関係機関等は、応援協定等に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。</u></p> <p><u>(2) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減等を図るために必要な以下の措置を講ずる。</u></p> <p><u>① 救助体制の整備</u></p> <p><u>消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。</u></p> <p><u>② 医療（助産）救護活動体制の確立</u></p> <p><u>一般社団法人郡山医師会、一般社団法人郡山歯科医師会は、災害時において迅速な医療（助産）救護活動を実施するため、救護班の編成体制の整備充実を図る。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画を踏まえた修正</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>(3) 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立</u> 市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。</p> <p><u>(4) 血液確保体制の確立</u> 市は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について市民への普及啓発を図る。</p> <p><u>(5) 傷病者等搬送体制の整備</u> 市、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。</p> <p><u>(6) 医療関係者に対する訓練等の実施</u> 市町村は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。 また、市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。</p>		
3-11	<p><u>第11節 鉄道災害予防対策計画 【各部・消防本部・郡山消防署】</u></p> <p><u>1 概要</u> この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する業務について定める。</p> <p><u>2 鉄道交通の安全の確保</u></p> <p><u>(1) 鉄道交通の安全のための情報の充実</u> 鉄道事業者は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努める。</p> <p><u>(2) 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実</u></p> <p>① 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るとともに、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施し、線路防護施設の点検、整備に努める。</p> <p>② 市、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。</p> <p><u>3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p><u>(1) 防災情報通信網等の整備</u> 鉄道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画を踏まえた修正</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>収集・連絡するための体制整備を図るとともに、市及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) 応援協力体制の整備</u> 市及び防災関係機関は、応援協定等に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。</p> <p><u>(3) 救助・救急及び医療（助産）救護</u></p> <p>① <u>鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておく。</u></p> <p>② <u>市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減等を図るために必要な以下の措置を講ずる。</u></p> <p>ア <u>救助体制の整備</u> 消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。</p> <p>イ <u>医療（助産）救護活動体制の確立</u> 一般社団法人郡山医師会、一般社団法人郡山歯科医師会は、災害時において迅速な医療（助産）救護活動を実施するため、救護班の編成体制の整備充実を図る。</p> <p><u>(4) 消防力の強化</u></p> <p>① <u>鉄道事業者のとりべき措置</u> 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携強化に努める。</p> <p>② <u>市のとりべき措置</u> ア <u>「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利(消火栓等)等の整備に努める。</u> イ <u>消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。</u></p> <p><u>4 防災知識の普及・啓発</u> 鉄道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努める。</p>		

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>関係の強化を図るため緊急連絡体制を整備しておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災教育・訓練の充実</p> <p>_____施設等_管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。</p> <p>また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練・避難訓練を定期的実施する。</p>	<p>関係の強化を図るため緊急連絡体制を整備しておく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災教育・訓練の充実</p> <p><u>社会福祉</u>施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。</p> <p>また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練・避難訓練を定期的実施する。</p>	
3-13	<p>3 在宅者に対する対策</p> <p><u>市は</u>、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加を働きかけるなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。</p> <p>また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、<u>気象</u>警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。</p>	<p>3 在宅者に対する対策</p> <p>_____要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加を働きかけるなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。</p> <p>また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、<u>_____</u>警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。</p>	適正化
3-13	<p>4 個別避難計画の<u>作成</u></p> <p>_____</p> <p>市は、地域における<u>水害や土砂災害が発生するおそれがある</u>ハザード<u>エリア</u>の状況、要支援者の心身の状況、情報取得や判断への支援など、一人ひとりの状況に合わせた必要性を考慮し、優先度が高いと判断した要支援者について、すみやかに作成することを目標とする。</p> <p>また、災害発生時に_____要支援者を適切に避難誘導するため、福祉専門職、_____</p> <p><u>避難支援等</u>_____関係者と連携して、_____要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>(1) 個別避難計画の活用</p> <p>個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、_____要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>なお、個別避難計画が作成されていない_____要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から<u>避難支援等</u>_____関係者</p>	<p>4 個別避難計画の<u>策定</u></p> <p>(1) <u>個別避難計画の作成</u></p> <p>市は、地域における_____ハザード_____の状況、要支援者の心身の状況、情報取得や判断への支援など、一人ひとりの状況に合わせた必要性を考慮し、優先度が高いと判断した要支援者について、すみやかに作成することを目標とする。</p> <p>また、災害発生時に<u>避難行動</u>要支援者を適切に避難誘導するため、福祉専門職、<u>民生委員、社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、消防署及び警察署等</u>の避難支援等に<u>携わる</u>関係者と連携して、<u>名簿情報に係る避難行動</u>要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>(2) 個別避難計画の活用</p> <p>個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、<u>避難行動</u>要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>なお、個別避難計画が作成されていない<u>避難行動</u>要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から<u>避難支援に携わる</u>関係者</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(2) 地区防災計画との整合</p> <p>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。</p>	<p>への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(3) 地区防災計画との整合</p> <p>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。</p>	
3-13	<p>6 避難所における要配慮者支援</p> <p>(1) 避難所における物理的障壁の除去</p> <p><u>一般</u>避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とする。</p> <p>しかし、やむを得ずそれ以外の公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備及びスロープ等の段差解消のための設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努める。</p>	<p>6 避難所における要配慮者支援</p> <p>(1) 避難所における物理的障壁の除去</p> <p><u> </u>避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とする。</p> <p>しかし、やむを得ずそれ以外の公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備及びスロープ等の段差解消のための設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努める。</p>	適正化
3-13	<p>(2) 福祉避難所の指定</p> <p><u>一般</u>避難所での生活において要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている施設を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制の構築に努める。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>また、福祉避難所へ入受を想定していない避難者が避難するなど混乱を招かないよう、あらかじめ入受対象者を特定して公示した福祉避難所においては、日ごろから当該施設を利用し、障がいや病状等が特に重く、一般避難所への避難が困難又は一般避難所で生活することが明らかに困難な要支援者など、一定の要件を満たす福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、入受施設側と直接避難について協議が整い、かつその旨を記載した個別</p>	<p>(2) 福祉避難所の指定</p> <p><u> </u>避難所での生活において要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている施設を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制の構築に努める。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	避難計画を作成した要支援者について、福祉避難所へ直接避難できる取り組みを推進する。		
3-14	第14節 要配慮者利用施設の避難確保計画 【総務部・保健福祉部・こども部・建設構想部・学校教育部】	第12節 要配慮者利用施設の避難確保計画 【総務部・保健福祉部・こども部・建設構想部・学校教育部】	適正化
3-15	第15節 タイムライン（事前防災行動計画） 【各部・消防本部・郡山消防署】	第13節 タイムライン（事前防災行動計画） 【各部・消防本部・郡山消防署】	適正化

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1

1 配備体制

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
注 意 体 制	1 各注意報の1以上が発表され、なお、警報の発表が予想されるとき。 (1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) レベル2大雨注意報 (4) レベル2氾濫注意報 (5) レベル2土砂災害注意報 (6) 大雪注意報 2 その他、特に総務部長(総務部理事)が必要と認めるとき。	事態に対処するため災害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
	タスクフォース 1 各号のいずれかを満たし、防災危機管理課長が総務部長(総務部理事)、建設構想部長と協議の上、必要に応じ招集する。 (1) 局地的大雨等により災害発生のおそれがあるとき。 (2) 今後、警報級へ移行する可能性が高いなど、特に必要があると認められるとき。	近年の局地的に短期間での非常に激しい降雨による、建物被害や道路冠水等の内水被害の突発的な発生に対し、初動体制において、情報収集や専門的知見を有する関係機関と連携し、応急措置により被害軽減を図るため設置。待機職員に対し迅速に必要な指示を行う。(防災危機管理班、保健所班、農林草整備班、道路保全班、河川班、上下水道総務班、下水道保全班)
警 戒 体 制	1 次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備を指令したとき。 (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) レベル3大雨警報 (4) レベル3氾濫警報 (5) レベル3土砂災害警報 (6) 大雪警報 (7) 噴火警報 2 その他、特に総務部長(総務部理事)が必要と認めるとき。	注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が進行できる体制とする。 情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

1 配備体制

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
注 意 体 制	1 各注意報の1以上が発表され、なお、警報の発表が予想されるとき。 (1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) _____大雨注意報 (4) _____洪水注意報 (5) 大雪注意報 2 その他、特に総務部長(総務部理事)が必要と認めるとき。	事態に対処するため災害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
	タスクフォース 1 各号のいずれかを満たし、防災危機管理課長が総務部長(総務部理事)、建設構想部長と協議の上、必要に応じ招集する。 (1) 局地的大雨等により災害発生のおそれがあるとき。 (2) 今後、警報級へ移行する可能性が高いなど、特に必要があると認められるとき。	近年の局地的に短期間での非常に激しい降雨による、建物被害や道路冠水等の内水被害の突発的な発生に対し、初動体制において、情報収集や専門的知見を有する関係機関と連携し、応急措置により被害軽減を図るため設置。待機職員に対し迅速に必要な指示を行う。(防災危機管理班、保健所班、農地班、道路保全班、河川班、上下水道総務班、下水道保全班)
警 戒 体 制	1 次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備を指令したとき。 (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) _____大雨警報 (4) _____洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 噴火警報 2 その他、特に総務部長(総務部理事)が必要と認めるとき。	注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が進行できる体制とする。 情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

防災気象情報の見直しを踏まえた修正

適正化

防災気象情報の見直しを踏まえた修正

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>エ～カ (略)</p> <p>② 第2次非常配備</p> <p>災害の状況に対応し、市の総力をあげて、災害応急対策を実施する体制とする。</p> <p>非常体制移行後及び被害が発生した後、各部の長は注意体制配置編成、警戒体制配置編成、又は非常体制配置編成の基準に基づき、直ちに所属職員の招集、配備を行い、災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。</p> <p>特に、特別警報が発表された場合は、市内において甚大な被害の発生が予想されることから、市民の生命を守ることに注力する。</p>	<p>エ～カ (略)</p> <p>② 第2次非常配備</p> <p>災害の状況に対応し、市の総力をあげて、災害応急対策を実施する体制とする。</p> <p>非常体制が指令された後及び被害が発生した後、各部の長は注意体制配置編成、警戒体制配置編成、又は非常体制配置編成の基準に基づき、直ちに所属職員の招集、配備を行い、災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。</p> <p>特に、特別警報が発表された場合は、市内において甚大な被害の発生が予想されることから、市民の生命を守ることに注力する。</p>	

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1	[2]警戒体制配備編成計画表	[2]警戒体制配備編成計画表	組織改編に伴う修正																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>配 備 (人数)</th> <th>所 管 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">総 務 部</td> <td>総務法務班 4</td> <td rowspan="6">分掌事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>秘書班 2</td> </tr> <tr> <td>人事班 3</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 2</td> </tr> <tr> <td>防災危機管理班 全員</td> </tr> <tr> <td>行政マネジメント班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">政 策 開 発 部</td> <td>未来創造班 3</td> </tr> <tr> <td><u>選ばれるまち推進班</u> 2</td> </tr> <tr> <td>DX戦略班 2</td> </tr> <tr> <td>広聴広報班 3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財 務 部</td> <td>財政班 3</td> </tr> <tr> <td>公有資産マネジメント班 2</td> </tr> <tr> <td>契約検査班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">税 務 部</td> <td>市民税班 3</td> </tr> <tr> <td>資産税班 2</td> </tr> <tr> <td>収納班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">市 民 部</td> <td>市民・NPO活動推進班 3</td> </tr> <tr> <td>ダイバーシティ推進班 2</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険班 2</td> </tr> <tr> <td>国保税収納班 2</td> </tr> <tr> <td>市民班 2</td> </tr> <tr> <td>マイナンバー活用班 2</td> </tr> <tr> <td>セーフコミュニティ班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文化スポーツ観光部</td> <td>文化振興班 3</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興班 2</td> </tr> <tr> <td>観光政策班 2</td> </tr> <tr> <td>歴史情報博物館班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環 境 部</td> <td>環境政策班 3</td> </tr> <tr> <td><u>ごみ減量</u>推進班 2</td> </tr> <tr> <td>資源循環班 2</td> </tr> <tr> <td>環境保全センター班 2</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務	総 務 部	総務法務班 4	分掌事務に関すること。	秘書班 2	人事班 3	職員厚生班 2	防災危機管理班 全員	行政マネジメント班 2	政 策 開 発 部	未来創造班 3	<u>選ばれるまち推進班</u> 2	DX戦略班 2	広聴広報班 3	財 務 部	財政班 3	公有資産マネジメント班 2	契約検査班 2	税 務 部	市民税班 3	資産税班 2	収納班 2	市 民 部	市民・NPO活動推進班 3	ダイバーシティ推進班 2	国民健康保険班 2	国保税収納班 2	市民班 2	マイナンバー活用班 2	セーフコミュニティ班 2	文化スポーツ観光部	文化振興班 3	スポーツ振興班 2	観光政策班 2	歴史情報博物館班 2	環 境 部	環境政策班 3	<u>ごみ減量</u> 推進班 2	資源循環班 2	環境保全センター班 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>配 備 (人数)</th> <th>所 管 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">総 務 部</td> <td>総務法務班 4</td> <td rowspan="6">分掌事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>秘書班 2</td> </tr> <tr> <td>人事班 3</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 2</td> </tr> <tr> <td>防災危機管理班 全員</td> </tr> <tr> <td>行政マネジメント班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">政 策 開 発 部</td> <td>未来創造班 3</td> </tr> <tr> <td><u>政策統計</u>班 2</td> </tr> <tr> <td>DX戦略班 2</td> </tr> <tr> <td>広聴広報班 3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財 務 部</td> <td>財政班 3</td> </tr> <tr> <td>公有資産マネジメント班 2</td> </tr> <tr> <td>契約検査班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">税 務 部</td> <td>市民税班 3</td> </tr> <tr> <td>資産税班 2</td> </tr> <tr> <td>収納班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">市 民 部</td> <td>市民・NPO活動推進班 3</td> </tr> <tr> <td>ダイバーシティ推進班 2</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険班 2</td> </tr> <tr> <td>国保税収納班 2</td> </tr> <tr> <td>市民班 2</td> </tr> <tr> <td>マイナンバー活用班 2</td> </tr> <tr> <td>セーフコミュニティ班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">文化スポーツ観光部</td> <td>文化振興班 3</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興班 2</td> </tr> <tr> <td>観光政策班 2</td> </tr> <tr> <td>歴史情報博物館班 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環 境 部</td> <td>環境政策班 3</td> </tr> <tr> <td><u>5R</u>推進班 2</td> </tr> <tr> <td>資源循環班 2</td> </tr> <tr> <td>環境保全センター班 2</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務	総 務 部	総務法務班 4	分掌事務に関すること。	秘書班 2	人事班 3	職員厚生班 2	防災危機管理班 全員	行政マネジメント班 2	政 策 開 発 部	未来創造班 3	<u>政策統計</u> 班 2	DX戦略班 2	広聴広報班 3	財 務 部	財政班 3	公有資産マネジメント班 2	契約検査班 2	税 務 部	市民税班 3	資産税班 2	収納班 2	市 民 部	市民・NPO活動推進班 3	ダイバーシティ推進班 2	国民健康保険班 2	国保税収納班 2	市民班 2	マイナンバー活用班 2	セーフコミュニティ班 2	文化スポーツ観光部	文化振興班 3	スポーツ振興班 2	観光政策班 2	歴史情報博物館班 2	環 境 部	環境政策班 3	<u>5R</u> 推進班 2	資源循環班 2	環境保全センター班 2	
所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務																																																																																					
総 務 部	総務法務班 4	分掌事務に関すること。																																																																																					
	秘書班 2																																																																																						
	人事班 3																																																																																						
	職員厚生班 2																																																																																						
	防災危機管理班 全員																																																																																						
	行政マネジメント班 2																																																																																						
政 策 開 発 部	未来創造班 3																																																																																						
	<u>選ばれるまち推進班</u> 2																																																																																						
	DX戦略班 2																																																																																						
	広聴広報班 3																																																																																						
財 務 部	財政班 3																																																																																						
	公有資産マネジメント班 2																																																																																						
	契約検査班 2																																																																																						
税 務 部	市民税班 3																																																																																						
	資産税班 2																																																																																						
	収納班 2																																																																																						
市 民 部	市民・NPO活動推進班 3																																																																																						
	ダイバーシティ推進班 2																																																																																						
	国民健康保険班 2																																																																																						
	国保税収納班 2																																																																																						
	市民班 2																																																																																						
	マイナンバー活用班 2																																																																																						
	セーフコミュニティ班 2																																																																																						
文化スポーツ観光部	文化振興班 3																																																																																						
	スポーツ振興班 2																																																																																						
	観光政策班 2																																																																																						
	歴史情報博物館班 2																																																																																						
環 境 部	環境政策班 3																																																																																						
	<u>ごみ減量</u> 推進班 2																																																																																						
	資源循環班 2																																																																																						
	環境保全センター班 2																																																																																						
所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務																																																																																					
総 務 部	総務法務班 4	分掌事務に関すること。																																																																																					
	秘書班 2																																																																																						
	人事班 3																																																																																						
	職員厚生班 2																																																																																						
	防災危機管理班 全員																																																																																						
	行政マネジメント班 2																																																																																						
政 策 開 発 部	未来創造班 3																																																																																						
	<u>政策統計</u> 班 2																																																																																						
	DX戦略班 2																																																																																						
	広聴広報班 3																																																																																						
財 務 部	財政班 3																																																																																						
	公有資産マネジメント班 2																																																																																						
	契約検査班 2																																																																																						
税 務 部	市民税班 3																																																																																						
	資産税班 2																																																																																						
	収納班 2																																																																																						
市 民 部	市民・NPO活動推進班 3																																																																																						
	ダイバーシティ推進班 2																																																																																						
	国民健康保険班 2																																																																																						
	国保税収納班 2																																																																																						
	市民班 2																																																																																						
	マイナンバー活用班 2																																																																																						
	セーフコミュニティ班 2																																																																																						
文化スポーツ観光部	文化振興班 3																																																																																						
	スポーツ振興班 2																																																																																						
	観光政策班 2																																																																																						
	歴史情報博物館班 2																																																																																						
環 境 部	環境政策班 3																																																																																						
	<u>5R</u> 推進班 2																																																																																						
	資源循環班 2																																																																																						
	環境保全センター班 2																																																																																						

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1	修正後			現行			修正理由
	所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務	所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務	
	保 健 福 祉 部	保健福祉総務班 4 生活支援班 2 障がい福祉班 2 健康長寿班 2 地域包括ケア推進班 2 介護保険班 2 保健所班 2	分掌事務に関すること。	保 健 福 祉 部	保健福祉総務班 4 生活支援班 2 障がい福祉班 2 健康長寿班 2 地域包括ケア推進班 2 介護保険班 2 保健所班 2	分掌事務に関すること。	組織改編に伴う修正
	こ ども 部	こども総務企画班 3 子育て給付班 2 こども家庭班 2 保育班 2		こ ども 部	こども総務企画班 3 子育て給付班 2 こども家庭班 2 保育班 2		
	農 商 工 部	農業政策班 3 農業生産流通班 2 農林基盤整備班 2 産業雇用政策班 2 産業創出班 2 総合地方卸売市場管理事務所班 2		農 商 工 部	農業政策班 3 園芸畜産振興班 2 農林基盤整備班 2 産業雇用政策班 2 産業創出班 2 総合地方卸売市場管理事務所班 2		
	建 設 構 想 部	道路計画班 3 道路保全班 全員 河川班 全員 建築班 2 住宅政策班 2		建 設 構 想 部	道路計画班 3 道路保全班 全員 河川班 全員 建築班 2 住宅政策班 2		
	都 市 構 想 部	都市政策班 3 総合交通政策班 2 区画整理班 2 公園緑地班 2 開発建築法務班 2		都 市 構 想 部	都市政策班 3 総合交通政策班 2 区画整理班 2 公園緑地班 2 開発建築法務班 2		
	議 会 部	総務議事班 2		議 会 部	総務議事班 2		

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1

所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務
教 育 総 務 部	教育総務班 3	分掌事務に関すること。
	生涯学習班 2	
	中央公民館班 2	
	中央図書館班 2	
	美術館班 2	
学 校 教 育 部	学校管理班 3	
	学校教育推進班 2	
	教育研修センター班 2	
	総合教育支援センター班 2	
上 下 水 道 部	上下水道総務班 3	
	経営戦略班 2	
	営業班 2	
	水道整備班 2	
	水道保全班 2	
	下水道整備班 2	
下水道保全班 全員		
会 計 管 理 部	会計班 3	
行 政 セ ン タ ー	行政センター班 5	
消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合警防規程による。	

(注) 各部長及び各行政センター所長は、災害の状況により、会計年度任用職員の配備を含め、配備人数を必要に応じて増減することができる。

所 属	配 備 (人数)	所 管 事 務
教 育 総 務 部	教育総務班 3	分掌事務に関すること。
	生涯学習班 2	
	中央公民館班 2	
	中央図書館班 2	
	美術館班 2	
学 校 教 育 部	学校管理班 3	
	学校教育推進班 2	
	教育研修センター班 2	
	総合教育支援センター班 2	
上 下 水 道 部	上下水道総務班 3	
	経営戦略班 2	
	営業班 2	
	水道施設班 2	
	浄水班 2	
	下水道整備班 2	
下水道保全班 全員		
会 計 管 理 部	会計班 3	
行 政 セ ン タ ー	行政センター班 5	
消 防 本 部 及 び 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合警防規程による。	

(注) 各部長及び各行政センター所長は、災害の状況により、会計年度任用職員の配備を含め、配備人数を必要に応じて増減することができる。

組織改編に伴う修正

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1	〔3〕非常体制配備編成計画表				〔3〕非常体制配備編成計画表				組織改編に伴う修正
	部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備	部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備	
総務部	総務部	総務法務班	半数	全員	総務部	総務法務班	半数	全員	
		秘書班	半数	全員		秘書班	半数	全員	
		人事班	半数	全員		人事班	半数	全員	
		職員厚生班	半数	全員		職員厚生班	半数	全員	
		防災危機管理班	全員	全員		防災危機管理班	全員	全員	
		行政マネジメント班	半数	全員		行政マネジメント班	半数	全員	
	政策開発部	未来創造班	半数	全員	政策開発部	未来創造班	半数	全員	
		選ばれるまち推進班	半数	全員		政策統計班	半数	全員	
D X戦略班		半数	全員	D X戦略班		半数	全員		
財務部	財務部	広聴広報班	半数	全員	財務部	広聴広報班	半数	全員	
		財政班	半数	全員		財政班	半数	全員	
		公有資産マネジメント班	半数	全員			公有資産マネジメント班	半数	全員
税務部	税務部	契約検査班	半数	全員	税務部	契約検査班	半数	全員	
		市民税班	半数	全員		市民税班	半数	全員	
		資産税班	半数	全員		資産税班	半数	全員	
市民部	市民部	収納班	半数	全員	市民部	収納班	半数	全員	
		市民・NPO活動推進班	半数	全員		市民・NPO活動推進班	半数	全員	
		ダイバーシティ推進班	半数	全員		ダイバーシティ推進班	半数	全員	
文化スポーツ観光部	文化スポーツ観光部	国民健康保険班	半数	全員	文化スポーツ観光部	国民健康保険班	半数	全員	
		国保税収納班	半数	全員		国保税収納班	半数	全員	
		市民班	半数	全員		市民班	半数	全員	
		マイナンバー活用班	半数	全員		マイナンバー活用班	半数	全員	
		セーフコミュニティ班	半数	全員		セーフコミュニティ班	半数	全員	
		文化振興班	半数	全員		文化振興班	半数	全員	
		スポーツ振興班	半数	全員		スポーツ振興班	半数	全員	
観光政策班	半数	全員	観光政策班	半数	全員				
環境部	環境部	歴史情報博物館班	半数	全員	環境部	歴史情報博物館班	半数	全員	
		環境政策班	半数	全員		環境政策班	半数	全員	
		ごみ減量推進班	半数	全員		5 R推進班	半数	全員	
		資源循環班	半数	全員		資源循環班	半数	全員	
環境部	環境部	環境保全センター班	半数	全員	環境部	環境保全センター班	半数	全員	

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1

部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備
保健福祉部	保健福祉総務班	半数	全員
	生活支援班	半数	全員
	障がい福祉班	半数	全員
	健康長寿班	半数	全員
	地域包括ケア推進班	半数	全員
	介護保険班	半数	全員
	保健所班	半数	全員
子ども部	子ども総務企画班	半数	全員
	子育て給付班	半数	全員
	子ども家庭班	半数	全員
	保育班	半数	全員
農商工部	農業政策班	半数	全員
	農業生産流通班	半数	全員
	農林基盤整備班	半数	全員
	産業雇用政策班	半数	全員
	産業創出班	半数	全員
総合地方卸売市場管理事務所班	半数	全員	
建設構想部	道路計画班	半数	全員
	道路保全班	全員	全員
	河川班	全員	全員
	建築班	半数	全員
	住宅政策班	半数	全員
都市構想部	都市政策班	半数	全員
	総合交通政策班	半数	全員
	区画整理班	半数	全員
	公園緑地班	半数	全員
	開発建築法務班	半数	全員
議会部	総務議事班	半数	全員
教育総務部	教育総務班	半数	全員
	生涯学習班	半数	全員
	中央公民館班	半数	全員
	中央図書館班	半数	全員
	美術館班	半数	全員

部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備
保健福祉部	保健福祉総務班	半数	全員
	生活支援班	半数	全員
	障がい福祉班	半数	全員
	健康長寿班	半数	全員
	地域包括ケア推進班	半数	全員
	介護保険班	半数	全員
	保健所班	半数	全員
子ども部	子ども総務企画班	半数	全員
	子育て給付班	半数	全員
	子ども家庭班	半数	全員
	保育班	半数	全員
農商工部	農業政策班	半数	全員
	園芸畜産振興班	半数	全員
	農林基盤整備班	半数	全員
	産業雇用政策班	半数	全員
	産業創出班	半数	全員
総合地方卸売市場管理事務所班	半数	全員	
建設構想部	道路計画班	半数	全員
	道路保全班	全員	全員
	河川班	全員	全員
	建築班	半数	全員
	住宅政策班	半数	全員
都市構想部	都市政策班	半数	全員
	総合交通政策班	半数	全員
	区画整理班	半数	全員
	公園緑地班	半数	全員
	開発建築法務班	半数	全員
議会部	総務議事班	半数	全員
教育総務部	教育総務班	半数	全員
	生涯学習班	半数	全員
	中央公民館班	半数	全員
	中央図書館班	半数	全員
	美術館班	半数	全員

組織改編に伴う修正

章一節 修正後

現行

修正理由

4-1	修正後				現行				組織改編に伴う修正
部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備	部	班名	第一次非常配備	第二次非常配備		
学 校 教 育 部	学校管理班	半 数	全 員	学 校 教 育 部	学校管理班	半 数	全 員	組織改編に伴う修正	
	学校教育推進班	半 数	全 員		学校教育推進班	半 数	全 員		
	教育研修センター班	半 数	全 員		教育研修センター班	半 数	全 員		
	総合教育支援センター班	半 数	全 員		総合教育支援センター班	半 数	全 員		
	上下水道総務班	全 員	全 員		上下水道総務班	全 員	全 員		
	経営戦略班	半 数	全 員		経営戦略班	半 数	全 員		
	営業班	半 数	全 員		営業班	半 数	全 員		
	水道整備班 水道保全班	半 数 半 数	全 員 全 員		水道施設班 浄水班	半 数 半 数	全 員 全 員		
下水道整備班	半 数	全 員	下水道整備班	半 数	全 員				
下水道保全班	全 員	全 員	下水道保全班	全 員	全 員				
会 計 管 理 部	会計班	半 数	全 員	会 計 管 理 部	会計班	半 数	全 員		
選挙管理委員会部	選挙管理委員会班	半 数	全 員	選挙管理委員会部	選挙管理委員会班	半 数	全 員		
監査委員事務局部	監査委員事務局班	半 数	全 員	監査委員事務局部	監査委員事務局班	半 数	全 員		
農業委員会部	農業委員会班	半 数	全 員	農業委員会部	農業委員会班	半 数	全 員		
行 政 セ ン タ ー	行政センター班	半 数	全 員	行 政 セ ン タ ー	行政センター班	半 数	全 員		
消 防 本 部 及 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合警防規程による。			消 防 本 部 及 郡 山 消 防 署	郡山地方広域消防組合警防規程による。				

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>場合、被害を受けていない市が友愛精神に基づき、被災市の<u>災害対応業務</u>を円滑に遂行する。</p> <p>⑩ (略)</p> <p><u>⑪ 福島県及び県内市町村による「ふくしま災害時相互応援チーム」の相互応援等協定</u> (令和5年10月24日締結) <u>一の市町村では、対応困難な大規模災害が発生した場合に、被災市町村への人的支援を円滑に遂行する。</u></p>	<p>合、被害を受けていない市が友愛精神に基づき、被災市の<u>応急対策及び復旧対策</u>を円滑に遂行する。</p> <p>⑩ (略)</p> <p><u>⑪ (新設)</u></p>	<p>協定締結及び県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
4-1	<p>(3) (こおりやま広域) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約 (平成31年1月23日※二本松市は令和元年10月18日、磐梯町は令和4年2月7日)</p> <p>① 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組として、災害<u>応急</u>対策・住民の安全安心の確保を図る。</p> <p>② (略)</p>	<p>(3) (こおりやま広域) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約 (平成31年1月23日※二本松市は令和元年10月18日、磐梯町は令和4年2月7日)</p> <p>① 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組として、災害<u>_____</u>対策・住民の安全安心の確保を図る。</p> <p>② (略)</p>	<p>適正化</p>
4-1	<p>(6) 防災関係機関への応援要請</p> <p>① 応援の要請等 本部長は、災害<u>対応業務</u>のため必要があるときは次の要請等を行う。</p> <p>ア 知事(県災害対策課)等に対する応援若しくは<u>災害対応業務</u>の実施の要請等(災害対策基本法第68条)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 職員の派遣要請 本部長は、災害<u>対応業務</u>のため必要があるときは次の要請等を行う。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>(6) 防災関係機関への応援要請</p> <p>① 応援の要請等 本部長は、災害<u>応急対策、又は災害復旧</u>のため必要があるときは次の要請等を行う。</p> <p>ア 知事(県災害対策課)等に対する応援若しくは<u>応急対策</u>の実施の要請等(災害対策基本法第68条)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 職員の派遣要請 本部長は、災害<u>応急対策、又は災害復旧</u>のため必要があるときは次の要請等を行う。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>適正化</p>
4-1	<p>(9) <u>災害</u>応急対策の活動基準 市内に災害が発生、又は発生のおそれがある時、<u>災害</u>応急対策を効果的、効果的にするため、第6章第5節第1「発生直後の活動基準」に定めるところにより、各主体は共通の認識を持って対策にあたる。</p>	<p>(9) <u>_____</u> 応急対策の活動基準 市内に災害が発生、又は発生のおそれがある時、<u>_____</u> 応急対策を効果的、効果的にするため、第6章第5節第1「発生直後の活動基準」に定めるところにより、各主体は共通の認識を持って対策にあたる。</p>	<p>適正化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>(10) 防災関係機関に対する駐車スペースの確保</p> <p>市は、大規模災害等発生時に、災害<u>応急対策</u>に携わる事業者等に対し、優先的に市が所有する施設の大規模駐車場を貸し出すことにより、被災地の迅速な復旧に協力する。</p>	<p>(10) 防災関係機関に対する駐車スペースの確保</p> <p>市は、大規模災害等発生時に、災害<u>復旧</u>に携わる事業者等に対し、優先的に市が所有する施設の大規模駐車場を貸し出すことにより、被災地の迅速な復旧に協力する。</p>	適正化
4-2	<p>気象業務法に基づく気象等の予警報は、<u>福島地方気象台</u>から発表される。</p> <p>1 注意報及び警報</p> <p>(1) 注意報</p> <p><u>レベル2大雨注意報、レベル2氾濫注意報、レベル2土砂災害注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷注意報、着雪注意報、融雪注意報、霜注意報、低温注意報</u></p> <p>(2) 警報</p> <p><u>レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、</u></p> <p><u>(3) 危険警報</u></p> <p><u>レベル4大雨危険警報、レベル4氾濫危険警報、レベル4土砂災害危険警報</u></p> <p><u>(4) 特別警報</u></p> <p><u>レベル5大雨特別警報、レベル5氾濫特別警報、レベル5土砂災害特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、</u></p>	<p>気象業務法に基づく気象等の予警報は、<u>仙台管区気象台 (福島地方気象台)</u>から発表される。</p> <p>1 注意報及び警報</p> <p>(1) 注意報</p> <p><u>風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、</u> <u>大雪注意報、</u> <u>濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷</u> <u>・着雪注意報、</u> <u>霜注意報、低温注意報、融雪注意報</u></p> <p>(2) 警報</p> <p><u>暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、</u> <u>大雪警報、</u></p> <p><u>(3) 特別警報</u></p> <p><u>大雨雨特別警報、</u> <u>暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、火山噴火特別警報、地震特別警報</u></p>	適正化（気象庁の標記に準ずる）及び防災気象情報の見直しを踏まえた修正
4-2	<p>3 水防活動用の注意報及び警報</p> <p>(1) 水防活動用気象注意報 <u>レベル2大雨注意報</u>をもって代える</p> <p>(2) 水防活動用洪水注意報 <u>レベル2氾濫注意報またはレベル2大雨注意報</u>をもって代える</p> <p>(3) 水防活動用気象警報 <u>レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報</u>をもって代える</p> <p>(4) 水防活動用洪水警報 <u>レベル3氾濫警報またはレベル3大雨警報、レベル4氾濫危険警報、またはレベル4大雨危険警報、レベル5氾濫特別警報またはレベル5大雨特別警報</u>をもって代える</p> <p>(5)~(6) (略)</p>	<p>3 水防活動用の注意報及び警報</p> <p>(1) 水防活動用気象注意報 <u>大雨注意報</u>をもって代える</p> <p>(2) 水防活動用洪水注意報 <u>洪水注意報</u>をもって代える</p> <p>(3) 水防活動用気象警報 <u>大雨警報、</u>をもって代える</p> <p>(4) 水防活動用洪水警報 <u>洪水警報</u>をもって代える</p> <p>(5)~(6) (略)</p>	防災気象情報の見直しを踏まえた修正

章一節	修正後	現行	修正理由
4-2	<p>4 その他の情報等</p> <p>(1) 気象防災速報</p> <p>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。</p> <p>気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。</p> <p>① 気象防災速報（記録的短時間大雨）</p> <p>レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「福島県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>② 気象防災速報（線状降水帯発生）</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「福島県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>③ 気象防災速報（線状降水帯直前予測）</p> <p>線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「福島県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。</p> <p>④ 気象防災速報（短時間大雪）</p> <p>強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「福島県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。</p> <p>⑤ 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その</p>	<p>4 その他の情報等</p> <p><u>(1) (新設)</u></p>	<p>防災気象情報の見直しを踏まえた修正</p>

章一節 修正後

現行

修正理由

4-2

(4) 地震情報

① 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw(モーメントマグニチュード)7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定(地震発生後15分～2時間程度)し、情報発表の基準を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が行われる。

② 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

ア～エ (略)

③ その他

(略)

(2) 地震情報

市は地震情報を受信したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難情報等の必要な措置を行う。

① (新設)

① 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

ア～エ (略)

② その他

(略)

明文化

適正化

章一節	修正後	現行	修正理由
4-2	<p><u>(4) ~ (7) (削除)</u></p>	<p><u>(4) 土砂災害警戒情報</u></p> <p><u>大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測(当該区域に係る60分雨量及び土壌雨量指数の予測)に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を超過し、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（土砂アラート大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p><u>(5) 記録的短時間大雨情報</u></p> <p><u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されると、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況にあり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル、（危険度分布）で確認する必要がある。</u></p> <p><u>(6) 顕著な大雨に関する気象情報</u></p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、気象庁から発表される。</u></p> <p><u>崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。危険な場所からの避難が必要と</u></p>	<p>防災気象情報の見直しを踏まえた修正 (土砂災害危険警報に変更)</p> <p>防災気象情報の見直しを踏まえた修正 (1)気象防災速報に集約)</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
		<p><u>される警戒レベル4相当以上の状況で発表する。</u></p> <p><u>(7) 竜巻注意情報</u></p> <p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p>	
4-2	<p><u>(5) 噴火警報</u></p> <p>噴火警報は、噴火に伴って<u> </u>生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表<u>する</u>。</p> <p>① 「警戒が必要な範囲」に居住地域<u>まで及ぶ</u>場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、<u>火口周辺に限られる</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。</p>	<p><u>(8) 噴火警報</u></p> <p>噴火警報は、噴火に伴って<u>発生し</u>生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表<u>されるもの</u>。</p> <p>① 「警戒が必要な範囲」に居住地域が<u>含まれる</u>場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、<u>含まれない</u>場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表。</p>	適正化
4-2	<p><u>(6) 噴火予報</u> (略)</p>	<p><u>(9) 噴火予報</u> (略)</p>	適正化
4-2	<p><u>(7) 噴火速報</u></p> <p>② 噴火警報が発表されている常時観測<u>火山</u>において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</p>	<p><u>(10) 噴火速報</u></p> <p>② 噴火警報が発表されている常時観測<u>山</u>において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</p>	適正化
4-2	<p><u>(8) 火山の状況に関する解説情報</u></p> <p><u>現時点で</u>、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない<u>が、今</u>後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、</p>	<p><u>(11) 火山の状況に関する解説情報</u></p> <p><u> </u>噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない<u>時点で、その</u>後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。	「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。	
4-2	(9) 降灰予報 (略)	(12) 降灰予報 (略)	適正化
4-2	(10) 火山ガス予報 (略)	(13) 火山ガス予報 (略)	適正化
4-2	(11) その他の情報等 (略)	(14) その他の情報等 (略)	適正化
4-2	(15) (削除)	(15) <u>大気汚染気象通報</u> <u>大気の汚染に関連する気象の状態及び気象に関する大気汚染による郊外の防止措置を行っている郡山市等に対して伝達される気象通報</u>	法改正等による修正 (大気汚染業務の見直しによる通報等廃止)
4-2	(16) (削除)	(16) <u>スモッグ気象情報</u> <u>光化学スモッグの発生しやすい気象状態(晴れて、気温が高く、風が弱いなど)が予想される場合に、府県予報区(福島県)を対象として注意喚起される情報</u>	法改正等による修正 (大気汚染業務の見直しによる通報等廃止)
4-2	5 緊急情報の伝達 緊急地震速報、噴火警報、噴火速報、特別警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム(以下「J-ALERT」という。)により国民に瞬時に伝達される。本市においては、J-ALERTが受信した情報が郡山市防災情報伝達システムと連携し、各情報伝達手段に配信し、市民に瞬時に伝達される。	5 緊急情報の伝達 緊急地震速報、噴火警報、噴火速報、特別警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により国民に瞬時に伝達される。本市においては、J-ALERTが受信した情報が郡山市防災情報伝達システムと連携し、各情報伝達手段に配信し、市民に瞬時に伝達される。	適正化
4-2	7 注意報、警報等の通知及び周知 注意報、警報等の関係機関団体及び一般住民への通知並びに周知は、ウェブサイト、メール、SNS、郡山コミュニティ放送等の多様なメディア(J-ALERTと連携)により行う。	7 注意報、警報等の通知及び周知 注意報、警報等の関係機関団体及び一般住民への通知並びに周知は、ウェブサイト、メール、SNS、郡山コミュニティ放送等の多様なメディア(全国瞬時警報システムと連携)により行う。	適正化
4-3	第3節 通信情報計画 【総務部】 災害情報(被害状況及び災害関係情報)の収集要領は、次のとおりとする。	第3節 通信情報計画 【総務部】 災害情報及び被害報告の収集要領は、次のとおりとする。	県地域防災計画の修正に伴う修正

章一節 修正後

現行

修正理由

	<p>なお、災害情報_____の収集と伝達は被害の防止と軽減に必要不可欠であるため、あらゆる方法・手段を用いて行い、迅速、かつ的確に各部局において情報の一元化と全部局等への情報の共有化を図る。</p> <p><u>また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。</u></p>	<p>なお、災害情報（<u>被害の状況等</u>）の収集と伝達は被害の防止と軽減に必要不可欠であるため、あらゆる方法・手段を用いて行い、迅速、かつ的確に各部局において情報の一元化と全部局等への情報の共有化を図る。</p> <p>_____</p>	
<p>4-3</p>	<p>1 被害<u>状況</u>報告の収集</p> <p>(2) 被害報告の要領</p> <p>① (略)</p> <p>② 県及び関係機関団体への報告</p> <p>市は、災害が発生したときは、速やかに人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに福島県<u>総合防災情報</u>システム等により県中地方振興局に報告するものとし、県中地方振興局に報告することができない場合には、直接、県災害対策課へ報告を行う。</p> <p>また、県へ報告ができない場合には、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜査・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明者となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は法務省又は外務省）又は県に連絡する。</p> <p>なお、災害等により、火災の同時多発あるいは多数の死傷者の発生により、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに電話等により総務省消防庁及び県災害対策課に報告する。</p> <p>③ 報告の様式</p> <p>全ての報告は、<u>福島県総合防災情報システム</u> _____ を使用する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>1 被害<u> </u>報告の収集</p> <p>(2) 被害報告の要領</p> <p>① (略)</p> <p>② 県及び関係機関団体への報告</p> <p>市は、災害が発生したときは、速やかに人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに福島県<u> </u>防災<u> </u>事務連絡システム等により県中地方振興局に報告するものとし、県中地方振興局に報告することができない場合には、直接、県災害対策課へ報告を行う。</p> <p>また、県へ報告ができない場合には、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜査・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明者となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は法務省又は外務省）又は県に連絡する。</p> <p>なお、災害等により、火災の同時多発あるいは多数の死傷者の発生により、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに電話等により総務省消防庁及び県災害対策課に報告する。</p> <p>③ 報告の様式</p> <p>全ての報告は、_____ <u>県指定の「被害状況即報、災害確定報告」の用紙</u>を使用する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>適正化</p> <p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-3	<p>2 災害<u>関係</u>情報の<u>収集及び</u>報告 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の異常な現象、状態<u>等の災害関係</u> <u>情報の収集及び報告</u>は、被害報告の要 領に準じて行う。</p>	<p>2 災害<u> </u>情報の<u> </u>報告 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の異常な現象、状態<u> </u> <u>並びに緊急に措置しなければならない応急対策</u>は、被害報告の 要領に準じて行う。</p>	適正化
4-3	<p>3 夜間・休日等の<u>災害情報</u>の収集及び通報</p>	<p>3 夜間・休日等の<u>被害報告</u>の収集及び通報</p>	適正化

章一節 修正後

現行

修正理由

<p>4-3</p>	<p style="text-align: center;">災害情報・被害報告系統図</p>	<p style="text-align: center;">災害情報・被害報告系統図</p>	<p>適正化</p>
<p>4-3</p>	<p>4 災害通信 (1) 通常時の通信連絡</p>	<p>4 災害通信 (1) 通常状態の通信連絡</p>	<p>適正化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>通常<u>時</u>の通信連絡は、電気通信設備、有線放送施設、災害時代表電話、福島県総合情報通信ネットワーク _____、 <u>J-A L E R T</u>、郡山市防災情報伝達システム、IP無線機、郡山市総合行政ネットワークシステム、災害時優先携帯電話を活用し、迅速に通信連絡を行う。</p>	<p>通常<u>の状態における</u>通信連絡は、電気通信設備、有線放送施設、災害時代表電話、福島県総合情報通信ネットワーク <u>システム</u>、<u>全国瞬時警報システム</u> (<u>J-A L E R T</u>)、郡山市防災情報伝達システム、IP無線機、郡山市総合行政ネットワークシステム、災害時優先携帯電話を活用し、迅速に通信連絡を行う。</p>	
4-3	<p>(2) 有線電話（施設）の通信不能時における措置 災害時に<u>有線電話（施設）が不通となった場合</u>、福島県総合情報通信ネットワーク _____、<u>J-A L E R T</u>、IP無線機、郡山市総合行政ネットワークシステム及び無線施設保有機関の無線、災害時優先携帯電話等の活用及び郡山コミュニティ放送等の協力を得て、迅速に通信連絡又は非常通信を行う。</p>	<p>(2) 有線電話（施設）の通信不能時における措置 災害時に <u>は、有線電話施設は不通となりやすいので</u>、福島県総合情報通信ネットワーク <u>システム</u>、<u>全国瞬時警報システム</u> (<u>J-A L E R T</u>)、IP無線機、郡山市総合行政ネットワークシステム及び無線施設保有機関の無線、災害時優先携帯電話等の活用及び郡山コミュニティ放送等の協力を得て、迅速に通信連絡又は非常通信を行う。</p>	適正化
4-3	<p>(3) 非常通信 <u>非常通信は原則として、以下の順位により実施する。</u> ①～⑪ (略)</p>	<p>(3) 非常通信 _____ ①～⑪ (略)</p>	適正化
4-3	<p><u>(4) (削除)</u></p>	<p><u>(4) 非常通信の送信順位</u> <u>上記(3)の順位による。ただし、災害発生時の状況により送信順位が不適当と認める場合にはこの限りでない。</u></p>	適正化
4-3	<p><u>(4)</u> 市内の主な通信機関 災害時に利用できる通信機関は次のとおり。 ① <u>郡山市</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ② <u>郡山地方広域消防組合消防本部</u> _____ ③ 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所 ④ 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 ⑤ 農林水産省東北農政局 _____ (福島県拠点)</p>	<p><u>(5)</u> 市内の主な通信機関 災害時に利用できる通信機関は次のとおり。 ① <u>福島県総合情報通信ネットワークシステム</u> ② <u>IP無線機</u> ③ <u>郡山市総合行政ネットワークシステム</u> ④ _____ 消防本部 <u>消防無線</u> ⑤ 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所 ⑥ 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 ⑦ 農林水産省東北農政局 <u>地方参事官</u> (福島県拠点)</p>	適正化（機関名に修正）

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>⑥ 福島県中地方振興局 福島県中建設事務所 福島県中農林事務所</p> <p>⑦ 福島県警察郡山警察署 福島県警察郡山北警察署</p> <p>⑧ 郡山市上下水道局</p> <p>⑨ 東日本旅客鉄道(株)郡山駅</p> <p>⑩ NTT東日本株式会社 福島支店</p> <p>⑪ 日本通運(株)郡山支店</p> <p>⑫ 東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター</p> <p>⑬ 日本放送協会福島放送局</p> <p>⑭ 株式会社郡山コミュニティ放送</p> <p>⑮ 福島交通(株)郡山支社</p> <p>⑯ 東部瓦斯(株)福島支社</p> <p>⑰ 福島さくら農業協同組合</p> <p>⑱ <u>郡山地区ハイヤータクシー協同組合</u></p> <p>⑲ <u>郡山市民アマチュア無線実行委員会</u></p> <p>(個人の趣味で個人同士が随時無線連絡を行っているものであるが、非常の際は、連絡を依頼することができるかとされているので、これが円滑に運用されるよう考慮する。)</p>	<p>⑧ 福島県中地方振興局 福島県中建設事務所 福島県中農林事務所</p> <p>⑨ 福島県警察郡山警察署 福島県警察郡山北警察署</p> <p>⑩ 郡山市上下水道局</p> <p>⑪ 東日本旅客鉄道(株)郡山駅</p> <p>⑫ NTT東日本 _____ 福島支店</p> <p>⑬ 日本通運(株)郡山支店</p> <p>⑭ 東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター</p> <p>⑮ 日本放送協会福島放送局</p> <p>⑯ 株式会社郡山コミュニティ放送</p> <p>⑰ 福島交通(株)郡山支社</p> <p>⑱ 東部瓦斯(株)福島支社</p> <p>⑲ 福島さくら農業協同組合</p> <p>⑳ <u>各タクシー無線</u></p> <p>㉑ _____ アマチュア無線 _____</p> <p>(個人の趣味で個人同士が随時無線連絡を行っているものであるが、非常の際は、連絡を依頼することができるかとされているので、これが円滑に運用されるよう考慮する。)</p>	
4-4	<p>第4節 災害広報・情報伝達計画 【総務部・政策開発部・市民部】</p> <p>第1 災害広報</p> <p>1 広報担当</p> <p>(1) _____ 総合的な広報は、広聴広報班が担当する。</p> <p>(2) 各部は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に提出する。</p> <p>(3) 広聴広報班は、広報写真の取材並びに状況の把握等、災害現地の情報収集に</p>	<p>第4節 災害広報・情報伝達計画 【総務部・政策開発部・市民部】</p> <p>第1 災害広報</p> <p>1 広報担当</p> <p>(1) <u>災害の</u>総合的な広報は、広聴広報班が担当する。</p> <p>(2) 各部は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に提出する。</p> <p>(3) 広聴広報班は、広報写真の取材並びに状況の把握等、災害現地の情報収集に</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害情報共有システム 災害情報共有システム（Lアラート）に対し、被害情報や避難 <u>情報</u>、避難所開設等の情報を発信し、テレビ、ラジ オ、携帯電話等の様々なメディアを通じて、速やかに住民へ伝達 する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害情報共有システム 災害情報共有システム（Lアラート）に対し、被害情報や避難 <u>指示等の発令</u>、避難所開設等の情報を発信し、テレビ、ラジ オ、携帯電話等の様々なメディアを通じて、速やかに住民へ伝達 する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>	
4-4	<p><u>(2へ記載箇所移動、内容変更なし)</u></p>	<p><u>3 広報の内容</u> <u>広報は災害の種別により異なるが、おおよそ次の内容を広報する。</u></p> <p><u>(1) 災害関係予報、警報及び特別警報</u> <u>(2) 災害発生の状況及び被害状況</u> <u>(3) 避難に関する情報</u> <u>(4) 市民に対する防災、救助、避難等の注意事項</u> <u>(5) 災害応急対策及びその活動の状況</u> <u>(6) 災害復旧対策、救助及びその他の状況</u> <u>(7) 災害地を中心とする交通規制及び交通情報</u> <u>(8) その他市民に必要な情報</u></p>	<p>適正化（記載箇所修 正）</p>
4-4	<p>4 災害広報実施のための留意すべき事項 <u>(5) 市は、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、災害の状況、安否情報、 ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被 災者等に対し適切に広報するとともに、要配慮者に配慮した広報を実施する。</u></p>	<p>4 災害広報実施のための留意すべき事項 <u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画を踏 まえた修正</p>
4-5	<p>3 部隊編成 (2) 非常体制時の部隊編成 ● 第1次非常配備 台風、集中豪雨、豪雪等により、災害の発生が予想される場合で、気象 に関する警報が発表された場合で、消防団長が警戒を必要と判断した場合</p>	<p>3 部隊編成 (2) 非常体制時の部隊編成 ● 第1次非常配備 台風、集中豪雨、豪雪等により、災害の発生が予想される場合で、気象に関 する警報が発表された場合で、消防団長が警戒を必要と判断した場合</p>	<p>防災気象情報の見直 しを踏まえた修正</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>(2) 多数傷病者に対する対応</p> <p>多数の負傷者等が発生した場合は、医師、看護師、救急救命士等はトリアージ（緊急度判定に基づく医療順位の決定）を行い、重傷者から搬送する。また、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。なお、新型コロナウイルス感染症 <u>をはじめとする様々な感染症</u> の軽症患者や疑いのある傷病者の搬送に当たっては、ビニールシートや陽圧陰圧制御による救急車や飛沫循環抑制車両により輸送するなど感染症対策を講じる。</p>	<p>(2) 多数傷病者に対する対応</p> <p>多数の負傷者等が発生した場合は、医師、看護師、救急救命士等はトリアージ（緊急度判定に基づく医療順位の決定）を行い、重傷者から搬送する。また、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。なお、新型コロナウイルス感染症 _____ の軽症患者や疑いのある傷病者の搬送に当たっては、ビニールシートや陽圧陰圧制御による救急車や飛沫循環抑制車両により輸送するなど感染症対策を講じる。</p>	
4-7	<p>1 災害時の応急供給</p> <p>(8) 米飯の炊き出し</p> <p>② 炊き出し施設及び器材の使用</p> <p>炊き出しは、学校給食センター、小中学校給食室、公民館等を使用する。</p> <p>炊き出しの際の炊事器材は、各小中学校 <u>等</u> の給食用を使用する。</p>	<p>1 災害時の応急供給</p> <p>(8) 米飯の炊き出し</p> <p>② 炊き出し施設及び器材の使用</p> <p>炊き出しは、学校給食センター、小中学校給食室、公民館等を使用する。</p> <p>炊き出しの際の炊事器材は、各小中学校 <u> </u> の給食用を使用する。</p>	適正化
4-8	<p>3 給（貸）与の方法</p> <p>(4) 備蓄・調達方法</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ 避難者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、新物資システム(B-PLo)等を活用して、関係機関と情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</u></p> <p><u>なお、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮する。</u></p>	<p>3 給（貸）与の方法</p> <p>(4) 備蓄・調達方法</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ _____</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
4-10	<p>第2 応急仮設住宅の供与</p> <p>1 建設型応急住宅の供与</p>	<p>第2 応急仮設住宅の供与</p> <p>1 建設型応急住宅の供与</p>	適正化

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>(1) 対象者</p> <p>① <u>災害発生の日時点において、市内に居住する者</u></p> <p>② <u>当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者</u></p> <p><u>ア 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者</u> _____</p> <p><u>イ 「半壊」(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者</u> _____</p> <p><u>ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者</u></p> <p><u>エ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者であって、上記①に該当する者</u></p> <p><u>オ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者</u></p> <p>③ 自らの資力を<u>以</u>てしては、住宅を確保することのできない者であること。 なお、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。</p>	<p>(1) 対象者</p> <p>① _____</p> <p>② _____</p> <p>_____ 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。</p> <p>_____ <u>居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>③ 自らの資力を<u>も</u>ってしては、住宅を確保することのできない者であること。 なお、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。</p>	
4-10	<p>2 賃貸型応急住宅の提供</p> <p>市は、民間賃貸住宅等の空き家_が存在する地域における災害や、建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、建設型応急住宅の建設に準じるが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティ維持のための地域単位での入居などにも配慮する。</p>	<p>2 賃貸型応急住宅の提供</p> <p>市は、民間賃貸住宅_の空き家等が存在する地域における災害や、建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、建設型応急住宅の建設に準じるが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティ維持のための地域単位での入居などにも配慮する。</p>	適正化
4-12	<p>◎ 実施担当班 (家屋消毒) 農業政策班、<u>農業生産流通</u> _____ 班</p> <p>◎ 応援協力班 農業政策班、<u>農業生産流通</u> _____ 班、農林基盤整備班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、総合交通政策班、区画整理班、公園緑地班、開発建築法務班</p>	<p>◎ 実施担当班 (家屋消毒) 農業政策班、 _____ <u>園芸畜産振興</u> 班</p> <p>◎ 応援協力班 農業政策班、 _____ <u>園芸畜産振興</u> 班、農林基盤整備班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、総合交通政策班、区画整理班、公園緑地班、開発建築法務班</p>	組織改編に伴う修正
4-12	<p><u>3 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達</u></p> <p><u>市は、防疫及び保健衛生用機材の備蓄及び調達について計画を策定する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	明文化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-12	<p><u>4 家庭動物救護対策</u></p> <p><u>被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逃走時対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会、獣医師会等の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
4-13	<p>第13節 清掃計画 【環境部・上下水道部】</p> <p>災害によって排出された一般廃棄物を、この計画及び郡山市災害廃棄物処理計画により迅速、適切に処理し、被災者の生活環境保全を図る。</p> <p>◎ 実施機関 市長</p> <p>◎ 実施担当班 (総務) 環境政策班 (調査) 環境政策班、地区本部</p> <p>ごみ処理・し尿処理……市委託業者、市許可業者、災害協定締結団体</p> <p>(収集運搬) <u>ごみ減量</u>推進班 (処分) 資源循環班</p>	<p>第13節 清掃計画 【環境部・上下水道部】</p> <p>災害によって排出された一般廃棄物を、この計画及び郡山市災害廃棄物処理計画により迅速、適切に処理し、被災者の生活環境保全を図る。</p> <p>◎ 実施機関 市長</p> <p>◎ 実施担当班 (総務) 環境政策班 (調査) 環境政策班、地区本部</p> <p>ごみ処理・し尿処理……市委託業者、市許可業者、災害協定締結団体</p> <p>(収集運搬) <u>5R</u>推進班 (処分) 資源循環班</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>
4-13	<p>2 調査</p> <p>(1) 廃棄物調査</p> <p><u>ごみ減量</u>推進班長、資源循環班長及び地区本部長は、指定職員2名をもって、管内一般廃棄物排出状況を調査し、環境政策班において取りまとめる。</p> <p>●調査項目</p> <p>① 一般廃棄物の排出量と必要車両台数(<u>ごみ減量</u>推進班)</p> <p>② 浸水便槽数と予想汲取量(資源循環班)</p> <p>③ 必要仮設便所数(資源循環班)</p>	<p>2 調査</p> <p>(1) 廃棄物調査</p> <p><u>5R</u>推進班長、資源循環班長及び地区本部長は、指定職員2名をもって、管内一般廃棄物排出状況を調査し、環境政策班において取りまとめる。</p> <p>●調査項目</p> <p>① 一般廃棄物の排出量と必要車両台数(<u>5R</u>推進班)</p> <p>② 浸水便槽数と予想汲取量(資源循環班)</p> <p>③ 必要仮設便所数(資源循環班)</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>
4-13	<p>3 報告</p> <p>(1) <u>ごみ</u>の収集運搬及び収集運搬車両の状況については<u>ごみ減量</u>推進班</p>	<p>3 報告</p> <p>(1) <u>ごみ</u>、<u>し尿</u>の収集運搬及び収集運搬車両の状況については<u>5R</u>推進班長</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>(2) し尿の収集(<u>資源循環班</u>)</p> <p>① 災害の状況に応じて、家庭便槽の漏水や破損等で緊急に、し尿の収集を行う必要があると認められる場合は、市許可業者及び災害協定締結団体に委託し、収集する。</p> <p>② し尿収集車両等が不足すると思われる場合には、近隣市町村へ応援要請を実施する。</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>より快適なトイレの設置への配慮</u></p> <p><u>避難所の衛生環境の確保を図るため、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮に努める。</u></p>	<p>(2) し尿の収集(<u>5 R推進班</u>)</p> <p>① 災害の状況に応じて、家庭便槽の漏水や破損等で緊急に、し尿の収集を行う必要があると認められる場合は、市許可業者及び災害協定締結団体に委託し、収集する。</p> <p>② し尿収集車両等が不足すると思われる場合には、近隣市町村へ応援要請を実施する。</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>(5) _____</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
4-15	<p>第15節 住居障害物の除去計画 【建設構想部・環境部】</p> <p>災害時に、土、石、立木、<u>大雪等</u>及び災害を受けた工作物等障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速、的確に実施する。</p>	<p>第15節 住居障害物の除去計画 【建設構想部・環境部】</p> <p>災害時に、土、石、立木、_____及び災害を受けた工作物等障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速、的確に実施する。</p>	<p>市の施策の進展を踏まえた修正（雪害対策）</p>
4-15	<p>2 除去の対象</p> <p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林、<u>大雪等</u>のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、障害物の除去を早急に実施しなければならないものを対象とする。</p>	<p>2 除去の対象</p> <p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林、_____等のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、障害物の除去を早急に実施しなければならないものを対象とする。</p>	<p>市の施策の進展を踏まえた修正（雪害対策）</p>
4-16	<p><u>4 陸上輸送拠点の確保</u></p> <p><u>市は、避難所等への物資輸送を円滑に実施するため、必要に応じ地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保する。</u></p> <p><u>なお、拠点を開設した際には、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画の修正に伴う修正</p>
4-16	<p><u>5 車両による輸送</u></p> <p>道路交通が不能となった場合を除き、車両により迅速確実な輸送を行う。</p> <p>(1) 人員、物資の優先輸送</p>	<p><u>4 車両による輸送</u></p> <p>道路交通が不能となった場合を除き、車両により迅速確実な輸送を行う。</p> <p>(1) 人員、物資の優先輸送</p>	<p>適正化</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>① 人員の輸送</p> <p>災害時において優先輸送される人員は、救出された被災者、災害対策本部員、消防機関の職（団）員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急<u>対策</u>を行う要員等とする。</p>	<p>① 人員の輸送</p> <p>災害時において優先輸送される人員は、救出された被災者、災害対策本部員、消防機関の職（団）員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急<u>措置</u>を行う要員等とする。</p>	
4-16	<u>6</u> 航空機による輸送	<u>5</u> 航空機による輸送	適正化
4-16	<u>7</u> 人力による輸送	<u>6</u> 人力による輸送	適正化
4-16	<u>8</u> 船舶による輸送	<u>7</u> 船舶による輸送	適正化
4-19	<p>2 応急措置対策</p> <p>(1) 休校等の措置</p> <p>① 授業開始後の措置</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される気象状況となった場合、各学校長は学校教育推進班と協議し、必要に応じて、教育課程の変更等の措置をとり、児童生徒の安全確保に努める。帰宅させる場合には注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童等に対しては教師が付き添う等の措置をとる。また、災害によって<u>こ</u>ども達が受ける精神的不安を取り除くため専門的相談員や臨床心理士等による指導の強化を図る。</p>	<p>2 応急措置対策</p> <p>(1) 休校等の措置</p> <p>① 授業開始後の措置</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される気象状況となった場合、各学校長は学校教育推進班と協議し、必要に応じて、教育課程の変更等の措置をとり、児童生徒の安全確保に努める。帰宅させる場合には注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童等に対しては教師が付き添う等の措置をとる。また、災害によって<u>子</u>ども達が受ける精神的不安を取り除くため専門的相談員や臨床心理士等による指導の強化を図る。</p>	適正化
4-20	<p>第20節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画</p> <p>【総務部・政策開発部・保健福祉部・農商工部】</p> <p>災害時においては、<u>自主防災組織</u>の活動や<u>民間団体の協力が</u>、被害軽減等に大きな役割を果たすことから、次の活動を行う発災直後の初期消火や救出救助、避難行動要支援者の避難誘導、避難所運営等を行う。</p>	<p>第20節 市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画</p> <p>【総務部・政策開発部・保健福祉部・農商工部】</p> <p>災害時においては、<u>市民の自発的な防災組織</u>の活動<u> </u>、被害軽減<u> </u>に大きな役割を果たすことから、次の活動を行う発災直後の初期消火や救出救助、避難行動要支援者の避難誘導、避難所運営等を行う。</p>	適正化、明文化

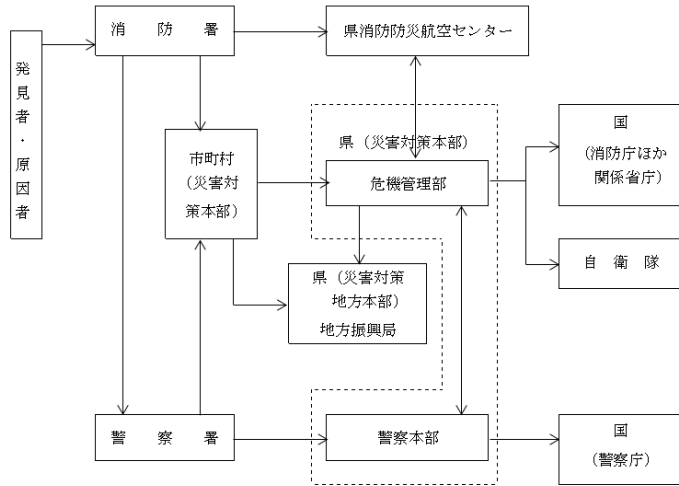
章一節 修正後

現行

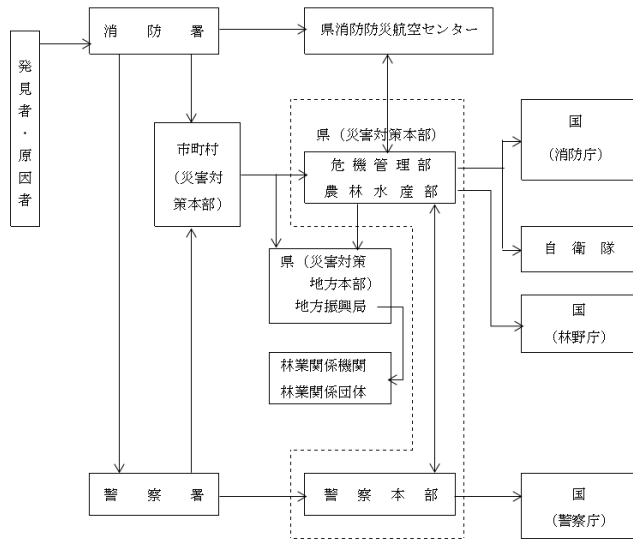
修正理由

(図 新設)

大規模な火事災害情報伝達系統



林野火災情報伝達系統



(図 新設)

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-25	<p>(2) 消火・救出活動</p> <p>① 火災防ぎょ活動 消防本部及び郡山消防署は、消防団、警察、森林管理者、<u>林業関係事業者</u>、自主防災組織、福島県消防防災航空隊等と連携し、消火活動及び延焼防止活動を実施する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>二次災害の防止</u> 市は、<u>林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。</u> <u>また、必要に応じ関係機関と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うとともに、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。</u></p>	<p>(2) 消火・救出活動</p> <p>① 火災防ぎょ活動 消防本部及び郡山消防署は、消防団、警察、森林管理者、_____自主防災組織、福島県消防防災航空隊等と連携し、消火活動及び延焼防止活動を実施する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画を踏 まえた修正</p>
4-25	<p>(3) 避難・誘導</p> <p>① (略)</p> <p>② 住民の避難 市は、林野火災又は建物火災の延焼により付近の住宅等に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示を<u>発令し</u>、他の関係機関と協力して住民を安全な場所へ避難させる。</p>	<p>(3) 避難・誘導</p> <p>① (略)</p> <p>② 住民の避難 市は、林野火災又は建物火災の延焼により付近の住宅等に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示を<u>行い</u>他の関係機関と協力して住民を安全な場所へ避難させる。</p>	<p>適正化</p>
4-25	<p><u>(4) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動</u> 市は、消防本部、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。 なお、医療（助産）救護活動については、「第11節 医療（助産）計画」による。</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画を踏 まえた修正</p>
4-25	<p><u>(5) 広域的な応援要請</u></p>	<p><u>(4) 広域的な応援要請</u></p>	<p>適正化</p>
4-25	<p><u>(6) 要配慮者対策</u> 市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画を踏 まえた修正</p>

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-25	(7) 鎮火後の措置	(5) 鎮火後の措置	適正化
4-26	<p>第26節 土砂災害応急対策計画【総務部・建設構想部・消防本部・郡山消防署】</p> <p>1 土砂キキクル _____ の活用</p> <p>気象庁が大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報 _____ 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p>第26節 土砂災害応急対策計画【総務部・建設構想部・消防本部・郡山消防署】</p> <p>1 土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) の活用</p> <p>気象庁が大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の _____ 予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	防災気象情報の見直しを踏まえた修正

章一節 修正後

現行

修正理由

4-26	<p>警戒レベル・危険度の色・防災気象情報・避難行動の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相当する警戒レベル</th> <th>色が持つ意味</th> <th>土砂災害に関する情報</th> <th>住民避難情報</th> <th>解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5相当</td> <td>災害切迫 命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に到達</td> <td>レベル5 土砂災害大雨特別警報 （土砂災害）</td> <td>緊急安全確保</td> <td>現況で、土砂災害特別警報発表基準の土壌雨量指数及び60分間雨量に到達した1km×1kmメッシュが概ね10個以上まとまって出現し、激しい雨がさらに降り続く予想の際に発表。命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 命の危険を守る最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>4相当</td> <td>危険 命に危険が及ぶ土砂災害のいつ発生してもおそれない状況。避難指示の基準に到達する可能性がある状況。</td> <td>レベル4 土砂災害危険警戒情報</td> <td>避難指示</td> <td>現況又は2時間先までの予想で土砂災害危険警戒発表基準警戒情報及び60分間雨量基準に到達。命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおそれない状況。まだ避難していない人は直ちに土砂災害警戒区域等の外へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>3相当</td> <td>警戒 土砂災害への警戒が必要状況。高齢者等に避難の準備を要する状況。</td> <td>レベル3 土砂災害大雨警戒情報 （土砂災害）</td> <td>高齢者等避難</td> <td>現況又は3時間先までの予想で土砂災害危険警戒発表基準大雨注意報の土壌雨量指数及び60分雨量に到達。 土砂災害への警戒が必要。高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。</td> </tr> <tr> <td>2相当</td> <td>注意 土砂災害への注意が必要状況。今後の情報や2時間先までに注意報基準に到達する上予想。</td> <td>レベル2 土砂災害大雨注意報</td> <td>-</td> <td>現況又は6時間先までの予想で土砂災害大雨注意報基準の土壌雨量指数及び60分雨量に到達。 土砂災害への注意が必要。ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>今後の情報等に留意</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>実現又は予想で土砂災害大雨注意報の基準未満の土壌雨量指数及び60分雨量。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</td> </tr> </tbody> </table>	相当する警戒レベル	色が持つ意味	土砂災害に関する情報	住民避難情報	解 説	5相当	災害切迫 命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に到達	レベル5 土砂災害大雨特別警報 （土砂災害）	緊急安全確保	現況で、土砂災害特別警報発表基準の土壌雨量指数及び60分間雨量に到達した1km×1kmメッシュが概ね10個以上まとまって出現し、激しい雨がさらに降り続く予想の際に発表。命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 命の危険を守る最善の行動をとる。	4相当	危険 命に危険が及ぶ土砂災害のいつ発生してもおそれない状況。避難指示の基準に到達する可能性がある状況。	レベル4 土砂災害危険警戒情報	避難指示	現況又は2時間先までの予想で土砂災害危険警戒発表基準警戒情報及び60分間雨量基準に到達。命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおそれない状況。まだ避難していない人は直ちに土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	3相当	警戒 土砂災害への警戒が必要状況。高齢者等に避難の準備を要する状況。	レベル3 土砂災害大雨警戒情報 （土砂災害）	高齢者等避難	現況又は3時間先までの予想で土砂災害危険警戒発表基準大雨注意報の土壌雨量指数及び60分雨量に到達。 土砂災害への警戒が必要。高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	2相当	注意 土砂災害への注意が必要状況。今後の情報や2時間先までに注意報基準に到達する上予想。	レベル2 土砂災害大雨注意報	-	現況又は6時間先までの予想で土砂災害大雨注意報基準の土壌雨量指数及び60分雨量に到達。 土砂災害への注意が必要。ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	-	今後の情報等に留意	-	-	実現又は予想で土砂災害大雨注意報の基準未満の土壌雨量指数及び60分雨量。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	<p>警戒レベル・危険度の色・防災気象情報・避難行動の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相当する警戒レベル</th> <th>色が持つ意味</th> <th>土砂災害に関する情報</th> <th>住民避難情報</th> <th>解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5相当</td> <td>災害切迫 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達</td> <td>大雨特別警報 （土砂災害）</td> <td>緊急安全確保</td> <td>命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 命を守る最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>4相当</td> <td>危険 2時間先までに土砂災害危険警戒の基準に到達すると予想</td> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>避難指示</td> <td>現況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達。 命の危険が及ぶと土砂災害がいつ発生してもおそれない状況、まだ避難していない人は直ちに土砂災害警戒区域等の外へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>3相当</td> <td>警戒 2時間先までに警戒基準に到達すると予想</td> <td>大雨警戒情報 （土砂災害）</td> <td>高齢者等避難</td> <td>現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数に到達。土砂災害への警戒が必要で、高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。</td> </tr> <tr> <td>2相当</td> <td>注意 2時間先までに注意報基準に到達すると予想</td> <td>大雨注意報</td> <td>-</td> <td>現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数に到達。土砂災害への注意が必要で、ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>今後の情報等に留意</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</td> </tr> </tbody> </table>	相当する警戒レベル	色が持つ意味	土砂災害に関する情報	住民避難情報	解 説	5相当	災害切迫 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達	大雨特別警報 （土砂災害）	緊急安全確保	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 命を守る最善の行動をとる。	4相当	危険 2時間先までに土砂災害危険警戒の基準に到達すると予想	土砂災害警戒情報	避難指示	現況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達。 命の危険が及ぶと土砂災害がいつ発生してもおそれない状況、まだ避難していない人は直ちに土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	3相当	警戒 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	大雨警戒情報 （土砂災害）	高齢者等避難	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数に到達。土砂災害への警戒が必要で、高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	2相当	注意 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	大雨注意報	-	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数に到達。土砂災害への注意が必要で、ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	-	今後の情報等に留意	-	-	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	<p>防災気象情報の見直しを踏まえた修正</p>
相当する警戒レベル	色が持つ意味	土砂災害に関する情報	住民避難情報	解 説																																																											
5相当	災害切迫 命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に到達	レベル5 土砂災害大雨特別警報 （土砂災害）	緊急安全確保	現況で、土砂災害特別警報発表基準の土壌雨量指数及び60分間雨量に到達した1km×1kmメッシュが概ね10個以上まとまって出現し、激しい雨がさらに降り続く予想の際に発表。命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 命の危険を守る最善の行動をとる。																																																											
4相当	危険 命に危険が及ぶ土砂災害のいつ発生してもおそれない状況。避難指示の基準に到達する可能性がある状況。	レベル4 土砂災害危険警戒情報	避難指示	現況又は2時間先までの予想で土砂災害危険警戒発表基準警戒情報及び60分間雨量基準に到達。命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおそれない状況。まだ避難していない人は直ちに土砂災害警戒区域等の外へ避難する。																																																											
3相当	警戒 土砂災害への警戒が必要状況。高齢者等に避難の準備を要する状況。	レベル3 土砂災害大雨警戒情報 （土砂災害）	高齢者等避難	現況又は3時間先までの予想で土砂災害危険警戒発表基準大雨注意報の土壌雨量指数及び60分雨量に到達。 土砂災害への警戒が必要。高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。																																																											
2相当	注意 土砂災害への注意が必要状況。今後の情報や2時間先までに注意報基準に到達する上予想。	レベル2 土砂災害大雨注意報	-	現況又は6時間先までの予想で土砂災害大雨注意報基準の土壌雨量指数及び60分雨量に到達。 土砂災害への注意が必要。ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。																																																											
-	今後の情報等に留意	-	-	実現又は予想で土砂災害大雨注意報の基準未満の土壌雨量指数及び60分雨量。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。																																																											
相当する警戒レベル	色が持つ意味	土砂災害に関する情報	住民避難情報	解 説																																																											
5相当	災害切迫 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達	大雨特別警報 （土砂災害）	緊急安全確保	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 命を守る最善の行動をとる。																																																											
4相当	危険 2時間先までに土砂災害危険警戒の基準に到達すると予想	土砂災害警戒情報	避難指示	現況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達。 命の危険が及ぶと土砂災害がいつ発生してもおそれない状況、まだ避難していない人は直ちに土砂災害警戒区域等の外へ避難する。																																																											
3相当	警戒 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	大雨警戒情報 （土砂災害）	高齢者等避難	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数に到達。土砂災害への警戒が必要で、高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。																																																											
2相当	注意 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	大雨注意報	-	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数に到達。土砂災害への注意が必要で、ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。																																																											
-	今後の情報等に留意	-	-	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。																																																											
4-26	<p>2 土砂災害・斜面災害応急対策</p> <p>(1) 応急対策の実施</p> <p>③ 土砂災害警戒区域 _____等の市民は、高齢者等避難の段階から自発的に避難を開始することを推奨する。</p>	<p>2 土砂災害・斜面災害応急対策</p> <p>(1) 応急対策の実施</p> <p>③ 土砂災害警戒区域・危険箇所等の市民は、高齢者等避難の段階から自発的に避難を開始することを推奨する。</p>	<p>適正化</p>																																																												
4-26	<p>(4) 避難に関する指示等の実施</p> <p>土砂災害の警報等や大雨の警報等、並びに被災概要調査の結果により、被害発生及び発生の可能性が高いと見込まれるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに、避難に関する指示及び避難誘導等を実施する。</p>	<p>(4) 避難 _____ 指示等の実施</p> <p>土砂災害警戒情報や大雨に関する警報等、並びに被災概要調査の結果により、被害発生及び発生の可能性が高いと見込まれるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに、避難に関する指示及び避難誘導等を実施する。</p>	<p>防災気象情報の見直しを踏まえた修正</p>																																																												

章一節	修正後	現行	修正理由
4-28	<p>第28節 雪害応急対策計画 【総務部・保健福祉部・建設構想部】</p> <p><u>雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要があるため、この章の各節に基づき対応するとともに、速やかに次の対策を実施する。</u></p> <p><u>1 道路除排雪の実施</u></p> <p><u>(1) 各年度において定める「除雪事業計画」に基づき、関係機関及び民間団体と緊密な連携のもとに道路除排雪を実施し、交通、輸送の確保にあたる。また、状況によっては、警察署と連絡を密にし、交通規制等の対策を実施する。</u></p> <p><u>(2) 集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</u></p> <p><u>(3) 例年にない異常な降雪、積雪等により、地域での除雪・排雪等の処理能力を超えた場合において、集落の孤立や雪崩の発生など、市単独での対応が不可能と判断される状況においては、県に対して支援を要請する。</u></p> <p><u>(4) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。</u></p> <p><u>なお、除排雪場所を設定した場合には、市民に周知を図る。</u></p> <p><u>2 住宅等の除雪の実施</u></p> <p><u>(1) 要配慮者等の住宅で除雪が必要な世帯については、関係機関、ボランティア等の協力を得て除雪を実施する。</u></p> <p><u>(2) 空き家等からの落雪の危険がある場合は、所有者に対し危険性の排除について適切な維持管理を働きかけるとともに、道路管理者は、バリケード等の設置による応急対応を実施する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>市の施策の進展を踏まえた修正（雪害対策）</p>
4-29	<p>第29節 航空災害応急対策計画 【各部・消防本部・郡山消防署】</p> <p><u>1 概要</u></p> <p><u>この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する災害対応業務について定める。</u></p> <p><u>2 災害情報の収集伝達</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県地域防災計画を踏まえた修正</p>

章一節 修正後

現行

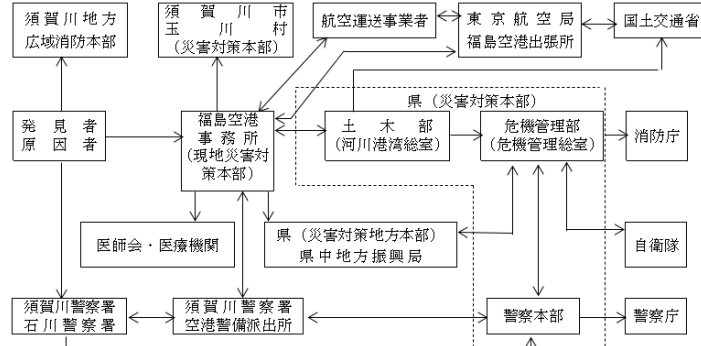
修正理由

め、以下により、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

新設

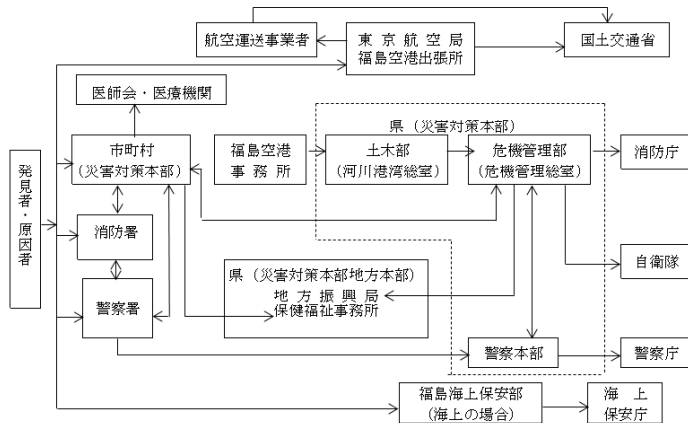
航空災害情報伝達系統

I 福島空港等における航空機事故



※ 自衛隊の災害派遣要請は危機管理総室により行う。

II I以外の地域における航空機事故



3 捜索・救助・救急・医療(助産)救護活動

地域における航空災害の際には、警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

また、市は、消防本部、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療(助産)救護活動を実

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>施するものとする。</u></p> <p><u>なお、医療（助産）救護活動については、「第11節 医療（助産）計画」により実施する。</u></p> <p><u>4 消火活動</u></p> <p><u>消防機関等は、地域における航空災害に伴う火災の際には、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。</u></p> <p><u>また、市は、必要に応じ次により応援を要請する。</u></p> <p><u>（1）相互応援協定に基づく県内の他の市町村への応援要請</u></p> <p><u>（2）県に対する大規模特殊災害時における広域航空消防援助実施要綱又は他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプターの応援要請</u></p> <p><u>5 交通規制措置</u></p> <p><u>市は、必要に応じて「第17節 交通施設応急対策計画」により、交通規制措置を実施する。</u></p> <p><u>6 自衛隊の災害派遣</u></p> <p><u>市は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために自衛隊の災害派遣が必要な場合には、県（危機管理総室）に自衛隊の災害派遣を要請する。</u></p>		
4-30	<p><u>第30節 鉄道災害応急対策計画</u> 【各部・消防本部・郡山消防署】</p> <p><u>1 概要</u></p> <p><u>この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する災害対応業務について定める。</u></p> <p><u>2 災害情報の収集伝達</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について以下により、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。</u></p>	<u>(新設)</u>	<p>県地域防災計画を踏まえた修正</p>

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>新設</p> <p style="text-align: center;">鉄道災害情報伝達系統</p> <p>3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動</p> <p><u>(1) 鉄道事業者は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施する。</u></p> <p><u>(2) 市は、消防本部、警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療(助産)救護活動を実施する。</u></p> <p><u>なお、医療（助産）救護活動については、「第11節 医療（助産）計画」により実施する。</u></p> <p><u>(3) 警察は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。</u></p> <p>4 消火活動</p> <p><u>(1) 鉄道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。</u></p>		

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>(2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。</u></p> <p><u>(3) 市は、必要に応じ次により応援を要請する。</u></p> <p>① <u>相互応援協定に基づく県内の他の市町村への応援要請</u></p> <p>② <u>県に対する大規模特殊災害時における広域航空消防援助実施要綱又は他県との相互応援協に基づく消防防災ヘリコプターの応援要請</u></p> <p><u>5 交通規制措置</u></p> <p><u>市は、必要に応じて「第 17 節 交通施設応急対策計画」により、交通規制措置を実施する。</u></p> <p><u>6 避難誘導</u></p> <p><u>鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、以下により実施する。</u></p> <p><u>(1) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。</u></p> <p><u>(2) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。</u></p>		
4-31	<p>第 31 節 原子力災害応急対策計画【各部・消防本部・郡山消防署】</p> <p>1 (2) 県からの情報への対応</p> <p>① 事故発電所からの特定事象発生時の通報、発電所からの特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、その他必要と思われる事項について、福島県総合情報通信ネットワーク _____ 等により県から伝達された場合、これらの情報を庁内各部へ周知する。</p> <p>② _____ 重点区域外等の安全を確保するため、県内各地方振興局の所在地及び県境付近における空間線量率等の測定結果が福島県総合情報通信ネットワーク _____ 等により県から伝達されることから、これらの情報を庁内各部へ周知する。</p>	<p>第 28 節 原子力災害応急対策計画【各部・消防本部・郡山消防署】</p> <p>1 (2) 県からの情報への対応</p> <p>① 事故発電所からの特定事象発生時の通報、発電所からの特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、その他必要と思われる事項について、福島県総合情報通信ネットワーク <u>システム</u> 等により県から伝達された場合、これらの情報を庁内各部へ周知する。</p> <p>② <u>暫定的な</u> 重点区域外等の安全を確保するため、県内各地方振興局の所在地及び県境付近における空間線量率等の測定結果が福島県総合情報通信ネットワーク <u>システム</u> 等により県から伝達されることから、これらの情報を庁内各部へ周知する。</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-31	<p>2 応急対策</p> <p>県内の_____関係__市町村又は茨城・新潟県内の関係市町村に屋内退避及び避難の決定が出された場合や本市も同様の対応が必要となった場合は、次の対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>_____関係__市町村</p> <p>福島県_____原子力災害広域避難計画に規定する 13 市町村</p> <p>【いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村】</p> </div>	<p>2 応急対策</p> <p>県内の原子力発電所関係周辺市町村又は茨城・新潟県内の関係市町村に屋内退避及び避難の決定が出された場合や本市も同様の対応が必要となった場合は、次の対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>原子力発電所関係周辺市町村</p> <p>福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する 13 市町村</p> <p>【いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村】</p> </div>	適正化
4-31	<p>2（4）広域避難に対する避難者受け入れ</p> <p>県または避難元市町村から、広域避難に対する避難者受け入れの要請を受けた場合は、郡山市地域防災計画第4章第6節「避難救出計画」、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、県、被災市町村に協力して、本市施設における避難所開設及び運営等を実施する。</p> <p>なお、本市は、県が策定した「福島県原子力災害広域避難計画」において、いわき市、田村市、南相馬市、富岡町、川内村の避難先に指定されている。</p>	<p>2（4）広域避難に対する避難者受け入れ</p> <p>県または避難元市町村から、広域避難に対する避難者受け入れの要請を受けた場合は、郡山市地域防災計画第4章第6節「避難救出計画」、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、県、被災市町村に協力して、本市施設における避難所開設及び運営等を実施する。</p>	明文化
4-32	<p>第32節 災害救助法の適用【総務部・政策開発部・環境部・保健福祉部・建設構想部・都市構想部・学校教育部・上下水道部】</p>	<p>第29節 災害救助法の適用【総務部・政策開発部・環境部・保健福祉部・建設構想部・都市構想部・学校教育部・上下水道部】</p>	適正化
4-32	<p>5 応急救助の実施</p> <p>災害救助法に規定された救助業務は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 収容施設（避難__所、及び応急仮設住宅）の設置 (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 災害にあった者の救出 (6) 福祉サービスの提供 (7) 災害にあった住宅の応急修理 (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (9) 学用品の給与 (10) 埋葬 (11) 死体の検索及び処理 (12) 障害物の除去 	<p>5 応急救助の実施</p> <p>災害救助法に規定された救助業務は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 収容施設（避難場所、及び応急仮設住宅）の設置 (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 災害にあった者の救出 _____ (6) 災害にあった住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 死体の検索及び処理 (11) 障害物の除去 	災害救助法の改正に伴う修正及び適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
4-33	<p>第33節 受援計画 【総務部・財務部・税務部・環境部・保健福祉部・建設構想部・都市構想部】</p>	<p>第30節 受援計画 【総務部・財務部・税務部・環境部・保健福祉部・建設構想部・都市構想部】</p>	適正化
4-33	<p>2 受援活動等 受援活動等の具体的な内容については、「郡山市災害時受援計画」による。 <u>同計画に基づき、円滑に受援ができるよう、具体的な受入態勢の整備に努める。</u> <u>また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、感染症対策のため、応援職員等の適切な執務スペースの確保に配慮する。</u> <u>さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難な場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館・公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p>	<p>2 受援活動等 受援活動等の具体的な内容については、「郡山市災害時受援計画」による。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	県地域防災計画の修正に伴う修正
5-2	<p>3 証明の基準 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月内閣府（防災担当））等による。なお、現地調査における調査票等は別に定める。</p>	<p>3 証明の基準 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月内閣府（防災担当））等による。なお、現地調査における調査票等は別に定める。</p>	適正化
5-3	<p>2 災害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付け 市は、「郡山市災害見舞金等支給条例」による災害見舞金、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定した「郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例」による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けにより、市民生活安定の早期回復を図る。</p>	<p>2 災害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付け 市は、「郡山市災害見舞金等給付条例」による災害見舞金、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定した「郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例」による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けにより、市民生活安定の早期回復を図る。</p>	適正化
5-3	<p><u>11 被災者の生活再建支援</u> <u>市は、郡山市多機関協働事業等実施要綱に基づき、円滑な災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、官民が連携し、被災者の個別の状況に応じた継続的な支援を行うことで早期の生活再建を促進する取組）等の実施のために、平時より知見の収集や、関係機関との情報共有等を行い、被災者一人ひとりに寄り添った支援体制の強化に努める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	県地域防災計画の修正及び市の施策の進展を踏まえた修正
6-3	<p>第1 災害（地震）に強い安全なまちづくり 2 建築物等の耐震対策の促進 (1) 郡山市耐震改修促進計画 市は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連付けた総合的な計画を、平成21年3</p>	<p>第1 災害（地震）に強い安全なまちづくり 2 建築物等の耐震対策の促進 (1) 郡山市耐震改修促進計画 市は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連付けた総合的な計画を、平成21年3</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>月に策定し、その後、<u>令和4</u>年3月に改定するなど耐震化の促進を図っている。</p> <p>引き続き社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容も踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう必要に応じて見直しに取り組む。</p>	<p>月に策定し、その後、<u>平成28</u>年3月に改定するなど耐震化の促進を図っている。</p> <p>引き続き社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容も踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう必要に応じて見直しに取り組む。</p>	
6-3	<p>第2 地震に関する知識の普及</p> <p>1 普及の内容</p> <p>(1) 地震についての知識</p> <p>(2) 地震発生時の心得</p> <p>(3) 避難及び初期消火の心得</p> <p>(4) 建物の点検と救助、救護の方法</p> <p>(5) 自主防災組織づくり</p> <p>(6) 緊急地震速報発表時の対応</p> <p>(7) 家庭内備蓄、非常持出品の準備</p> <p>(8) 災害時の家庭内の連絡体制の確保</p> <p>(9) 大規模盛土造成地マップや<u>郡山市液状化ハザードマップ</u>による滑動崩壊による災害危険性や液状化被害</p> <p>(10) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についての知識</p> <p>(11) 北海道・三陸沖後発地震注意情報についての知識</p>	<p>第2 地震に関する知識の普及</p> <p>1 普及の内容</p> <p>(1) 地震についての知識</p> <p>(2) 地震発生時の心得</p> <p>(3) 避難及び初期消火の心得</p> <p>(4) 建物の点検と救助、救護の方法</p> <p>(5) 自主防災組織づくり</p> <p>(6) 緊急地震速報発表時の対応</p> <p>(7) 家庭内備蓄、非常持出品の準備</p> <p>(8) 災害時の家庭内の連絡体制の確保</p> <p>(9) 大規模盛土造成地マップや_____による滑動崩壊による災害危険性や液状化被害</p> <p>(10) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についての知識</p> <p>(11) 北海道・三陸沖後発地震注意情報についての知識</p>	適正化
6-3	<p>2 啓発普及の方法</p> <p>広報紙、<u>市ウェブサイト</u>、<u>SNS</u>、パンフレット、新聞、テレビ、ラジオ、市政きらめき出前講座、大規模盛土造成地マップ及び<u>郡山市液状化ハザードマップ</u>等を通じ、広く市民に対し防災知識と思想の普及を図るとともに、公民館、学校など教育機関を通じて防災思想の普及を行う。</p>	<p>2 啓発普及の方法</p> <p>広報紙、_____パンフレット、新聞、テレビ、ラジオ、市政きらめき出前講座、大規模盛土造成地マップ及び_____液状化_____マップ等を通じ、広く市民に対し防災知識と思想の普及を図るとともに、公民館、学校など教育機関を通じて防災思想の普及を行う。</p>	適正化
6-3	<p>第3 地震訓練の実施</p> <p>1 地域住民による自主的訓練</p> <p>町内会<u>又は自主防災組織</u>等を単位とする初期消火、避難、救出救護等</p>	<p>第3 地震訓練の実施</p> <p>1 地域住民による自主的訓練</p> <p>町内会_____等を単位とする初期消火、避難、救出救護等</p>	適正化
6-3	<p>第5 防災活動の環境整備</p> <p>1 消防団、自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と<u>自主防災組織や防災士</u></p>	<p>第5 防災活動の環境整備</p> <p>1 消防団、自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と_____</p>	防災基本計画の修正に伴う修正

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p><u>等の多様な主体</u>との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災士・防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常的な訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。</p>	<p><u>これらの組織</u>との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災士・防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常的な訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。</p>	
6-3	<p>第7 避難対策 1 避難誘導体制の確立 (2) <u>要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、住民の協力体制を整備し、これらの訓練を行う。</u></p>	<p>第7 避難対策 1 避難誘導体制の確立 (2) <u>高齢者、障がい者、その他の</u>要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、住民の協力体制を整備し、これらの訓練を行う。</p>	適正化
6-3	<p>2 避難所の確保及び資機材の整備 (1) <u>公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所として指定した建物については、施設の安全性の確保を図るとともに、避難生活を良好に保つために、空間配置図、レイアウト図など施設利用計画の作成や、換気、照明等</u> <u>の整備に努める。</u> (2)～(8) (略) (9) <u>熱中症対策として、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。</u></p>	<p>2 避難所の確保及び資機材の整備 (1) <u>公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所として指定した建物については、施設の安全性の確保を図るとともに、</u><u>必</u><u>要に応じ、</u><u>換気、</u><u>照明等避難生活を良好に保つための</u>整備に努める。 (2)～(8) (略)</p>	適正化 明文化
6-4	<p>第2 災害対策本部の設置及び廃止 災害対策本部の設置及び廃止は、<u>「第2章 第2節 郡山市災害対策本部」</u>に定める。</p>	<p>第2 災害対策本部の設置及び廃止 災害対策本部の設置及び廃止は、<u>第2章 第2節</u> <u>に定める。</u></p>	適正化
6-5	<p>第6 緊急物資対策 3 緊急物資の供給 災害対策本部の総合調整に基づき被災者への供給を図る。なお、<u>緊急物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また夏季には、扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。</u></p>	<p>第6 緊急物資対策 3 緊急物資の供給 災害対策本部の総合調整に基づき被災者への供給を図る。なお、<u>求められる</u><u>物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また夏季には、扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。</u></p>	適正化
6-5	<p>第7 上下水道対策 2 下水道対策 (3) 緊急時における体制面での対策 ① <u>被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るため日頃から防災訓練、復旧訓練等を実施する。</u></p>	<p>第7 上下水道対策 2 下水道対策 (3) 緊急時における体制面での対策 ① <u>被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るため日頃から防災訓練、復旧訓練等を実施する。</u></p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>② 下水道台帳等の施設復旧に不可欠な情報は、収納・データ管理のための施設の耐震化を図り、遠隔地にバックアップを設ける等の安全度の向上を図る。</p> <p>③ 被災時における、他都市及び関係団体等との相互協力についての協定を締結し、具体的な支援方法等を整備する。</p> <p>④ 災害時の応急復旧に必要な資機材の確保について、その備蓄や確保の方法等を整備する。</p>	<p>② 下水道台帳のような施設復旧に不可欠な情報は、収納・データ管理のための施設の耐震化を図り、遠隔地にバックアップを設ける等の安全度の向上を図る。</p> <p>③ 被災時における、他都市及び関係団体等との相互協力についての協定を締結し、具体的な支援方法等を整備する。</p> <p>④ 災害時の応急復旧に必要な資機材の確保について、その備蓄や確保の方法等を整備する。</p>	
6-5	<p>第9 応急仮設住宅及び住宅の応急修理</p> <p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 建設に関する留意事項</u></p> <p><u>建設の際は、要配慮者の利用を想定した設置に努める。</u></p> <p>(3) 受入対象者</p> <p>災害により住家が全壊等となって、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を確保できない者が対象</p> <p>(4) 管理及び処分</p> <p>① 建設型応急住宅は、被災者に対しての一時的な居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。</p> <p>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。</p> <p>② 建設型応急住宅は、その目的が達成されたときは、解体撤去の処分を速やかに行う。</p>	<p>第9 応急仮設住宅及び住宅の応急修理</p> <p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 受入対象者</p> <p>災害により住家が全壊等となって、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を確保できない者が対象</p> <p>(3) 管理及び処分</p> <p>① 建設型応急住宅は、被災者に対しての一時的な居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。</p> <p>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。</p> <p>② 建設型応急住宅は、その目的が達成されたときは、解体撤去の処分を速やかに行う。</p>	適正化
6-5	<p>3 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(被災した住宅の応急修理)</u></p>	<p>3 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 _____</p>	適正化
6-5	<p>第12 要配慮者避難支援対策</p> <p>4 避難生活上の配慮</p>	<p>第10 要配慮者避難支援対策</p> <p>4 避難生活上の配慮</p>	適正化（建設の項目に追加記載）

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
	<p>(1) 避難所での生活環境や応急仮設住宅への受入に当たっては、要配慮者の健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居 _____ 等に努める。</p> <p>(2) 市及び福祉関連施設等の関係機関は、要配慮者の避難生活における安全を確保するため、要配慮者の特性に応じた避難施設の設備等の改善を図り、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら実施する。</p>	<p>(1) 避難所での生活環境や応急仮設住宅への受入に当たっては、要配慮者の健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。</p> <p>(2) 市及び福祉関連施設等の関係機関は、要配慮者の避難生活における安全を確保するため、要配慮者の特性に応じた避難施設の設備等の改善を図り、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら実施する。</p>	
6-5	<p>第14 通信、電気、ガス対策</p> <p>大規模地震発生時において、NTT東日本株式会社福島支店、東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター、東部瓦斯(株)福島支社及び(社)福島県LPガス協会郡山支部は、市民の生活、安全等を確保するため、できる限り通信の確保及び電気、ガス供給を継続するよう次の措置を講ずる。</p>	<p>第14 通信、電気、ガス対策</p> <p>大規模地震発生時において、NTT東日本 _____ 福島支店、東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター、東部瓦斯(株)福島支社及び(社)福島県LPガス協会郡山支部は、市民の生活、安全等を確保するため、できる限り通信の確保及び電気、ガス供給を継続するよう次の措置を講ずる。</p>	適正化
6-6	<p>第6節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項 【全部局】</p> <p>日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震への注意を促す情報である「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合にとるべき防災対応について定める。</p> <p>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</p> <p>1 関係機関相互間の伝達</p> <p>気象庁は、防災情報提供システムからのメール配信等により、県及び市町村へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。</p> <p>その他、気象庁において一定精度のMw（モーメントマグニチュード）を推定し、 _____ 発表条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。</p>	<p>第6節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 【全部局】</p> <p>日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震への注意を促す情報である「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合にとるべき防災対応について定める。</p> <p>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</p> <p>1 関係機関相互間の伝達</p> <p>気象庁は、防災情報提供システムからのメール配信等により、県及び市町村へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。</p> <p>その他、気象庁において一定精度のMw（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、 _____ 内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。</p>	適正化
6-6	<p>2 地域住民等に対する伝達</p> <p>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたことを住民等に迅速かつ正確に伝えるとともに、後発地震への備えとして、今後1週間程度は強い揺れに備え、すぐに避難できる態勢の準備等を徹底するよう郡山市防災情報伝達システム _____、市ウェブサイト及びSNS等で呼びかけを行う。</p>	<p>2 地域住民等に対する伝達</p> <p>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたことを住民等に迅速かつ正確に伝えるとともに、後発地震への備えとして、今後1週間程度は強い揺れに備え、すぐに避難できる態勢の準備等を徹底するよう郡山市防災情報伝達システム (の屋外拡声子局)、市ウェブサイト及びSNS等で呼びかけを行う。</p>	適正化
6-6	<p>第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された後の周知</p>	<p>第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された後の周知</p>	適正化

令和8年度郡山市地域防災計画修正 新旧対照表

章一節	修正後	現行	修正理由
6-6	<p>第3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。</p>	<p>第3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。</p>	適正化
6-6	<p>第4 市のとるべき措置</p> <p>市は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、県と協力し住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>第4 市のとるべき措置</p> <p>市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、県と協力し住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	適正化